

第2回 下妻市・千代川村合併協議会次第

日 時 平成17年2月3日(木) 午前10時00分～
場 所 下妻市役所本庁舎 3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 協議第11号 合併の期日(案)について【継続協議】
- (2) 協議第15号 財産の取扱いについて
- (3) 協議第16号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- (4) 協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (5) 協議第18号 地域審議会等の取扱いについて
- (6) 協議第19号 地方税の取扱いについて
- (7) 協議第20号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (8) 協議第21号 特別職の身分の取扱いについて
- (9) 協議第22号 条例・規則等の取扱いについて
- (10) 協議第23号 事務組織及び機構の取扱いについて
- (11) 協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて
- (12) 協議第25号 使用料・手数料等の取扱いについて
- (13) 協議第26号 公共的団体等の取扱いについて
- (14) 協議第27号 補助金・交付金等の取扱いについて
- (15) 協議第28号 町名・字名の取扱いについて
- (16) 協議第29号 慣行の取扱いについて
- (17) 協議第30号 国民健康保険事業の取扱いについて
- (18) 協議第31号 介護保険事業の取扱いについて
- (19) 協議第32号 消防団の取扱いについて
- (20) 協議第33号 行政連絡機構の取扱いについて
- (21) 協議第34号 各種事務事業の取扱い：電算システム事業について
- (22) 協議第35号 各種事務事業の取扱い：広報広聴関係事業について
- (23) 協議第36号 各種事務事業の取扱い：納税関係事業について
- (24) 協議第37号 各種事務事業の取扱い：消防防災関係事業について
- (25) 協議第38号 各種事務事業の取扱い：交通関係事業について
- (26) 協議第39号 各種事務事業の取扱い：窓口業務について
- (27) 協議第40号 各種事務事業の取扱い：保健衛生事業について
- (28) 協議第41号 各種事務事業の取扱い：障害者福祉事業について
- (29) 協議第42号 各種事務事業の取扱い：高齢者福祉事業について
- (30) 協議第43号 各種事務事業の取扱い：児童福祉事業について
- (31) 協議第44号 各種事務事業の取扱い：保育事業について
- (32) 協議第45号 各種事務事業の取扱い：その他の福祉事業について
- (33) 協議第46号 各種事務事業の取扱い：環境衛生事業について
- (34) 協議第47号 各種事務事業の取扱い：農林水産関係事業について
- (35) 協議第48号 各種事務事業の取扱い：商工・観光関係事業について
- (36) 協議第49号 各種事務事業の取扱い：建設関係事業について
- (37) 協議第50号 各種事務事業の取扱い：上水道事業について
- (38) 協議第51号 各種事務事業の取扱い：下水道事業について
- (39) 協議第52号 各種事務事業の取扱い：市(村)立学校(園)の通学区域について
- (40) 協議第53号 各種事務事業の取扱い：学校教育事業について
- (41) 協議第54号 各種事務事業の取扱い：学校給食事業について
- (42) 協議第55号 各種事務事業の取扱い：生涯学習関係事業について
- (43) 協議第56号 各種事務事業の取扱い：社会福祉協議会について
- (44) 協議第14号 新市建設計画〔財政計画〕(案)について【継続協議】
- (45) 協議第57号 平成17年度下妻市・千代川村合併協議会事業計画(案)について
- (46) 協議第58号 平成17年度下妻市・千代川村合併協議会予算(案)について

4 その他

- ・合併協議会の組織体制について

5 閉 会

下妻市・千代川村合併協議会

第 2 回 会 議 資 料

平成 17 年 2 月 3 日(木) 午前 10 時 00 分

下妻市役所 本庁舎 3 階 大会議室

協議事項

【協議第 11 号】	合併の期日(案)について【継続協議】	1
【協議第 15 号】	財産の取扱いについて	4
【協議第 16 号】	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	8
【協議第 17 号】	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	12
【協議第 18 号】	地域審議会等の取扱いについて	15
【協議第 19 号】	地方税の取扱いについて	20
【協議第 20 号】	一般職の職員の身分の取扱いについて	23
【協議第 21 号】	特別職の身分の取扱いについて	27
【協議第 22 号】	条例・規則等の取扱いについて	32
【協議第 23 号】	事務組織及び機構の取扱いについて	34
【協議第 24 号】	一部事務組合等の取扱いについて	39
【協議第 25 号】	使用料・手数料等の取扱いについて	46
【協議第 26 号】	公共的団体等の取扱いについて	51
【協議第 27 号】	補助金・交付金等の取扱いについて	53
【協議第 28 号】	町名・字名の取扱いについて	57
【協議第 29 号】	慣行の取扱いについて	59
【協議第 30 号】	国民健康保険事業の取扱いについて	62
【協議第 31 号】	介護保険事業の取扱いについて	65
【協議第 32 号】	消防団の取扱いについて	681
【協議第 33 号】	行政連絡機構の取扱いについて	71
【協議第 34 号】	各種事務事業の取扱い：電算システム事業について	74
【協議第 35 号】	各種事務事業の取扱い：広報広聴関係事業について	79
【協議第 36 号】	各種事務事業の取扱い：納税関係事業について	81
【協議第 37 号】	各種事務事業の取扱い：消防防災関係事業について	83
【協議第 38 号】	各種事務事業の取扱い：交通関係事業について	86
【協議第 39 号】	各種事務事業の取扱い：窓口業務について	89
【協議第 40 号】	各種事務事業の取扱い：保健衛生事業について	92
【協議第 41 号】	各種事務事業の取扱い：障害者福祉事業について	98
【協議第 42 号】	各種事務事業の取扱い：高齢者福祉事業について	103
【協議第 43 号】	各種事務事業の取扱い：児童福祉事業について	110
【協議第 44 号】	各種事務事業の取扱い：保育事業について	116
【協議第 45 号】	各種事務事業の取扱い：その他の福祉事業について	120
【協議第 46 号】	各種事務事業の取扱い：環境衛生事業について	125
【協議第 47 号】	各種事務事業の取扱い：農林水産関係事業について	129
【協議第 48 号】	各種事務事業の取扱い：商工・観光関係事業について	135
【協議第 49 号】	各種事務事業の取扱い：建設関係事業について	138
【協議第 50 号】	各種事務事業の取扱い：上水道事業について	141
【協議第 51 号】	各種事務事業の取扱い：下水道事業について	144
【協議第 52 号】	各種事務事業の取扱い：市(村)立学校(園)の通学区域について	149
【協議第 53 号】	各種事務事業の取扱い：学校教育事業について	152
【協議第 54 号】	各種事務事業の取扱い：学校給食事業について	155
【協議第 55 号】	各種事務事業の取扱い：生涯学習関係事業について	157
【協議第 56 号】	各種事務事業の取扱い：社会福祉協議会について	164
【協議第 14 号】	新市建設計画〔財政計画〕(案)について【継続協議】	167
【協議第 57 号】	平成 17 年度下妻市・千代川村合併協議会事業計画(案)について	168
【協議第 58 号】	平成 17 年度下妻市・千代川村合併協議会予算(案)について	170

協議事項

合併の期日（案）について【継続協議】

合併の期日（案）について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	合併の期日	関係項目
調整方針（案）	合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限内（経過措置を含む）を目標とし、具体的な期日については改めて協議する。	

参 考 事 項

1. 合併期日を定めるに当たっての留意事項

（1）合併特例法の期限内（経過措置を含む）に合併すること

従来、合併に関し様々な特例措置、財政措置を規定した合併特例法の期限は、平成17年3月31日であったが、平成16年5月19日、国会において法律の一部改正案が審議され、市町村議会の議決を経て、平成17年3月31日までに知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法が適用される経過措置が成立した。従って、合併期限が実質的に1年間延長され、この期限内に合併すれば、合併特例債等の各種支援を受けられることとなった。

（2）合併までの準備期間の検討（合併に係る手続きに要する期間の確保）

①事務事業等の移行準備期間の確保

- ア 電算システムの統合作業
- イ 条例、規則等の整備
- ウ 旧市村の決算準備、新市予算の編成作業
- エ 新市の事務組織、機構の調整・整備作業
- オ 新市の人事配置、職名等の統一
- カ 各庁舎のレイアウト変更、改装作業及び議場の整備
- キ 一部事務組合等の脱退等の手続き
- ク 公共施設等の案内看板等の変更 等々

②住民に対する周知期間の確保

- ア 新住居表示の周知
- イ 新市の行政組織及び業務内容（各種申請等の窓口や施設の利用手続き等）の周知
- ウ 行政サービスの内容変更など合併に伴い必要となる住民への情報提供

2. 調整方針（案）の考え方

（1）住民生活に与える影響では、特に住民に身近な窓口業務の根幹である電算システムの確実な統合が不可欠となり、現在両市村が各々仕様の違うシステムで稼働しているという特殊事情等を考慮し、システム移行に万全を期すことが肝要となる。

（2）事務方の移行作業では、新市条例等の作成、具体的事務処理方法の調整、組織体制の確立・職員配置等を始め、道路や公共施設等の表示の変更など合併前後の事務や合併準備全般に要する十分な期間と作業時間の確保をする必要がある。

参考資料

県内の合併協議会の状況

(H16.11.29現在)

市町村名	合併期日	方式	名称	備考
大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村	H16.10.16	編入	常陸大宮市	
日立市、十王町	H16.11.1	編入	日立市	
常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村	H16.12.1	編入	常陸太田市	×
那珂町、瓜連町	H17.1.21	編入	那珂市	
水戸市、内原町	H17.2.1	編入	水戸市	×
常北町、桂村、七会村	H17.2.1	新設	城里町	×
岩井市、猿島町	H17.3.22	新設	坂東市	
江戸崎町、新利根町、桜川村、東町	H17.3.22	新設	稲敷市	
取手市、藤代町	H17.3.28	編入	取手市	
下館市、関城町、明野町、協和町	H17.3.28	新設	筑西市	
岩瀬町、真壁町、大和村	H17.10.1	新設	桜川市	
霞ヶ浦町、千代田町	H17.3.28	新設	かすみがうら市	
麻生町、北浦町、玉造町	H17.9.2	新設	行方市	
阿見町、美浦村	H18.1.23	新設	霞南市	×
龍ヶ崎市、利根町	H17.3	編入	龍ヶ崎市	
古河市、総和町、三和町	H17.9	新設	古河市	
水海道市、伊奈町、谷和原村	H18.3	新設	常総市	
土浦市、新治村	H18.3	編入	土浦市	
神栖町、波崎町	H18.3	編入	神栖市	

備考 休日・祝日明け : 休日 :
 休日前 : 平日 : ×

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	財産の取扱い	関係項目	
調整方針(案)	両市村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

1. 一般会計・特別会計（平成16年3月31日現在）

区 分		下 妻 市	千 代 川 村	計	
資 産	行政財産	土 地	789,229 m ²	241,403 m ²	1,030,632 m ²
		建 物	100,615 m ²	33,107 m ²	133,722 m ²
	普通財産	土 地	115,156 m ²	9,565 m ²	124,721 m ²
		建 物	820 m ²	231 m ²	1,051 m ²
	有価証券・出資等による権利（別表1）		127,428 千円	18,369 千円	145,797 千円
	公用車等		102 台	54 台	156 台
基 金（別表2）		1,360,014 千円	1,302,526 千円	2,662,540 千円	
債 務	地方債等（別表3）		16,298,053 千円	5,666,593 千円	21,964,646 千円
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額（別表4）		1,998,436 千円	186,767 千円	2,185,203 千円

2. 公営企業会計（平成16年3月31日現在）

区 分		下 妻 市	千 代 川 村	計
資 産	土 地	410,056 千円	15,840 千円	425,896 千円
	建 物	617,872 千円	88,412 千円	706,284 千円
	構 築 物	5,143,639 千円	2,528,023 千円	7,671,662 千円
	その他の資産	1,530,938 千円	543,095 千円	2,074,033 千円
	計	7,702,505 千円	3,175,370 千円	10,877,875 千円
債 務	企 業 債	6,082,157 千円	1,083,438 千円	7,165,595 千円

別表1 有価証券・出資等による権利（平成16年3月31日現在）（単位：千円）

区 分		下 妻 市	千 代 川 村	計
資 産	茨城県信用保証協会寄託金	14,142	1,900	16,042
	茨城県信用保証協会出えん金	56,870	7,939	64,809
	茨城県農業信用基金協会出資金	6,800	3,260	10,060
	茨城県文化福祉事業団出資金	198	78	276
	茨城県畜産協会預託金	210		210
	茨城県労働者信用基金協会出えん金	2,460	500	2,960
	茨城県勤労者育英基金出えん金	3,600	649	4,249
	茨城県建設技術公社出えん金	100	30	130
	茨城県中小企業振興公社出えん金	3,110	1,090	4,200
	茨城県消防協会出えん金	351	168	519
	いばらき腎バンク出えん金	1,180		1,180
	茨城県国際交流協会出えん金	1,192	469	1,661
	茨城県暴力追放推進センター出えん金	1,181	482	1,663
	茨城わくわく財団出えん金	590	240	830
	茨城県農業担い手育成基金出えん金	5,574	1,564	7,138
	(株)ふれあい下妻出資金	17,000		17,000
	酪農ヘルパ―定着化促進事業基金出えん金	200		200
合 計	114,758	18,369	133,127	

別表2 基金の状況（平成16年3月31日現在）

（単位：千円）

基金名	下妻市	千代川村	計
財政調整基金	154,178	299,000	453,178
減債基金	57,268	113,037	170,305
ふるさと（創生）基金		288,141	288,141
社会福祉事業基金	73,354		73,354
地域福祉基金	233,379	184,917	418,296
砂沼総合開発基金	34,502		34,502
公園管理基金	250,000		250,000
地域づくりイベント基金	129,616		129,616
環境整備保全基金		87,516	87,516
加藤文庫基金	11,000		11,000
奨学金等基金		8,484	8,484
ピアパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金	71,842		71,842
土地開発基金	200,000	150,000	350,000
国民健康保険支払準備基金	72,759	89	72,848
国民健康保険高額療養費貸付基金	6,000	2,000	8,000
国民健康保険出産費資金貸付基金	3,000	1,000	4,000
介護給付費準備基金	22,159	7,090	29,249
下水道事業基金	40,957		40,957
下水道整備基金		161,252	161,252
合計	1,360,014	1,302,526	2,662,540

別表3 地方債の状況（平成16年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	下妻市	千代川村	計
1. 普通債	8,716,311	3,183,402	11,899,713
総務（庁舎）	123,952	12,199	136,151
民生	24,797	253,908	278,705
衛生		3,978	3,978
労働	16,518		16,518
農林（農業）	2,314,040	74,512	2,388,552
土木	2,918,673	829,955	3,748,628
公営住宅	508,922		508,922
消防	81,684	70,575	152,259
教育	2,727,725	1,938,275	4,666,000
2. その他	2,959,422	854,264	3,813,686
臨時財政対策債	1,276,700	544,500	1,821,200
減税補てん債	1,038,782	255,421	1,294,203
臨時税収補てん債	195,924	46,510	242,434
減収補てん債	77,900		77,900
住宅新築資金等	61,448		61,448
上水道事業出資債	308,668	7,833	316,501
小計	11,675,733	4,037,666	15,713,399
特別会計			
下水道事業債	4,004,726	1,628,927	5,633,653
下妻東部第一土地区画整理事業債	541,234		541,234
砂沼西部開発事業用地債	76,360		76,360
小計	4,622,320	1,628,927	6,251,247
企業会計			
水道事業債	6,082,157	1,083,438	7,165,595
合計	22,380,210	6,750,031	29,130,241

別表4 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況（平成16年度以降）

（単位：千円）

区 分		下 妻 市	千 代 川 村	計
普通 会計	開発公社損失補償	限度額の範囲内		
	水資源開発公団施行霞ヶ浦用水事業負担金		40,277	40,277
	国（農林水産省）施行霞ヶ浦用水事業負担金		93,701	93,701
	公団営霞ヶ浦開発事業県負担金	6,658		6,658
	水資源開発公団施行霞ヶ浦開発事業県負担金		2,259	2,259
	国・公団営霞ヶ浦用水事業県負担金	402,336		402,336
	国・公団営霞ヶ浦用水事業土地改良区負担金	359,693		359,693
	霞ヶ浦用水国営付帯県営かんがい排水事業土地改良区負担金	42,051		42,051
	霞ヶ浦用水国営付帯団営かんがい排水事業土地改良区負担金	73,683		73,683
	農業用水障害対策事業補助金	96,781		96,781
	駐車場用地購入費	741,534		741,534
	県単かんがい排水事業補助金		50,530	50,530
	勤労青少年ホーム清掃委託	2,800		
	働く婦人の家建物敷地等管理委託	1,300		
	働く婦人の家清掃委託	2,500		
	多賀谷城跡公園管理委託	4,600		
	砂沼広域公園遊歩道管理委託	7,400		
	観桜苑管理委託	14,800		
	砂沼庵日本庭園管理委託	1,600		
	小貝川ふれあい公園スポーツ広場管理委託	5,200		
	小貝川ふれあい公園中流・下流コアゾーン管理委託	11,900		
	小貝川ふれあい公園コアゾーン・ピクニック広場管理委託	10,800		
	各小中幼夜間警備業務委託	35,200		
	ふるさと博物館冷暖房空調保守点検委託	3,300		
	藤波ノ江地区園場整備事業市内市道106号線道路用地創設換地購入費	174,300		
	合 計	1,998,436	186,767	2,185,203

- 【行政財産】 ①公共団体がその事務又は事務を執行するために使用することを目的とした財産
（庁舎、有価証券、出資による権利等）
②住民が共同利用することを目的とする公の施設
（学校、住民の利用に供する公民館、公営住宅、道路、公園等の敷地・建物等）

- 【普通財産】 行政財産以外の公有財産
（行政業務に使用していない土地・建物等）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協定項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	<p>1. 議会の議員の定数および任期については、次の選択肢から1つを決定する。</p> <p>① 地方自治法による原則を適用し、千代川村の議会の議員は全員失職する。</p> <p>② 定数に関する特例を適用し、合併の日から50日以内に千代川村の区域に選挙区を設け、増員選挙を行なう。</p> <p>③ 在任に関する特例を適用し、編入される千代川村の議会議員は、編入する下妻市の議会議員の残任期間について引続き在任する。</p> <p>④ 定数に関する特例を適用し、合併の日から50日以内に千代川村の区域で増員選挙を行い、さらに新市の最初の一般選挙においても、千代川村の区域で選挙区を設け、増員選挙を行なう。</p> <p>⑤ 在任に関する特例と定数に関する特例を適用し、千代川村の議会議員は、下妻市の議会議員の残任期間引き続き在任する。さらに、新市の最初に行なわれる一般選挙において、千代川村の区域において選挙区を設け、定数を増員する。</p> <p>2. 新市の議会の議員の条例定数は〇〇人とする。</p>		

1. 両市村の現況

区分	現 況		合計
	下妻市	千代川村	
人口	37,008人	9,536人	46,544人
議会議員の条例定数	22人	14人	36人
議会議員の任期	H19.12.20	H19.11.24	※人口は平成12年国勢調査人口

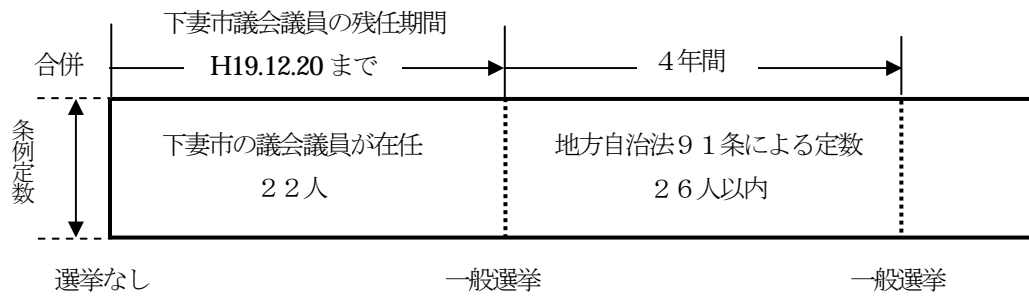
2. 新市における議会議員の定数（地方自治法抜粋）

<p>(市町村議会の議員の定数)</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない</p> <p>五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</p>	
---	--

3. 選択肢の説明

①原則（特例措置の適用なし）

編入する下妻市の議会議員の身分に変動はなく、編入される千代川村の議会議員は全員失職する。



②定数特例（合併特例法第6条第2項）

編入する下妻市の議会議員の身分に変動はなく、編入される千代川村については合併の日から50日以内に選挙区を設けて、増員選挙を実施し、定数を増員することができる。

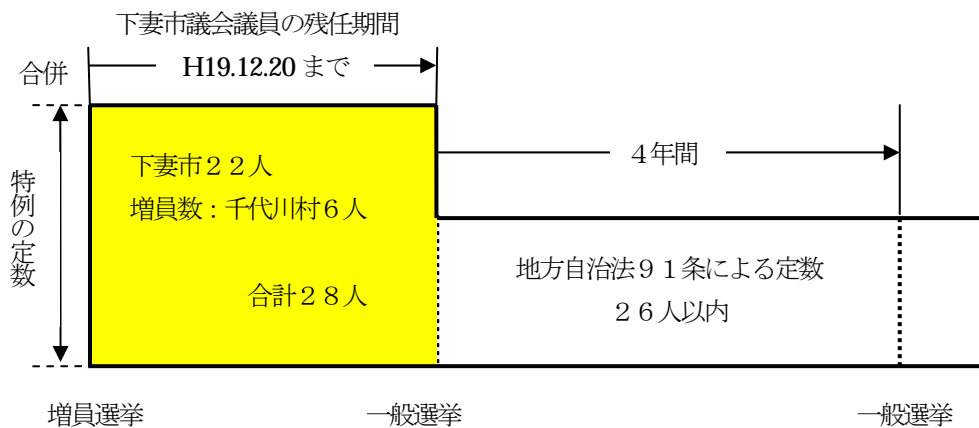
※議会議員の増員選挙による増員数

$$22 \times (9,536 \div 37,008) \approx 6 \text{人}$$

計算式

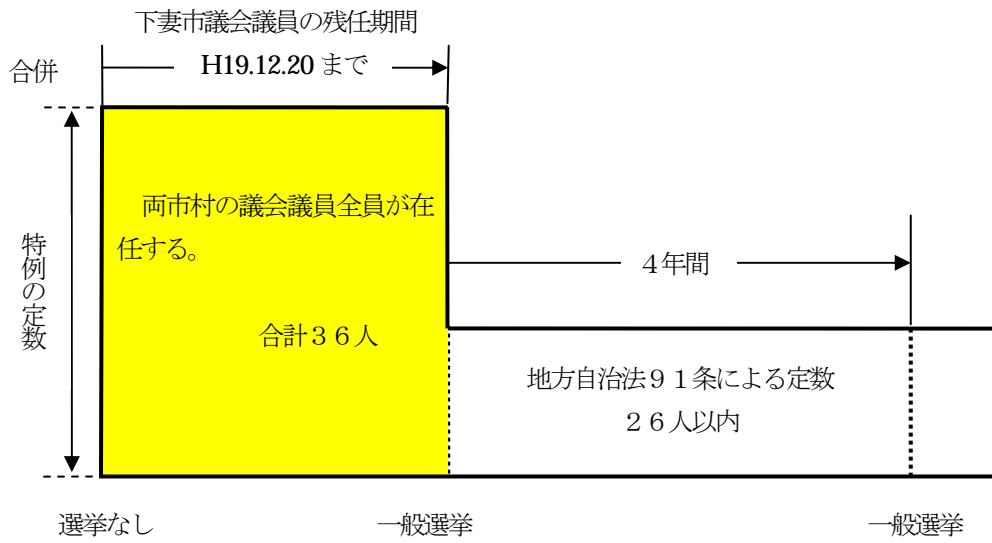
$$\text{増員数} = \text{下妻市議会議員定数} \times (\text{千代川村人口} \div \text{下妻市人口})$$

端数は四捨五入（平成12年国調人口）



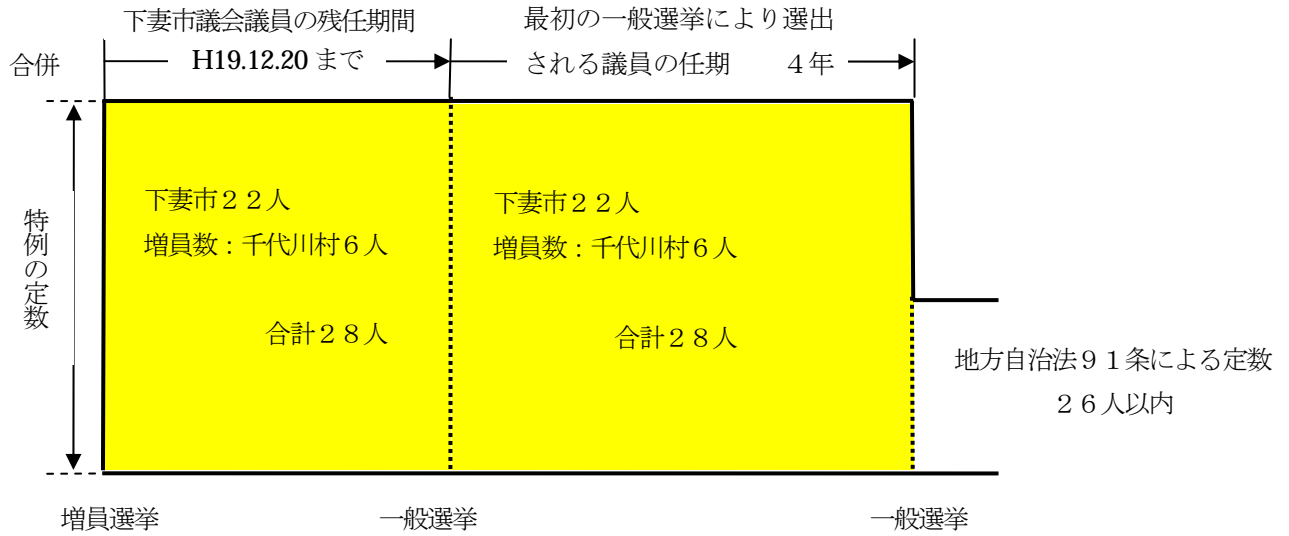
③在任特例（合併特例法第7条第1項第2号）

編入される千代川村の議会議員は、編入する下妻市の議会議員の残任期間について引続き在任する。



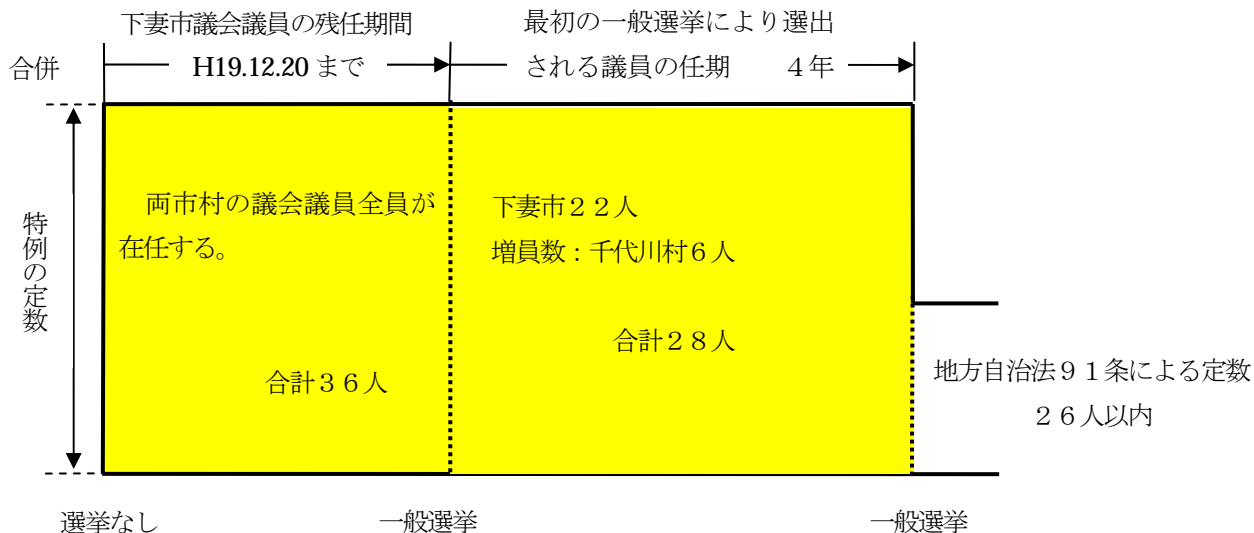
④定数特例（合併特例法第6条第2項）と定数特例（合併特例法第6条第5項）

編入される千代川村の区域で選挙区を設けて定数を増員することができ、さらに新市の最初の一般選挙においても、編入された千代川村の区域で選挙区を設け、定数を増員することができる。



⑤在任特例（合併特例法第7条第1項第2号）と定数特例（第7条第3項）

編入される千代川村の議会議員は、編入する下妻市の議会議員の残任期間引き続き在任する。さらに、新市の最初に行なわれる一般選挙において、旧千代川村の区域において選挙区を設け、定数を増員することができる。



農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協定項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整方針 (案)	<p>農業委員会の委員の定数及び任期について、次の選択肢から1つを決定する。</p> <p>① 千代川村の農業委員会の委員であった者は全員失職する。</p> <p>② 千代川村の農業委員のうち、選挙による委員は在任特例を適用し、下妻市の農業委員の選挙による委員の残任期間について在任する。</p>		

1. 両市村の現況

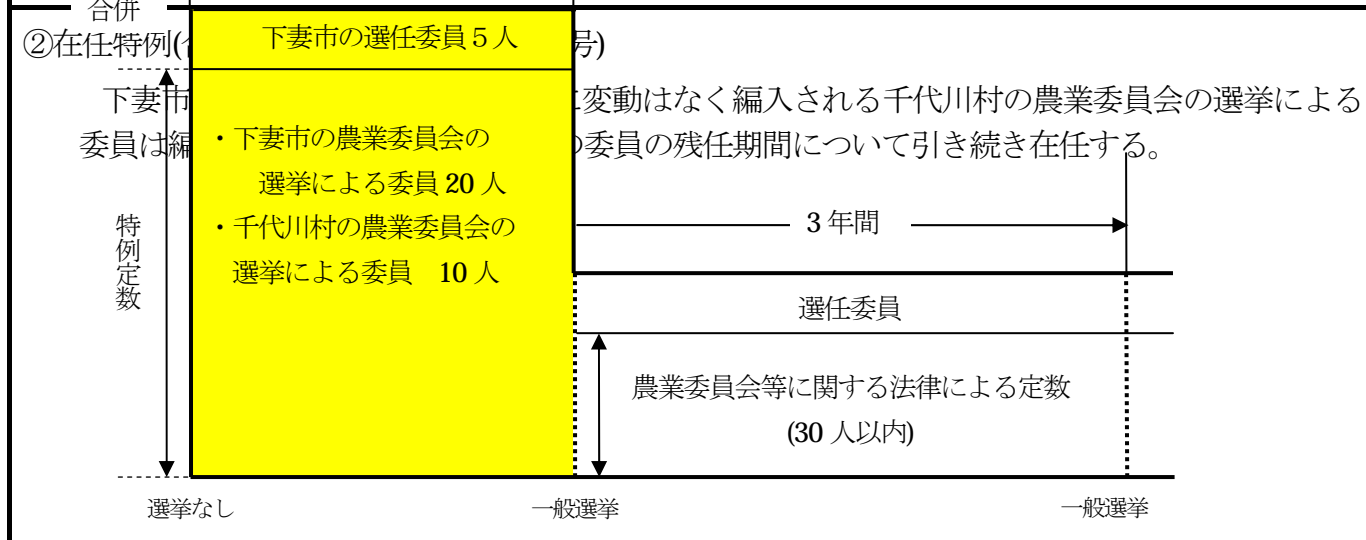
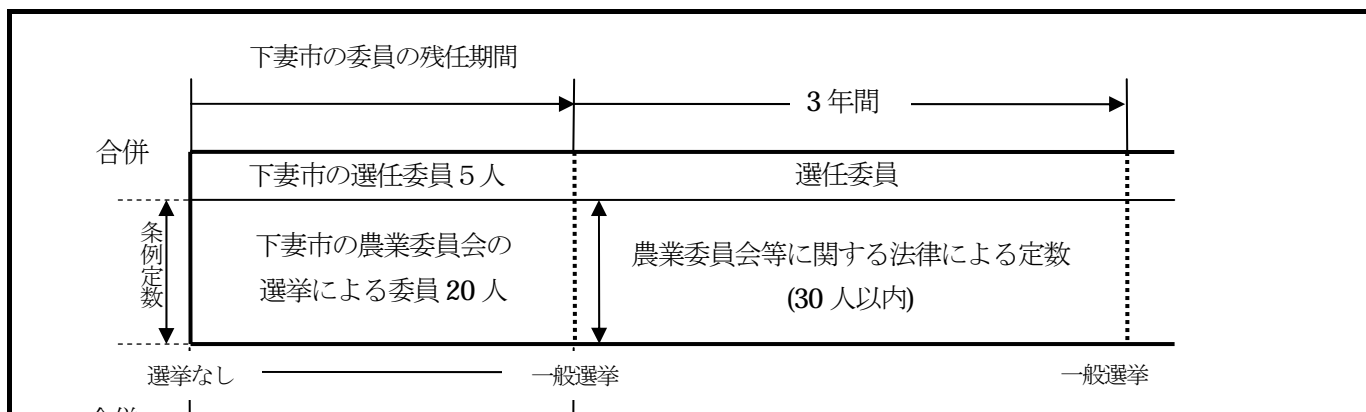
		現		況		
		区 分		下妻市	千代川村	計
両市村の農業委員	定数	選挙による委員の数		20	10	30
		委員の数 選任による	1号委員(農協・共済推薦)	2	2	4
			2号委員(議会推薦)	3	2	5
	計		25	14	39	
		任 期		H17.7.19	H19.1.19	—
両市村の区域の面積 (ha)				6,105	1,983	8,088
両市村の区域内の農地面積 (ha)				2,555	914	3,469
農家数(戸)				2,240	810	3,050

参考) 国土地理院「平成14年度全国都道府県市町村面積調」、2000世界農林業センサス

2. 選択肢の説明

①原則(特例措置の適用なし)

編入する下妻市の農業委員会の委員の身分に変動はなく、編入される千代川村の農業委員会の委員は全員失職する。



【留意事項】

○農業委員会の委員定数(農業委員会等に関する法律施行令)

区 分	選挙委員の定数の基準
合併関係市町村の農地面積が 1,300ha を超え 5,000ha 以下 基準農業者数(10 a 以上農地耕作)が、1,100 を超え 6,000 以下の場合	30 人以下

地域審議会等の取扱いについて

地域審議会等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	地域審議会等の取扱い	関 係 項 目	
調整方針(案)	<p>地域審議会等の取扱いについては、次の選択肢から1つを決定する。</p> <p>① 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。</p> <p>② 地方自治法第202条の4の規定に基づく地域自治区を設置する。</p> <p>③ 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区を設置する。</p> <p>④ 市町村の合併の特例に関する法律第5条の8第1項の規定に基づく合併特例区を設置する。</p> <p>⑤ 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会、地方自治法第</p>		

項目	区分	地域審議会 (合併に際してのみ設置可)	地域自治組織		
			地域自治区		合併特例区 (合併に際してのみ設置可)
			(合併に関係なく設置する場合)	(合併に際して設置する場合)	
根拠		合併特例法第5条の4第1項	地方自治法第202条の4	合併特例法第5条の5第1項	合併特例法第5条の8第1項
法人格		なし	なし	なし	有り(特別地方公共団体)
設置区域		旧市町村単位	新市が定める区域	旧市町村単位(合同、一部も可)	旧市町村単位(合同、一部も可)
設置方法		合併関係市町村の協議により合併前に設置を決定し、各市町村の議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議により合併前に設置を決定し、各市町村の議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議により規約を定め、各市町村長の議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間		協議で定める期間	期限限定なし	協議で定める期間	5年以内
協議会等	名称	地域審議会	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
	権限	区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	① 区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 ② 区域の予算、合併特例区規則、首長との規約変更協議等について同意、決算の認定等。
	選任	合併関係市町村の協議で定める。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者で、議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により首長が選任。
	任期	特に制限なし	4年以内	4年以内	2年以内
	報酬	報酬有り。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。
	会長及び副会長	—	・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は条例で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。	・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は合併関係市町村の協議で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。	・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は規約で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。

区長	設置	—	区長は置けない。	区の事務所の長に代えて、区長(特別職)を置くことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・区長(特別職)を置く。 ・区長は、助役、支所長、出張所長と兼務できる。
	選任	—	—	区長は、首長が選任。	区長は、首長の被選挙権を有する者のうちから首長が選任。
	任期	—	—	2年以内	2年以内
	権限	—	—	担当事務の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・区を代表し、事務を総理 ・合併特例区規則の制定権
事務所	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所を置く ・事務所の位置、名称・所管区域は、条例で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所を置く ・事務所の位置、名称・所管区域は、合併関係市町村の協議で定める。 	合併関係市町村の協議により、規約で定める。	
職員	—	新市からの派遣又は兼務	新市からの派遣又は兼務	新市の職員のうちから、首長の同意を得て、区長が任命。	
事務	—	新市の事務を分掌	新市の事務を分掌	<ul style="list-style-type: none"> ・区で処理することが効果的な事務 ・区域住民の生活利便性向上等のため、特に必要な事務 ・法令で市が行なうとされている事務等は処理できない。 	
財源	—	新市の予算	新市の予算	<ul style="list-style-type: none"> ・区の予算があり、財源は新市からの移転財源等。 ・課税権、地方債発行権はない。 	
住居表示	—	合併に際して設置する地域自治区及び合併特例区の設置期間満了後、引き続き地域自治区を設ける場合は住所に区の名を冠する。	住所には区の名を冠する。	住所には区の名を冠する。	

(参考資料)茨城県内の協議会における決定状況

①地域審議会を設置する事例

市町村・協議会名	関係市町村数	合併の方式	調整方針
那珂市 (那珂町・瓜連町)	2町	編入	那珂町及び瓜連町のそれぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を設置する。
日立市 (日立市・十王町)	1市1町	編入	十王町の区域に設置する。
常陸太田市 (常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村)	1市1町2村	編入	金砂郷町、水府村、里美村のそれぞれの区域に地域審議会を設置する。
常陸大宮市 (大宮町・山方町・美和村・緒川村・御前山村)	2町3村	編入	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の山方町、美和村、緒川村、御前山村のそれぞれの区域ごとに当該区域を対象とする地域審議会を設置する。
岩井市・猿島町合併協議会	1市1町	新設	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の1市1町の区域ごとに設置する。

②地域審議会を設置しない事例

市町村・協議会名	関係市町村数	合併の方式	調整方針
神栖町・波崎町合併協議会	2町	編入	地域審議会及び地域自治組織(地域自治区及び合併特例区)は設置しないものとする。
下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会	1市3町	新設	地域審議会は、新市において設置しない。
鉾田町・大洋村合併協議会	1町1村	新設	新市の速やかな一体性の確保と行政組織の合理化、効率化の観点から設置しないものとする。
常北町・桂村・七会村合併協議会	1町2村	新設	現在ある行政区長等の自治組織を充実させ、地域の意見が行政に反映されるシステムを構築し、地域審議会は設置しない。
岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会	2町1村	新設	住民の意見が反映されるよう、区長会等の組織を充実させ、地域審議会は設置しないものとする。
行方郡合併協議会 (麻生町・北浦町・玉造町)	3町	新設	地域審議会、地域自治組織の取扱いについては、いずれも設置しない。
潮来市 (潮来町・牛堀町)	2町	編入	設置しない。
つくば市 (つくば市・荃崎町)	2市町	編入	地域審議会は、設置しないものとする。 (合併後の一体化を目指す動きを疎外するということ、また議会が審議会の役割を果たすという理由から設置しない。)

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	地方税の取扱い	関係項目	
調整方針(案)	個人市民税、法人市民税、固定資産税、入湯税(下妻市のみ)及びたばこ税の税率は現行のとおりとし、納期は合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。		

現 況				
税目名	下妻市	千代川村		
個人 市町村民税	区 分		税率等	
	均 等 割		3, 0 0 0円	
	所得割	課税所得金額が200万円以下の金額	3 / 1 0 0	
		課税所得金額が200万円を超える金額	8 / 1 0 0	
		課税所得金額が700万円を超える金額	1 2 / 1 0 0	
	※両市村とも標準税率を適用			
	【納期】 第1期 6/20～6/30まで 第2期 8/20～8/31まで 第3期 10/20～10/31まで 第4期 1/20～1/31まで	【納期】 第1期 6/20～6/30まで 第2期 8/20～8/31まで 第3期 9/20～9/30まで 第4期 10/20～10/31まで		
法人 市町村民税	【均等割】 標準税率			
	法人税の区分	従業員数	税率	
	資本金が1千万円以下	50人以下	50, 000円	
		50人超	120, 000円	
	資本金が1千万円超1億円以下	50人以下	130, 000円	
		50人超	150, 000円	
	資本金が1億円超10億円以下	50人以下	160, 000円	
		50人超	400, 000円	
	資本金が10億円超	50人以下	410, 000円	
	資本金が10億円超50億円以下	50人超	1, 750, 000円	
	資本金が50億円超	50人超	3, 000, 000円	

【法人税割の税率】 14.7パーセント

		現 況																																									
税目名	下妻市	千代川村																																									
入湯税	【税率】 鉱泉浴場（ピアスパーク下妻） 入湯客1人1日150円、12歳未満は免除 【申告・納税】 前月分を毎月15日まで																																										
市町村 たばこ税	【税率】 旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品の製造たばこ 1,000本につき1,412円 【申告・納税】 前月分を毎月末日まで																																										
固定資産税	【税率】 1.4% 【納期】 1期 4月20日～4月30日 2期 7月20日～7月31日 3期 11月20日～11月30日 4期 12月15日～12月25日	【税率】 1.4% 【納期】 1期 4月20日～4月30日 2期 7月20日～7月31日 3期 11月20日～11月30日 4期 12月15日～12月25日																																									
軽自動車税	【税率】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">車種</th> <th style="width: 65%;">区分</th> <th style="width: 20%;">税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自 転 車 原 動 機 付</td> <td>2輪で総排気量0.050以下又は定格出力0.6kw以下</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量0.050超0.090以下又は定格出力0.7kw超0.80以下</td> <td style="text-align: right;">1,200円</td> </tr> <tr> <td>2輪で総排気量0.090超又は定格出力0.8kw超</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪以上で総排気量が0.020超又は定格出力0.25kw以上</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">軽 自 動 車</td> <td>2輪のもの(側車付のものを含む)</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの</td> <td style="text-align: right;">3,100円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上の乗用のもの(営業用)</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上の乗用のもの(自家用)</td> <td style="text-align: right;">7,200円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上の貨物用のもの(営業用)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上の貨物用のもの(自家用)</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自 動 車 小 型 特 殊</td> <td>農耕作業用で2輪のもの</td> <td style="text-align: right;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のも の</td> <td style="text-align: right;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10超のもの</td> <td style="text-align: right;">3,100円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td style="text-align: right;">4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			車種	区分	税額	自 転 車 原 動 機 付	2輪で総排気量0.050以下又は定格出力0.6kw以下	1,000円	2輪で総排気量0.050超0.090以下又は定格出力0.7kw超0.80以下	1,200円	2輪で総排気量0.090超又は定格出力0.8kw超	1,600円	3輪以上で総排気量が0.020超又は定格出力0.25kw以上	2,500円	軽 自 動 車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400円	3輪のもの	3,100円	4輪以上の乗用のもの(営業用)	5,500円	4輪以上の乗用のもの(自家用)	7,200円	4輪以上の貨物用のもの(営業用)	3,000円	4輪以上の貨物用のもの(自家用)	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	自 動 車 小 型 特 殊	農耕作業用で2輪のもの	1,600円	農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のも の	2,400円	農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10超のもの	3,100円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車		4,000円	
車種	区分	税額																																									
自 転 車 原 動 機 付	2輪で総排気量0.050以下又は定格出力0.6kw以下	1,000円																																									
	2輪で総排気量0.050超0.090以下又は定格出力0.7kw超0.80以下	1,200円																																									
	2輪で総排気量0.090超又は定格出力0.8kw超	1,600円																																									
	3輪以上で総排気量が0.020超又は定格出力0.25kw以上	2,500円																																									
軽 自 動 車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400円																																									
	3輪のもの	3,100円																																									
	4輪以上の乗用のもの(営業用)	5,500円																																									
	4輪以上の乗用のもの(自家用)	7,200円																																									
	4輪以上の貨物用のもの(営業用)	3,000円																																									
	4輪以上の貨物用のもの(自家用)	4,000円																																									
	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																									
自 動 車 小 型 特 殊	農耕作業用で2輪のもの	1,600円																																									
	農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10以下のも の	2,400円																																									
	農耕作業用で2輪のもの及びカタピラを有するもので総排気量が10超のもの	3,100円																																									
	その他のもの	4,700円																																									
2輪の小型自動車		4,000円																																									

	【納期】 5月20日～5月31日	【納期】 5月20日～5月31日
特別土地 保有税	地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)の施行により、平成15年度における及び平成15年度以降の新規取得分への課税が当分の間停止された。	

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整方針(案)	1. 両市村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。		

参 考 項 目

1. 関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併関係市町村は、職員の任免、給与その他身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正

	下 妻 市		千 代 川 村		計	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
市町村長の事務部局	215	208	84	84	299	292
議会の事務部局	5	5	2	2	7	7
教育委員会の事務部局	50	41	17	16	67	57
農業委員会の事務部局	7	5	4	3	11	8
選挙管理委員会及び監査委員の事務部局	20	3			20	3
公営企業	9	9	4	4	13	13
合 計	306	271	111	109	417	380

(参考資料1) 部門別職員数

			下妻市	千代川村	計
一般行政	議 会		5	2	7
	総 務		61	28	89
		総務一般	38	15	53
		企画開発	7	9	16
		住民関連	16	4	20
	税 務		22	8	30
	民 生		28	17	45
	衛 生		22	8	30
		衛 生	12	8	20
		公 害	2	0	2
		清 掃	3	0	3
		環境保全	5	0	5
	労 働		0	0	0
	農 林		26	11	37
		農 業	26	11	37
		林 業	0	0	0
	商 工		5	0	5
		商 工	3	0	3
		観 光	2	0	2
	土 木		22	7	29
		土 木	12	5	17
		建 築	2	0	2
		都市計画	8	2	10
	下 水	0	0	0	
	計		191	81	272
特別行政	教 育		41	16	57
		教育一般	8	4	12
		社会教育	18	5	23
		保健体育	3	2	5
		義務教育	5	0	5
		幼稚園	7	5	12
	計		41	16	57
普通会計計			232	97	329
公営 企業 等	水 道		9	4	13
	下水道		9	3	12
	その他		21	5	26
公営企業等会計計			39	12	51
合計			271	109	380

(平成16年4月1日現在)

(参考資料2) 職員の給料関係

		下 妻 市	千 代 川 村
給 料 表	一般行政職	8級制	8級制
	技能労務職	6級制	4級制
給料支給日		毎月21日	毎月21日
初 任 給	高 卒	1級4号給 143,300円	1級4号給 143,300円
	短大卒	1級6号給 154,300円	1級6号給 154,300円
	大 卒	2級3号給 177,400円	2級2号給 170,700円
平均給料月額	一般行政職	328,400円 (平均年齢) 39.09歳	331,000円 (平均年齢) 41.20歳
級別職務分類	1級	主事補、技師補	主事補
	2級	主事、技師	主事
	3級	主事、技師	主事
	4級	主幹	係長、主幹
	5級	係長、主任	主査、係長、主幹
	6級	課長補佐、主査、係長、主任	課長補佐、主査、係長、主幹
	7級	課長、副参事、課長補佐	課長、参事、課長補佐
	8級	部長、次長、課長、参事	課長、所長、次長

(参考資料3) 職員の手当関係

		下 妻 市	千 代 川 村
扶養手当		国の基準	国の基準
住居手当			
借家	公営企業	11,000～27,000円	11,000～27,000円
自宅	合 計	2,500円	新築又は購入の場合5年間 2,500円
通勤手当			
	交通機関利用	支給限度額 50,000円	支給限度額 55,000円
	交通用具利用	片道2km以上に支給 3,000円～26,500円	片道2km以上に支給 2,000円～24,500円
特殊勤務手当		5種類	7種類
時間外手当		国の基準	国の基準
宿日直手当		6,000円	4,200円 (年未年始は6,500円)
管理職手当		部長職 12.0% 課長職 8.0%	課長職 10.0% 参事職 10.0%
管理職員特別勤務手当		部長職8,000円(6時間以下) 12,000円(6時間超) 課長職6,000円(6時間以下) 9,000円(6時間超)	課長職、参事職 8,000円(6時間以下) 12,000円(6時間超) 2時間未満 50/100
期末勤勉手当		国の基準	国の基準
支給日		6月30日 12月10日	6月30日 12月10日
役職加算(行政職)		8級 15% 7・6級 10% 5・4級 5%	8・7級(課長補佐を除く) 15% 7・6級 10% 5・4級 5%

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の協議内容

協 議 事 項	特別職の身分の取扱い	関 係 項 目
調整方針(案)	1. 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。なお、法令等の定めがない場合には、それぞれの職の必要性を検討し、合併時まで調整する。 2. 特別職の職員の報酬については、同規模自治体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。	

(参考資料) 両市村の現況

1 常勤の特別職及び議会議員の報酬額の状況

区 分	下 妻 市		千 代 川 村	
	現員	報酬額	現員	報酬額
市町村長	1人	月額 830,000円	1人	月額 800,000円
助役	1人	月額 670,000円	-	月額 603,000円
収入役	1人	月額 630,000円	-	月額 572,000円
教育長	1人	月額 630,000円	1人	月額 572,000円
議会議長	1人	月額 430,000円	1人	月額 332,000円
議会副議長	1人	月額 390,000円	1人	月額 291,000円
議会議員	20人	月額 370,000円	12人	月額 275,000円

2 常勤の特別職及び議会議員の期末手当の状況

	下 妻 市	千 代 川 村
【期末手当基礎額】 給与の月額に、給与月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額	市長、助役、収入役 教育長、議長、副議長、議員 6月 100分の160 12月 100分の170	村長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員 6月 100分の160 12月 100分の170

3 各種行政委員会の委員の報酬額の状況

区 分	下 妻 市	千 代 川 村
教育委員会委員長	月額 48,200円	年額 160,000円
教育委員会委員	月額 42,600円	年額 140,000円
選挙管理委員会委員長	日額 7,300円	年額 127,000円
選挙管理委員会委員	日額 6,200円	年額 106,000円
監査委員(知識経験者)	月額 48,200円	年額 159,000円
監査委員(議会選任者)	月額 41,400円	年額 127,000円
公平委員会委員長	日額 7,300円	日額 7,500円
公平委員会委員	日額 6,200円	日額 6,500円
農業委員会会長	月額 53,800円	月額 40,000円
農業委員会副会長(会長代理)	月額 48,200円	月額 37,000円
農業委員会委員	月額 44,800円	月額 36,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	日額 5,500円

4 非常勤特別職の報酬額の状況

区 分	下 妻 市	千 代 川 村	
総務関係	選挙長	日額 10,700円	日額 10,700円
	選挙立会人	1回 8,900円	1回 8,900円
	投票管理者	日額 12,700円	日額 12,700円
	投票立会人	日額 10,800円	日額 10,800円
	開票管理者	1回 10,700円	1回 10,700円
	開票立会人	1回 8,900円	1回 8,900円
	区長	自治区長(年額) 均等割 11,000円 世帯割 1,200円 代表区長(年額) 均等割 11,000円 区長数割 1,500円	行政区長(年額) 平均割 77,000円 戸数割 1,400円 班長(年額) 戸数割 1,400円
総務関係	特別職報酬等審議会委員	日額 6,200円	日額 5,500円
	総合計画審議会委員(長期総合振興計画審議会委員)	日額 6,200円	日額 5,500円
	情報公開審議会(審査会)委員	日額 6,200円	日額 5,500円
	納税組合長(協力員)	年額均等割 14,000円 世帯割 1,200円	年額平均割 5,000円 戸数割 700円
	防災会議委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	水防協議会委員	日額 4,500円	
	消防団	(年額) 団長 97,400円 副団長 71,700円 分団長 48,200円 副分団長 37,000円 部長 33,600円 班長 29,100円 団員 22,400円	(年額) 団長 170,000円 副団長 125,000円 本部員 105,000円 分団長 80,000円 副分団長 78,000円 部長 40,000円 班長 35,000円 団員 30,000円
	公共事業再評価委員会委員	日額 6,200円	
	交通安全対策会議委員(推進委員)		日額 5,500円
	明るい選挙推進協議会委員	日額 6,200円	
	集会所運営委員会委員	日額 4,500円	

区 分		下 妻 市	千 代 川 村
総務関係	農業調査員	年額均等割 5,000円 世帯割 80円	
	統計調査員	国、県統計調査員に準ずる金額	日額12,000円以内で村長が定める額
	行政改革懇談会委員(推進委員)	日額 6,200円	
	産業医	年額 60,000円	
	補助金等検討委員会委員	日額 6,200円	
	男女共同参画推進委員会委員	日額 6,200円	
住民福祉関係	民生委員推薦会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	国民健康保険運営協議会委員	日額 4,800円	日額 6,500円
	国民健康保険税等徴収嘱託員 (収納嘱託員)	基本報酬 月額80,000円 能率報酬 1 徴収割額 現年 徴収額の100分の3 過年 徴収額の100分の4 2 口座振替等件数割額 口座振替等の手続 1件につき 1,000円 3 研修割額 課長の指定した研修に出席したとき 日額 1,000円	
	保健センター運営協議会委員	日額 5,000円	日額 5,500円
	母子保健推進員		日額 1,500円
	健康普及員		年額平均割 3,500円 戸数割 100円
	夜間応急診療医師	1回 60,000円	
	夜間応急診療所管理者	月額 112,000円	
	福祉事務所嘱託医	月額 31,400円	
	心身障害者福祉センター嘱託医	年額 112,000円	
	老人保健福祉計画策定委員会委員	日額 5,000円	
	介護認定審査会委員	1回 13,000円	
	介護保険事業計画策定委員	日額 5,000円	
	保育所運営協議会委員		日額 5,500円
	保育所嘱託医(一般)	年額 47,000円	年額 39,000円
	保育所嘱託医(歯科)	年額 47,000円	
	環境(公害対策)審議会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	(一般)廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,700円	
	ごみ減量推進員	年額 5,600円	
	環境衛生推進員		年額平均割 11,000円 戸数割 300円
家庭相談員	月額 112,000円		
嘱託獣医	年額 42,600円		
産業建設関係	(小売)商業活動調整審議会委員		日額 5,500円
	都市計画審議会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	都市計画マスタープラン策定委員	日額 5,000円	
	下水道事業審議会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	土地区画整理審議会委員	日額 4,500円	
	土地区画整理事業評価員	日額 4,500円	
	土地区画整理土地評価員	日額 4,500円	
	市営住宅入居者選考委員会委員	日額 4,500円	
	地籍調査推進員	日額 6,700円	

区 分		下 妻 市	千 代 川 村
教育関係	(学校)教育相談員	月額 92,000円	月額 85,000円
	障害児就学指導委員	年額 6,700円	
	通学区等審議会委員	日額 4,800円	
	奨学金等審議会委員		日額 5,500円
	学校評議員		日額 5,500円
	社会教育委員	年額 13,400円	日額 5,500円
	社会教育指導員	月額 90,200円	月額 85,000円
	青少年問題協議会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	青少年相談員	日額 4,500円	年額 12,000円
	特別青少年相談員	月額 57,100円	
	青少年センター運営委員	日額 4,500円	
	生涯学習推進協議会委員		日額 5,500円
	体育指導員	年額 25,800円	日額 5,500円
	スポーツ推進員	年額 6,700円	年額 6,000円
	中央公民館長	月額 230,000円	
	公民館分館長	年額 7,800円	
	地区公民館長	月額 94,100円	
	公民館運営審議会委員	日額 7,800円	日額 5,500円
	市(村)医		年額 40,000円
	市(村)歯科医		年額 40,000円
	学校医	内科医年額 179,200円 眼科医年額 179,200円	年額 80,000円
	学校歯科医	年額 179,200円	年額 80,000円
	学校薬剤師	年額 31,400円	年額 22,000円
	蚕飼小学校医		年額 39,000円
	蚕飼小学校歯科医		年額 39,000円
	幼稚園医(一般)	年額 31,400円	年額 39,000円
	幼稚園医(歯科)	年額 31,400円	年額 39,000円
	幼稚園薬剤師	年額 26,900円	年額 22,000円
	図書館長	月額 230,000円	
	図書館協議会委員	日額 4,500円	
	外国人英語指導助手	月額 300,000円	月額 300,000円
	ティーム・ティーチング非常勤講師	時給 2,890円	時給 2,860円
	文化財保護審議会委員	日額 4,500円	日額 5,500円
	民俗資料調査会委員	日額 4,500円	
ふるさと博物館運営協議会委員	日額 6,000円		
ふるさと博物館長	月額 230,000円		

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	条例・規則等の取扱い	関係項目
調整方針（案）	<p>下妻市の条例、規則を適用する。ただし、千代川村にのみある条例、規則のうち新市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整するものとし、各種事務事業等の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行なうものとする。</p>	

現		況	
下妻市		千代川村	
例規集掲載		例規集掲載	
条 例	170本	条 例	120本
規 則	203本	規 則	119本
その他 (規程、規約等)	277本	その他 (規程、規約等)	167本
合 計	650本	合 計	406本

(平成16年12月28日現在)

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整方針

協議事項	事務組織及び機構の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	<p>新市の事務組織及び機構については、合併日から円滑な住民サービスを行う必要があることから、効率的かつ、住民に分かりやすいものとする。</p> <p>なお、新庁舎が完成するまでは、現在の下妻市役所を本庁とし、現在の千代川村役場については、千代川庁舎と称する。</p>		

（平成16年4月1日現在）

区分	現 況							
	下妻市		千代川村					
	部(部員数)・課(課員数)・係名		課(課員数)・係名					
市長・村長	総務部 (41)	秘書課 (5)	秘書係 広報広聴係	企画課 (12)	企画係			
		企画課 (9)	企画調整係 男女共同参画係 開発係 統計係		財政係 情報化推進係 合併協議会派遣 広報公聴係			
			総務部付 (8)		下妻広域派遣 合併協議会派遣			
					総務課 (12)	庶務防災係 職員係 契約検査係 情報処理室	総務課 (10)	総務係 庶務係 選挙・管財係 消防・交通係
			財政課 (6)			財政係 管財係		運転手
		市民部 (55)				税務課 (16)		税政係 市民税係 固定資産税係
			収納課 (7)	管理係 収納係				
				市民課 (11)	市民係 資料係		住民課 (8)	住民係 国保係
		保険年金課 (12)	保険係 年金係 医療福祉係		年金係 老健係			
			環境保全課 (8)	環境衛生係 リサイクル担当 公害対策係				

区分	現 況					
	下妻市		千代川村			
	部(部員数)・課(課員数)・係名		課(課員数)・係名			
市長・村長	福祉部 (47)	福祉事務所 (23)	社会福祉係	福祉課 (保育所) (16)	福祉係	
			障害福祉係		福祉ふれあいハウス	
			児童福祉係		保育所係	
			保育園		介護保険係	
		介護保険課 (11)	介護保険係		保健センター (8)	保育士
			介護管理係			環境衛生係
			高齢福祉係	保健衛生係		
		保健センター (12)	健康増進係	福祉センター(1)	下妻広域派遣	
			保健指導係			
		経済部 (28)	農政課 (11)	農政係	経済課 (8)	農政係
				畜産園芸係		農業振興・土地改良係
				構造改善係		商工労働係
	耕地課 (9)		土地改良係			
			商工観光課 (7)	地籍係		
	商工係					
	観光係					
	交通対策係					
	勤労青少年ホーム					
	建設部 (35)		建設課 (13)	働く婦人の家	建設課 (7)	工務管理係
		勤労者体育センター		都市計画係		
		管理係				
		工務係				
		建築係				
		補修係				
		都市整備課 (9)	都市計画係			
			公園街路係			
			区画整理係			
			ネイチャーセンター			
	下水道課 (12)	観桜苑				
		工務係				
	業務係					
収入役	会計課 (5)	会計係	出納室 (3)	出納係		
		審査係				
議会	議会事務局 (5)	庶務係	議会事務局 (2)	議事庶務係		
		議事係				

農業 委員会	農委事務局 (5)	庶務係	農委事務局 (3)	農地調整係
		農地係		

区分	現 況						
	下妻市		千代川村				
	部(部員数)・課(課員数)・係名		課(課員数)・係名				
教育長	教育委員会(41) ※指導室を除く	学校教育課 (19)	庶務係	教育委員会(16)	学校教育課 (9)	総務係	
			学校教育係			学校教育係	
			学校			(幼稚園)	
			幼稚園			教諭	
		指導室(3)	指導係				
		生涯学習課 (8)	生涯学習係	生涯学習課 (7)	生涯学習係		
			社会体育係		社会体育係		
			青少年センター		文化財保護係		
		市民文化会館	管理係				
			総合体育館				
		図書館 (8)	管理係				
			奉仕係				
中央公民館(2)	大宝地区公民館						
ふるさと博物館 (3)	管理係						
	学芸係						
選挙管理委員会	事務局 (3)						
監査委員							
公平委員会							
水道事業管理者	水道事業所 (9)	業務係	上下水道課 (7)	上水道係			
		工務係		下水道係			
		庶務係					

(参考資料)

■那珂市(那珂町・瓜連町)

- 1 現在の瓜連町役場は、支所として存続させるものとし、その組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことがないよう配慮するものとする。
- 2 瓜連町に置かれている付属機関等は、那珂町に統合するものとする。なお、付属機関等の委員構成については、必要に応じ瓜連町の地域特性に配慮した適切な措置を講じるものとする。

■土浦市・新治村合併協議会

- 1 現在の瓜連町役場は、支所とする。
- 2 事務組織及び機構については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう、住民サービスに十分配慮する。

■下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会

- 1 現下館市役所を本庁舎とし、指揮命令系統を明確化し、かつ、簡素で効率的な組織・機構とするため、できる限り行政機構を集約するものとする。
また、現関城町役場、現明野町役場及び現協和町役場については、住民サービスの低下を招かないために、支所機能を有する組織・機構とする。
- 2 現下館市川島支所については、出張所とする。
- 3 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

■岩井市・猿島町合併協議会

当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散配置するものとする。
各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるよう窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。

■取手市・藤代町合併協議会

- 1 新市移行後も住民サービスの低下を来たさないよう十分配慮した組織・機構とする。
- 2 取手市役所を本庁舎とし、藤代町役場は支所機能を備えた分庁舎とする。なお、藤代庁舎には分庁舎機能として教育委員会及び農業委員会を設置する。
- 3 出先機関は、現行のままとする。

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整方針

協 議 事 項	一部事務組合等の取扱い	関 係 項 目	
調整方針(案)	千代川村は合併の日の前日にすべての一部事務組合等から脱退する。 なお、石下・千代川学校給食組合については、合併時まで調整する。		

【一部事務組合等加入状況】

組 合 名	事務所所在地	共同処理事務	構 成 市 町 村		
			下妻市	千代川村	その他
茨城西南地方広域市町村圏事務組合 (昭和46年3月31日)	古河市役所内	広域圏、養護老人ホーム、老人福祉センター、消防、特殊湛水防除施設管理、運動公園	○	○	古河市、岩井市、八千代町、石下町、総和町、三和町、五霞町、猿島町、境町
下妻地方広域事務組合 (平成6年8月15日)	下妻市本城町2-22	ごみ処理施設等の周辺環境整備、し尿、ごみ、葬祭場	○	○	八千代町、石下町、関城町 ※1
石下・千代川学校給食組合 (昭和44年4月30日)	石下町若宮戸1088-1 給食センター内	学校給食		○	石下町
茨城県市町村総合事務組合 (昭和50年7月1日)	市町村会館内	茨城県市町村総合事務組合第4条の事務	○	○	全市町村
茨城県租税債権管理機構 (平成13年4月1日)	水戸市合同庁舎内	市町村地方税の滞納処分等	○	○	全市町村

※1 関城町は、周辺環境整備（流域下水道事業）のみ。

【共同設置機関への加入状況】

機 関 名	事務所所在地	共同処理事務	構 成 市 町 村		
			下妻市	千代川村	その他
結城郡町村公平委員会 (昭和35年10月1日)	千代川村役場内	地方公務員法第8条第2項に関する事務		○	八千代町、石下町、下妻地方広域事務組合、石下・千代川学校給食組合

※ 下妻市は単独で公平委員会を設置している。

現 況

【茨城西南地方広域市町村圏事務組合】

○事務所の位置：古河市役所内

○構成市町村：古河市、下妻市、岩井市、八千代町、千代川村、石下町、総和町、五霞町、三和町、猿島町、境町

○処 理 事 務：広域市町村圏企画・連絡調整業務、養護老人ホーム、老人福祉センター、総合運動公園、特殊湛水防除、消防業務、救急医療業務に関すること

○施 設 名：消防本部(1)・消防署(3)・分署(10)・出張所(5)、老人福祉センター砂沼荘、利根老人ホーム、中央運動公園

○組合長等：管理者 1人 副管理者 10人 関係市町村の長が互選により定める。
収入役 1人 関係市町村の収入役のうちから組合議会の同意を得て選任する。

○議会議員の構成：定数25人
猿島町2人、境町2人
(関係市町村の議員から選出された者)
組合議会議長 1人 (組合議員による選挙)
組合議会副議長 1人 (組合議員による選挙)

○構成市町村の負担金 (平成16年度、千円)

古河市	下妻市	岩井市	八千代町	千代川村	石下町	総和町	五霞町	三和町	猿島町	境町
665,200	446,633	497,444	316,003	169,930	314,673	940,407	177,038	468,489	224,336	340,191

現

況

【下妻地方広域事務組合】（1）

【概要】

- 事務所の位置：下妻地方広域事務組合事務局（下妻市本城町2-22）
城山公苑（石下町馬場364）
クリーンポ-ト・きぬ（下妻市中居指1100）
エキホール・きぬ（千代川村下栗250）
クリーンパーク・きぬ（八千代町大渡戸390）
環境整備推進室（下妻市中居指1126、フィットネスパーク・きぬ内）
- 構成市町村：下妻市、八千代町、千代川村、石下町、関城町
- 組合長等：管理者 1人 副管理者 4人 関係市町村の長が互選により定める。
収入役 1人 管理者の属する市町村の収入役。
- 議会議員の構成：定数16人
下妻市5人、八千代町3人、千代川村3人、石下町3人、関城町2人
（関係市町村の議員から選出された者）
組合議会議長 1人（組合議員による選挙）
組合議会副議長 1人（組合議員による選挙）
- 組合職員数：14人

【下妻市、八千代町、千代川村、石下町が共同処理している事務】

- 処理事務：し尿処理業務、一般廃棄物処理業務、城山公苑設置管理業務、葬斎場設置管理業務、一般小型貨物運送事業
- 施設名：クリーンポ-ト・きぬ（ごみ処理場）
城山公苑（し尿処理場）
エキホール・きぬ（葬斎場）
クリーンパーク・きぬ（最終処分場）

現 況

【下妻地方広域事務組合】（２）

○構成市町村の負担金（平成16年度、千円）

市町村名	一般会計	クリーンポ-ト・きぬ	城山公苑	ヘキサホール・きぬ	クリーンパーク・きぬ
下妻市	18,973	526,343	66,261	60,619	163,265
八千代町	12,926	282,923	41,651	39,747	93,303
千代川村	7,126	159,634	21,899	15,405	51,254
石下町	14,609	331,518	51,267	121,279	105,193
関城町	5,015	—	—	—	—
合 計	58,649	1,300,418	181,078	237,050	413,015

【関城町が加入し、共同処理している事務】

○処 理 事 務：流域下水道終末処理施設、ごみ処理施設及び葬斎場の周辺環境整備及び附帯施設の管理運営

○施 設 名：フィットネスパーク・きぬ（ほっとランドきぬ）

○構成市町村の負担金（平成16年度、千円）

市町村名	フィットネスパーク・きぬ	公共用地先行取得事業
下妻市	184,027	73,419
八千代町	124,847	50,020
千代川村	69,041	27,575
石下町	166,381	56,534
関城町	50,888	19,404
合 計	595,184	226,952

現

況

【石下・千代川学校給食組合】

○事務所の位置：石下町大字若宮戸1088-1 学校給食センター内

○構成市町村：石下町、千代川村

○処理事務：学校給食施設の設置管理業務、学校給食業務

○施設名：給食センター

○組合長等：管理者 石下町長 副管理者 千代川村長 収入役 石下町の収入役

○議会議員の構成：定数10人

石下町6人、千代川村4人

(関係市町村の議員から選出された者)

組合議会副議長 1人 (組合議員による選挙)

○組合職員数：11人

○構成市町村の分賦金 (平成16年度、千円)

市町村名	分賦金
石下町	117,989
千代川村	44,541
合計	162,530

現 況

【茨城県市町村総合事務組合】

- 事務所の位置：茨城県市町村会館内
- 構成市町村：茨城県全市町村
- 処理事務：構成市町村の職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、非常勤職員の公務災害等の補償、消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給及び非常勤消防団員等の公務災害の補償に関する事務の共同処理

【茨城租税債権管理機構】

- 事務所の位置：茨城県水戸合同庁舎内
- 構成市町村：茨城県全市町村
- 処理事務：地方税の滞納に係る徴収及び処分等に関する共同処理

【結城郡町村公平委員会】

【結城郡町村公平委員会】

- 事務所の位置：千代川村役場内
- 構成市町村等：八千代町、千代川村、石下町、石下・千代川学校給食組合、下妻地方広域事務組合
- 処理事務：職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を執ること。
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
職員団体の登録に関する事等、法律に基づきその権限に属せ占められた事務。
- 公平委員会委員：3名

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	使用料、手数料等の取扱い	関係項目
調整方針（案）	1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、新市における住民の一体性の確保や住民負担の公平性の観点から、合併時に統一するよう努めるものとする。 2. 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、適正な負担額を検討し、合併時に統一するよう努めるものとする。	

1. 使用料（占用料含む）

区分	現 況	
	下妻市	千代川村
総務関係使用料	行政財産使用料	行政財産使用料
	庁舎使用料	
福祉関係使用料		福祉センター使用料
産業関係使用料	勤労者体育センター使用料	
	雇用促進住宅駐車場使用料	
	市民センター使用料	農業就業改善センター使用料
建設関係使用料	道路占用料	道路占用料
	都市公園占用使用料	都市公園占用使用料
	その他の公園占用使用料	その他の公園占用使用料
建設関係使用料	法定外公共物使用料	法定外公共物使用料
	施設使用料	
	ネイチャーセンター使用料	
	市営住宅共益費	
教育関係使用料	幼稚園使用料	幼稚園使用料
	市民文化会館使用料	中央公民館使用料
	ふるさと博物館使用料	村民体育館使用料
	公民館使用料	ふれあいハウス使用料
	図書館使用料	総合運動公園多目的広場使用料
	総合体育館使用料	総合運動公園野球場使用料
	柳原球場使用料	総合運動公園村民運動場使用料
	砂沼球場使用料	

2. 手数料

現 況		区 分		
		下妻市	千代川村	
住 民 関 係	戸籍謄抄本手数料（全部・個人・一部）	1通につき	450円	450円
	除籍謄抄本手数料（全部・個人・一部）	1通につき	750円	750円
	戸籍記載事項証明手数料	1通につき	350円	350円
	除籍記載事項証明手数料	1通につき	450円	450円
	戸籍届出受理証明手数料	1通につき	350円	350円
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組又は認知届出の受理証明手数料	1通につき	1,400円	1,400円
	戸籍法第48条第2項（同法117条において準用する場合を含む）の閲覧手数料	1件（通）につき	350円	350円
	戸籍附票の写し手数料	1通につき	300円	300円
	住民票抄本交付手数料	1通につき	300円	300円
	住民票謄本交付手数料（1件5枚まで）	1件につき	300円	5人まで1通 300円
	住民票謄本交付手数料（1件6枚以上）	1件につき	600円	5人以上のとき 2通300円
	住民票の記載事項証明手数料	1件につき	300円	300円
	身分に関する証明書交付手数料	1件につき	300円	300円
	住基カード交付（再交付含む）	1件につき	500円	500円
	住民基本台帳の閲覧手数料		1人1時間 5,000円	1世帯につき 300円
	不在住証明手数料	1通につき	300円	300円
	不在籍不在証明手数料	1件につき	300円	300円
	住 民 関 係	印鑑登録証明書交付手数料	1通につき	300円
印鑑登録証手数料		1件（通）につき	無料	無料
印鑑登録証再交付手数料		1件につき	1,000円	1,000円
登録原票記載事項証明書交付手数料		1件につき	350円	350円
外国人登録原票の写しの交付手数料		1件につき	350円	—
外国人登録原票記載事項証明書 交付手数料		1件につき	350円	—
自動車臨時運行許可申請手数料		1両につき	750円	—
認可地縁団体印鑑登録に関する 証明手数料		1件につき	300円	300円
税	情報公開に係る手数料	1件につき	無料	無料
	土地に関する証明手数料	1件（枚）につき	300円	300円
	建物に関する証明手数料	1件（枚）につき	300円	300円

関係	資産に関する証明手数料	1件(枚)につき	—	300円
----	-------------	----------	---	------

現況				
区分			下妻市	千代川村
税 関 係 税 関 系	固定資産評価証明手数料	1件(枚)につき	4筆まで 300円	300円
	住宅用家屋証明申請手数料	1件(枚)につき	8筆まで 300円	300円
	公租公課証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	現況証明手数料	1件につき	300円	500円
	名寄せの写し交付手数料	1件(枚)につき	コピー1枚 10円	300円
	納税に関する証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	完納証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	1件につき	300円	300円
	公簿、公文書及び図面の謄抄本手数料	1件につき	300円	300円
	所得に関する証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	課税に関する証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	非課税証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	所在証明手数料	1件(枚)につき	無料	300円
	営業証明手数料	1件(枚)につき	300円	300円
	記載事項証明手数料	1件(枚)につき	—	300円
	優良宅地(造成)認定事務手数料	1件につき	86,000円	86,000円
	優良(良質)住宅新築認定申請手数料	床面積100㎡以下	6,200円	6,200円
	〃	床面積100㎡超 500㎡以下	8,600円	8,600円
	〃	床面積500㎡超 2,000㎡以下	13,000円	13,000円
	〃	床面積2,000㎡超 10,000㎡以下	35,000円	35,000円
〃	10,000㎡超	43,000円	43,000円	
その他の証明手数料	1件につき	300円	300円	
保健福祉関係	普通診断書	1通につき	2,060円	—
	死亡診断書	1通につき	3,090円	—
	死体検案書	1通につき	5,150円	—
	その他の証明書	1通につき	1,030円	—
環境	一般廃棄物処理許可手数料	1件につき	3,000円	—
	一般廃棄物処理許可再交付手数料	1件につき	1,500円	—

関係	犬の登録手数料	1頭につき	2,000円	2,000円
	犬の鑑札再交付手数料	1件につき	1,000円	1,000円
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1頭につき	350円	350円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	200円	200円
現 況				
区 分			下妻市	千代川村
産業 関係	鳥獣飼養許可書の交付手数料	1件につき	3,400円	3,400円
	鳥獣飼養許可書の更新手数料	1件につき	3,400円	3,400円
	鳥獣飼養許可書の再交付手数料	1件につき	3,400円	3,400円
	農用区域に関する証明手数料	1件につき	—	300円
	土地測量手数料	1筆につき	1,500円	—
建設 関係	道路幅員証明手数料	1件につき	300円	300円
	排水設備等検査手数料	1件につき	1,000円	1,000円
	指定工事店登録手数料	1件につき	10,000円	10,000円
	指定工事店継続登録手数料	1件につき	5,000円	5,000円
	その他の証明手数料 ・用途地域であることの証明 ・農用地でない証明 ・下水道認可区域外であることの証明	1件につき	300円	—
	屋外広告物許可手数料		はり紙・ポスター 一広告板等	はり紙・ポスター 一広告板等

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1. 両市村共通の団体について</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2. 両市村独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>		

現		況	
下妻市			千代川村

<p>【主な公共的団体】</p> <p>下妻市統計事務協議会 下妻市交通安全対策協議会 下妻地区交通安全協会 下妻市自治区長連合会 下妻市消防団 自主防災組織 下妻人権擁護委員協議会 茨城県防犯協会下妻支部 納税貯蓄組合連合会 下館法人会下妻地区会 下妻市青色申告会 たばこ小売人組合 下妻地方たばこ販売促進協力会 下妻市食生活改善推進協議会 下妻市母子保健推進員協議会 下妻市社会福祉協議会 下妻市保護司会 下妻市民生委員児童委員協議会 下妻市養豚農業協同組合 下妻市家畜畜産物衛生指導協会 下妻市果樹連合会 茨城県西畜産開発公社 家畜畜産物消費対策推進協議会 10アップ運動下妻市推進会議 石の宮土づくり組合 下妻市興農研究会 下妻市経営生産推進会議 霞ヶ浦用水建設推進協議会 下妻市商工会 下妻市観光協会 しもつま興市研究会 下妻市観光物産会 下妻市菊花会 小貝川ふれあい花の会 下妻市文化団体連絡協議会 下妻市PTA連絡協議会 下妻市体育協会 下妻市子ども会育成連合会 青少年を育てる下妻市民の会 わらべうた・あそびランド</p>	<p>【主な公共的団体】</p> <p>千代川村統計調査員協議会 下妻地区交通安全協会千代川支部 交通安全母の会千代川支部 区長会 千代川村消防団 自主防災組織 ふるさとづくり推進協議会 花と一万人の会 水辺の楽校推進協議会 魁塾 蚕飼地区まちづくり委員会 千代川村自衛隊父兄会 下館法人会千代川地区会 千代川村青色申告会 千代川村たばこ販売組合 千代川村食生活改善推進連絡協議会 千代川村老人クラブ連合会 千代川村社会福祉協議会 水海道地区保護司会 民生委員協議会 千代川村身体障害者協生会 千代川村遺族会 更生保護婦人会千代川支部 農業用廃プラ収集対策協議会 千代川村農畜産物流通対策協議会 千代川村認定農業者育成協議会 千代川村商工会 結城郡織物協同組合 千代川村消費者くらしの会 千代川村穀物改良協会 千代川村農畜産物生産振興協議会 霞ヶ浦用水建設推進協議会 八間掘川沿岸土地改良区 千代川村PTA連絡協議会 千代川村体育協会 千代川村スポーツ少年団 千代川村高校生会 千代川村緑の少年団 千代川村子ども会育成連合会 青少年育成千代川村民会議</p>
--	--

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	補助金・交付金等の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、その事業の目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、原則として新市において公共の必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての調整を行うものとする。</p> <p>1. 両市村で同一又は同種の団体に対する補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一する方向で調整するものとする。</p> <p>2. 両市村で独自の補助金、交付金等については、従来の実績を考慮し、全体の均衡を保つよう調整するものとする。</p> <p>3. 両市村で所期の目的を達成した補助金、交付</p>		

		現		況	
区分		下妻市		千代川村	
総務	自治区長連合会補助金	職員文化展補助金	区長会補助金	消防ポンプ車維持管理交付金	
	交通安全協会下妻支部補助金	職員OB会補助金	行政区運営費交付金	各分団点検訓練交付金	
	交通安全母の会下妻支部補助金	消防団員研修補助金	交通安全協会千代川支部補助金	春秋火災予防運動交付金	
	交通安全指導員用制服購入補助金	消防団員共済会補助金	交通安全母の会千代川支部補助金	自主防災組織活動育成補助金（資機材整備）	
	交通安全対策協議会補助金	自主防災組織（全域5組織）運営補助金	職員互助会補助金		
	安全運転管理者協議会下妻支部補助金	婦人防火クラブ補助金	操法競技西南地区大会出場補助金		
	職員共済会補助金	消防施設等補助金	消防ポンプ操法西南地区大会出場補助金		
	職員体育大会等補助金	分団運営費補助金	各分団（部）運営交付金		
企画	統計事務協議会補助金		統計調査員協議会補助金	花と1万人の会補助金	
			ふるさとの文化創造事業補助金	魁塾補助金	
住民	納税組合設立助成金	下妻市青色申告会補助金	たばこ販売組合補助金	火葬場使用料補助金	
	納税組合新加入補助金	たばこ小売人組合補助金	青色申告会補助金	生ごみ処理容器購入費補助金	
	納税貯蓄組合連合会補助金	生ごみ処理機購入補助金	下館法人会千代川支部補助金	電気式生ごみ処理機購入費補助金	
	下館法人会下妻地区会補助金	生活雑排水処理施設設置事業費補助金	納税組合維持費補助金	合併処理浄化槽設置事業補助金	
保健福祉	社会福祉協議会補助金	下妻人権擁護委員協議会助成金	社会福祉協議会補助金	老人クラブ連合会活動促進事業補助金	
	保護司会補助金	ボランティアセンター運営補助金	民生委員協議会補助金	高齢者と子どものふれあい事業補助金	
	福祉団体関係補助金	老人クラブ補助金	人権擁護推進対策補助金	寝たきり老人等介護慰労金	
	下妻人権擁護委員協議会下妻部会補助金	高齢者と子供のふれあい事業補助金	老人クラブ補助金		

		現	況	
区分		下妻市		千代川村
保健福祉	下妻地方広域シルバー人材センター補助金	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業補助金	身体障害者協会補助金	
	介護保険住宅改修費理由書作成業務等補助金	地域改善対策協議会補助金	精神障害者居宅介護等事業補助金	
	子供の遊び場運営費補助金	身体障害者手帳交付用診断書補助金	精神障害者短期入所事業補助金	
	子供の遊び場設置費補助金	精神障害者居宅生活支援事業補助金	食生活改善推進協議会補助金	
	民間保育所運営費補助金	(精神障害者家庭奉仕員派遣補助金)	結婚相談所運営費補助金	
	民間保育所乳児等保育事業補助金	(精神障害者短期入所事業補助金)	遺族会補助金	
	民間保育所保育士増員費補助金	(精神障害者地域生活援助事業補助金)	水海道地区更正保護婦人会補助金	
	発達促進保育事業費補助金	心身障害児者福祉推進協議会補助金	下妻市・結城郡感染症等対策連絡協議会補助金	
	民間育児サービス事業補助金	身体障害者自動車運転免許取得費補助金		
	子育てママ支援預かり保育事業補助金	グランドゴルフ場維持管理補助金		
	民間保育所障害児保育事業補助金	骨粗しょう症検診補助金		
	特別保育事業(延長保育)補助金	脳検診補助金		
	児童福祉施設併設型民間児童館事業補助金			
産業	養豚農業協同組合補助金	農業経営対策事業補助金	農畜産物流通対策協議会補助金	緑の少年団森林愛護推進補助金
	(社)茨城県西畜産開発公社補助金	農村生活研究連絡会補助金	農畜産物生産振興協議会補助金	
	酪農組合補助金	経営構造整備附帯事業補助金	農業共済組合農林航空防除補助金	
	肥育牛組合補助金	担い手育成土地利用調整事業補助金	大家畜経営維持資金利子補給助成金	
	大家畜経営維持資金利子補給補助金	湛水防除等管理費補助金	穀物改良協会補助金	
	農畜産物消費対策推進協議会補助金	土地改良事業補助金	農業用廃プラスチック適正処理推進協議会補助金	
	農業用プラスチック適正処理推進協議会補助金	担い手育成大区画圃場整備推進事業補助金	認定農業者育成確保資金等利子助成補助金	
	107アップ運動地域推進事業補助金	農業者労災保険組合補助金	認定農業者連絡協議会補助金	
	農林航空防除事業補助金	霞ヶ浦用水国営造成施設支援強化事業補助金	野菜産地改革支援事業補助金	
	農産物防鳥対策補助金	高道祖地区農業用水障害対策備事補助金	水田農業経営確立対策村単独推進費補助金	
	梨消費拡大宣伝事業補助金	糸繰川治水期成同盟会補助金	水田農業構造改革推進費補助金	
	銘柄産地推進指導事業補助金	高木川治水期成同盟会補助金	水田農業推進センター活動事業費補助金	
	興農研究会補助金	北台川改修促進期成同盟会補助金	消費純増策精米補助金	
	梨病害虫防疫対策事業補助金	大宝沼地区圃場整備事業推進協議会補助金	全員参加の生産調整事業補助金	
	転作推進集落達成補助金	木田川地区圃場整備事業推進協議会補助金	農道舗装共同施行等補助金	
	消費純増策市特別補助金	騰波/江地区圃場整備事業推進協議会補助金	八間掘川沿岸施設管理費補助金	
	全国とも補償加入促進補助金	大宝地区圃場整備事業推進協議会補助金	霞ヶ浦用水建設推進協議会補助金	
	全員参加の生産調整推進事業補助金	家畜畜産物衛生指導協会補助金	中小企業資金信用保証料補助金	
	転作推進市特別交付金	うまい果物安定生産事業補助金	結城郡織物協同組合補助金	
	加工米集荷促進費補助金	農業経営基盤強化資金利子助成補助金	商工会補助金	
	花の咲く里づくり事業補助金	認定農業者育成推進資金利子助成補助金	商店街街路灯設置補助金	
	連担団地化推進事業補助金	新田園空間創造地域型整備事業補助金	消費者くらしの会補助金	
	生産調整推進ツケ活動事業補助金		農業委員視察研修補助金	

		現 況	
区 分	下妻市		千代川村
産 業	県農業青年等海外派遣研修補助金	商店街活性化事業補助金	
	商工会補助金	中小企業事業資金補助金(幹旋金融保証料)	
	観光協会補助金	中小企業事業資金補助金(利子補給)	
	しもつま興市研究会補助金	市菊花会補助金	
	県織物協同組合下妻支部補助金	県農業青年等海外派遣研修補助金	
	消費生活連絡協議会補助金	砂沼フレンドリーフェスティバル補助金	
	観光物産会補助金	大人神輿連合渡御実施補助金	
	商工業活性化診断事業補助金	多賀谷時代まつり実施補助金	
建 設	小貝川ふれあい花の会補助金	水洗便所改造資金利子補給補助金	
	小貝川ふれあい公園パークボランティア補助金	生活廃水処理施設設置事業費補助金	
	水洗便所改造資金助成金		
教 育	市文化団体連絡協議会補助金	生徒指導研修補助金	石下地方教育研修センター指定研究補助金
	市PTA連絡協議会補助金	市小中学校体育連盟補助金	中学校生徒指導研修補助金
	市体育協会補助金	校長会・教頭会・教務主任会補助金	中学校教育振興助成補助金
	下妻市生活学校補助金	小中学校教職員研修補助金	外国青年英語指導助手補助金
	市子ども会育成連合会補助金	市教育研究会等補助金	青少年育成千代川村民会議補助金
	青少年を育てる下妻市民の会補助金	立志式補助金	子ども会育成連合会補助金
	市婦人会補助金	総合的な学習補助金	PTA連絡協議会補助金
	夜雨記念会補助金	幼稚園就園奨励費補助金	成人式実行委員会助成金
	わらべうた・あそびランド補助金	要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金	体育協会補助金
	青少年相談員連絡会補助金	私立幼稚園児保護者補助金	スポーツ少年団補助金
	子どもを守る父母の会補助金	選手派遣費補助金	ふれあいウォークフェスティバル運営補助金
	海外研修補助金	給食用牛乳輸送費補助金	
	郷土芸能振興補助金	県芸術祭参加補助金	
	文化財保護費補助金	学校給食米飯補助金	
	為桜野球大会補助金	私立幼稚園運営費補助金	
	県西中学校陸上大会補助金	児童生徒県民交通災害共済保険加入補助金	
	市ジュニアスポーツ指導者育成補助金	海外旅行研修補助金	
	中学生社会体験事業補助金	地域教育推進委員会補助金	
	外国人英語指導助手住宅等補助金		
	議 会	各常任委員会活動費補助金	市議員OB会補助金
議会運営委員会活動費補助金		議会だより運営委員会活動費補助金	
議員互助会助成金		政務調査費交付金	

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	町名・字名の取扱い	関係項目	
調整方針（案）	新市の町・字の区域は従来のとおりとし、「大字」を削除した名称に変更するものとする。		

○名称変更の具体的な表示方法

合併前の表示	→	合併後の表示例
下妻市 大字下妻甲△△番地		下妻市 下妻甲△△番地
下妻市 大字長塚△△番地		下妻市 長塚△△番地
結城郡千代川村 大字大園木△△番地		下妻市 大園木△△番地

※この場合の名称変更は、「大字□□」を単に「□□」と変更する場合であるが、「大字□□」が固有名詞となるので、地方自治法第260条の手続きが必要となる。

※両市村において、現在、同一の町、字名は存在しない。

現 況				
下 妻 市			千 代 川 村	
	(大字名)		(大字名)	
1	大字 下妻	32	大字 赤須	1 大字 大園木
2	大字 長塚	33	大字 柴	2 大字 鯨
3	大字 砂沼新田	34	大字 半谷	3 大字 田下
4	大字 坂本新田	35	大字 大木	4 大字 下栗
5	大字 大木新田	36	大字 南原	5 大字 本宗道
6	大字 石の宮	37	大字 上野	6 大字 宗道
7	大字 堀籠	38	大字 関本下	7 大字 渋田
8	大字 坂井	39	大字 袋畑	8 大字 見田
9	大字 比毛	40	大字 古沢	9 大字 唐崎
10	大字 横根	41	大字 小島	10 大字 長萱
11	大字 平川戸	42	大字 二本紀	11 大字 伊古立
12	大字 北大宝	43	大字 今泉	12 大字 原
13	大字 大宝	44	大字 中居指	13 大字 羽子
14	大字 大串	45	大字 新堀	14 大字 鬼怒
15	大字 平沼	46	大字 加養	15 大字 鎌庭
16	大字 福田	47	大字 樋橋	16 大字 別府
17	大字 下木戸	48	大字 肘谷	17 大字 皆葉
18	大字 神明	49	大字 山尻	18 大字 五箇
19	大字 若柳	50	大字 谷田部	19 大字 村岡
20	大字 下宮	51	大字 柳原	
21	大字 数須	52	大字 安食	
22	大字 筑波島	53	大字 高道祖	
23	大字 下田	54	大字 本城町1丁目	
24	大字 中郷	55	大字 小野子町1丁目	
25	大字 黒駒	56	大字 本宿町1丁目	
26	大字 江	57	大字 本城町2丁目	
27	大字 平方	58	大字 小野子町2丁目	
28	大字 尻手	59	大字 本城町3丁目	
29	大字 渋井	60	大字 本宿町2丁目	
30	大字 桐ヶ瀬	61	大字 田町1丁目	

31	大字 前河原	62	大字 田町2丁目		
----	--------	----	----------	--	--

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提案する。



平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	慣行の取扱い	関係項目
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「市章」、「市の花・木」、「市民憲章」、「宣言」については、下妻市の制度を踏まえ調整する。 2 「表彰」、「名誉市民表彰」、「市民荣誉賞」については、下妻市の制度を踏まえ調整する。 	

（参考資料1） 両市村の現況

区 分	下 妻 市	千 代 川 村
市町村章	 （昭和42年3月制定） 下妻市の「下」を図案化し、躍進の意を含めて右上がりにしてある。	 （昭和30年11月9日制定） 千代川村の「千代」の字を囲む形でデザインされ、川は徐々に外へ広がりを見せ、やがては大海（黒枠の部分）へ注ぐという意味である。また「川」の字は三村合併を意味し、さらに千代川村の発展を表徴したものである。
花・木・鳥	花：菊 木：松 鳥：未制定 （昭和51年3月30日制定）	花：さくら 木：けやき 鳥：ひばり （平成4年10月1日制定）
市町村民憲章	<p>【下妻市】（昭和51年3月30日制定） わたくしたち下妻市民は、健康で文化的な明るい生活を営むためこの憲章を作って実行します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 きれいな緑を育て清らかな水と青空を守ります。 1 かがやく祖先の伝統の上に新しい郷土の文化をつくります。 1 年より子ども、こまる人々をいたわり福祉の増進に努めます。 1 健康で働き世の中のためになる生産に励みます。 1 市民1人ひとりの心の輪をひろげ、和やかで生きいきした市をつくります。 <p>【千代川村】（平成4年10月1日制定） わたしたち</p>	

区 分	下 妻 市	千 代 川 村
宣 言	交通安全市宣言 (昭和42年9月27日) 非核・平和都市宣言 (昭和63年8月15日)	交通安全村宣言 (平成7年7月24日)
市町村表彰 (功労・善行表彰)	下妻市表彰規則 【目的】 本市の行政、経済、社会、教育、文化その他の各般にわたって市政の振興に奇与し、又はその徳行が市民の模範となるものを表彰し、もって市勢の伸展を図る。 【表彰の種類】 ・一般功労表彰 ・自治功労表彰 ・善行表彰 ・特別功労表彰 ・全国・国際競技等成績優秀者等表彰 ・職員表彰 【表彰の時期】 退職、死亡、任期満了等による場合はその都度、その他においては、市の記念行事、式典又は必要に応じて随時行う。	未制定
名誉市町村民表彰	下妻市名誉市民条例 【目的】 社会の進歩に著しい功績があった者に対し、下妻市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰する。 名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定する。	千代川村名誉村民条例 【目的】 社会の進歩に著しい功績があった者に対し、千代川村名誉村民の称号を贈り、これを顕彰する。 名誉村民は、村長が議会の同意を得て選定する。
名誉市町村民	澤部元信 (元市長) 加藤俊介 (元市長)	永瀬安衛 (元村長)
市町村民栄誉賞	下妻市市民栄誉賞条例 【目的】 下妻市民に夢と希望を与え、社会に進歩と活力をもたらし、広く市民に敬愛される者に対し、下妻市民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえる。	未制定
栄誉市町村民	塚田真希 (アテネ五輪柔道女子金メダリスト)	

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整方針(案)	1. 国民健康保険税の納期については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 2. 国民健康保険運営協議会については、合併時に委員定数等を調整し再編する。 3. 出産、葬祭に関する給付制度については、合併時に統一する。 4. 人間ドック等検診助成事業については、合併時に統一する	

区分	現 況	
	下妻市	千代川村
国民健康保険 税の賦課 (平成16年度)	【税率】	
	医療分	介護分
	所得割 8.9%	1.3%
	資産割 40.0%	7.6%
	均等割 22,500円	6,900円
	平等割 23,700円	4,500円
	【限度額】	
	賦課限度額	
	5 3万円(医療分)	
	8万円(介護分)	
【納期】		
第1期 7月20日～7月31日(本算定)	第1期 7月20日～7月31日(本算定)	
第2期 8月20日～8月31日	第2期 8月20日～8月31日	
第3期 9月20日～9月30日	第3期 9月20日～9月30日	
第4期 10月20日～10月31日	第4期 10月20日～10月31日	
第5期 11月20日～11月30日	第5期 11月20日～11月30日	
第6期 12月15日～12月25日	第6期 12月15日～12月25日	
第7期 1月20日～1月31日	第7期 1月20日～1月31日	
随時1 2月18日～2月28日	随時1 2月18日～2月28日	
随時2 4月20日～4月30日	随時2 4月20日～4月30日	
随時3 5月20日～5月30日		
【減額1】 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円以下の場合		
医療分	介護分	
均等割 13,500円	4,140円	
平等割 14,220円	2,700円	
【減額2】 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者1人につき245,000円を加算した額以下の場合		
医療分	介護分	
均等割 9,000円	2,760円	
平等割 9,480円	1,800円	

現		況
区分	下妻市	千代川村
国民健康保険 運営協議会	【目的】 国民健康保険事業の運営に関し、次の事項を審議する。 (1)一部負担金の負担割合に関する事項 (2)一部負担金の減免に関する事項 (3)保険税の賦課方法に関する事項 (4)保険税の減免に関する事項 (5)保険給付の種類及び内容に関する事項 (6)保健事業の実施大綱の策定に関する事項 (7)その他国民健康保険事業の運営上重要な事項	【目的】 国民健康保険事業の運営に関し、次の事項を審議する。 (1)一部負担金の負担割合に関する事項 (2)一部負担金の減免に関する事項 (3)保険税の賦課方法に関する事項 (4)保険税の減免に関する事項 (5)保険給付の種類及び内容に関する事項 (6)保健事業の実施大綱の策定に関する事項 (7)直営診療施設に関する事項 (8)その他国民健康保険事業の運営上重要な事項
	【任期】 2年間 (平成17年1月1日～平成18年12月31日)	【任期】 2年間 (平成15年11月1日～平成17年10月31日)
	【委員定数】 ・被保険者を代表する委員 ・医療機関を代表する委員 ・公益を代表する委員 各委員 4名	【委員定数】 ・被保険者を代表する委員 ・医療機関を代表する委員 ・公益を代表する委員 各委員 4名
	【報酬】 会長 日額5,400円 委員 日額4,800円	【報酬】 会長 日額7,500円 委員 日額6,500円
出産、葬祭に 関する給付	【出産育児一時金】 1件 300,000円	【出産育児一時金】 1件 300,000円
	【支払方法】 口座振込で支給	【支払方法】 現金で支給
	【葬祭費】 1件 50,000円	【葬祭費】 1件 50,000円
	【支払方法】 口座振込で支給	【支払方法】 現金で支給
国保人間ドック等 検診助成事業	【事業の目的】 国保被保険者に人間ドック検診に要する費用の一部を助成し、健康の確保と増進を図る。	【事業の目的】 国保被保険者に人間ドック検診に要する費用の一部を助成し、健康の確保と増進を図る。
	【助成対象者】 満40歳以上の者で、国保税を完納している世帯に属する被保険者	【助成対象者】 満30歳以上の者で、国保税を完納している世帯に属する被保険者
	【検診の種類と助成額】 (一人につき同一年度内1回限り) 日帰りドック 20,000円 脳ドック 最高25,000円まで (費用額の2分の1) 骨粗しょう症 最高15,000円まで (費用額の2分の1)	【検診の種類と助成額】 (一人につき同一年度内1回限り) 日帰りドック 20,000円 脳ドック 30,000円

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	介護保険事業の取扱い	関 係 項 目	
調整方針（案）	1．千代川村介護保険事業計画(第2期)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度まで新市において実施する。 2．千代川村介護保険事業計画(第2期)による第1号被保険者保険料については、平成17年度まで現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から第3期介護保険事業計画において算出した保険料率に統一する。 3．第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 4．介護認定審査会については、合併翌年度に再編し、新たな制度を創設する。 5．低所得者に対する保険料減免については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。		

区 分	現	況
	下妻市	千代川村
介護保険 事業計画	【名称】 下妻市介護保険事業計画（第2期）	【名称】 千代川村介護保険事業計画（第2期）
	【基本事項】 ・介護サービスの必要量と供給量の予測、確保 ・事業者間の連携 ・保険給付の円滑な実施 ・被保険者の意見反映間 平成15年度～平成19年度 3年毎に5年を1期とする市町村計画をたてる。平成17年度中に見直し予定。	
	【組織】 下妻市介護保険事業計画策定委員会	【組織】 千代川村介護保険事業計画策定委員会
介護保険料 の賦課	【保険料】 第1段階 17,400円 第2段階 26,100円 第3段階 34,800円 第4段階 43,500円 第5段階 52,200円 【納期】 第1期 7月20日～同月末日 第2期 8月20日～同月末日 第3期 9月20日～同月末日 第4期 10月20日～同月末日 第5期 11月20日～同月末日 第6期 12月16日～同月25日 第7期 1月20日～同月末日	【保険料】 第1段階 16,200円 第2段階 24,300円 第3段階 32,400円 第4段階 40,500円 第5段階 48,600円 【納期】 第1期 7月20日～同月末日 第2期 8月20日～同月末日 第3期 9月20日～同月末日 第4期 10月20日～同月末日 第5期 11月15日～同月末日 第6期 12月15日～同月25日

現		況
区 分	下妻市	千代川村
介護認定 審査会	【名称】 下妻地方広域介護認定審査会（構成市町村：下妻市、八千代町、千代川村、石下町）	
	【事務】 ・一次判定は、各市町村で認定システムにより判定。 ・二次判定は、下妻地方広域介護認定審査会で判定し、結果を各市町村に報告する。	
	【組織】 ・委員は、関係市町村が協議して定める候補者について、下妻市長がこれを選任する。 ・委員定数 20人 ・合議体 4合議体 ・任期 2年	
介護保険料 減免措置	【趣旨】 低所得者で生活が困難な者に対し、保険料の減免を行う。	【趣旨】 低所得者で生活が困難な者に対し、保険料の減免を行う。
	【対象者】 介護保険料の所得段階が第1段階（生活保護者を除く）および第2段階の方で、次の減免基準をすべて満たす方	【対象者】 介護保険料の所得段階が第1段階（生活保護者を除く）および第2段階の方で、次の減免基準をすべて満たす方
	【減免基準】 世帯員全員が市民税非課税であること。 世帯員全員に地方税の規定による所得がないこと。 世帯の年間収入金額が93万円以下であること。 （世帯員が2人以上のときは、93万円に世帯主を除く世帯員1人につき28万円を加算した額） 市民税課税者に扶養されていないこと。 市民税課税者と生計を共にしていないこと。 資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にあること。 原則として、減免前の保険料に未納がないこと。	【減免基準】 世帯員全員に保険料の賦課期日の属する年度の前年分の所得金額がないこと。 世帯の年間収入金額が93万円以下であること。（世帯員が2人以上のときは、93万円に世帯主を除く世帯員1人につき28万円を加算した額） 市民税課税者に扶養されていないこと。 市民税課税者と生計を共にしていないこと。 原則として、活用できる資産を有していないこと。 原則として、保険料に未納がないこと。
	【減免対象保険料】 減免を申請した日において、納期限が過ぎていない保険料	【減免対象保険料】 減免を申請した日において、納期限が過ぎていない保険料（納付済の保険料を除く）
	【減免額】 第1段階の方 納付すべき保険料の2分の1の額 第2段階の方 納付すべき保険料の3分の1の額	【減免額】 第1段階の方 納付すべき保険料の5分の2の額 第2段階の方 納付すべき保険料の5分の1の額

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	消防団の取扱いについて	関係項目	
調整方針(案)	1. 両市村の消防団は、平成18年4月1日に統合し、組織を再編する。 2. 両市村の消防団員は、すべて新市に引継ぎ、団員の任免・報酬等については平成18年4月1日に統一する。		

(平成16年4月1日現在)

現 況				
区分	下妻市	千代川村		
名称	下妻市消防団	千代川村消防団		
組織	本 部	3名	本 部	6名
	第1～8分団長	8名	第1分団第1部	18名
	第1～8分団副分団長	8名	第1分団第2部	15名
	第1～8分団部長	8名	第2分団第1部	18名
	第1分団第1班	16名	第2分団第2部	18名
	第1分団第2班	16名	第3分団第3部	15名
	第1分団第3班	11名	第3分団第1部	15名
	第2分団第1班	11名	第3分団第2部	18名
	第2分団第2班	16名	第3分団第3部	15名
	第2分団第3班	16名		
	第3分団	21名		
	第4分団第1班	21名		
	第4分団第2班	11名		
	第5分団第1班	21名		
	第5分団第2班	11名		
	第5分団第3班	11名		
	第6分団	21名		
	第7分団	21名		
	第8分団	21名		
	計		計	138名
				272名

現		況																																																
区分	下妻市	千代川村																																																
階級別 定数 及び 報酬	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定数</th> <th>年報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1名</td> <td>97,400円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>2名</td> <td>71,700円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>8名</td> <td>48,200円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>8名</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>8名</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>15名</td> <td>29,100円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>230名</td> <td>22,400円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	定数	年報酬額	団長	1名	97,400円	副団長	2名	71,700円	分団長	8名	48,200円	副分団長	8名	37,000円	部長	8名	33,600円	班長	15名	29,100円	団員	230名	22,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定数</th> <th>年報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1名</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>2名</td> <td>125,000円</td> </tr> <tr> <td>本部付分団長</td> <td>3名</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>3名</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>5名</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>32名</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>92名</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	定数	年報酬額	団長	1名	170,000円	副団長	2名	125,000円	本部付分団長	3名	105,000円	分団長	3名	80,000円	副分団長	5名	78,000円	班長	32名	35,000円	団員	92名	30,000円
階級	定数	年報酬額																																																
団長	1名	97,400円																																																
副団長	2名	71,700円																																																
分団長	8名	48,200円																																																
副分団長	8名	37,000円																																																
部長	8名	33,600円																																																
班長	15名	29,100円																																																
団員	230名	22,400円																																																
階級	定数	年報酬額																																																
団長	1名	170,000円																																																
副団長	2名	125,000円																																																
本部付分団長	3名	105,000円																																																
分団長	3名	80,000円																																																
副分団長	5名	78,000円																																																
班長	32名	35,000円																																																
団員	92名	30,000円																																																
費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・部長以上 2,000円/回 ・分団に対して 放水の場合 20,000円/回 未放水の場合 10,000円/回 	<ul style="list-style-type: none"> ・部に対して 水火災 (放水の場合) 20,000円/回 (未放水の場合) 15,000円/回 警戒 10,000円/回 訓練 10,000円/回 その他の場合 12,000円/回 																																																
補助金 ・ 交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・分団運営費補助金 ・消防施設等補助金 ・消防団員研修補助金 ・消防団員共済会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ操法 西南地区大会出場補助金 ・各分団(部)運営交付金 ・消防ポンプ車維持管理交付金 ・各分団点検訓練交付金 ・春秋火災予防運動交付金 																																																
消防団 資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車 10台 ・可搬ポンプ積載車 5台 ・消防団詰所(車庫) 15箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ車 4台 ・可搬ポンプ積載車 4台 ・指令車 1台 ・消防団詰所(車庫) 8箇所 																																																
主要行事	<p>4月 下妻市消防団役員総会 下妻市消防団全団員研修会</p> <p>6月 消防団員普通教育日曜講座 入校(茨城県立消防学校)</p> <p>7月 退職報奨金支給式 鬼怒小貝水防連合体水防訓練</p> <p>8月 下妻市花火大会警備</p> <p>10月 消防ポンプ操法西南地区大会</p> <p>11月 秋季全国火災予防運動 下妻市防災訓練 下妻市消防団幹部研修</p> <p>1月 下妻市消防出初式 文化財防火デー防災訓練</p> <p>3月 春季全国火災予防運動</p>	<p>5月 団員基礎訓練 消防団員普通教育日曜講座 入校(茨城県立消防学校)</p> <p>6月 消防団幹部研修</p> <p>7月 鬼怒小貝水防連合体水防訓練</p> <p>8月 災害救助艇訓練 消防協会結城郡支部 幹部教養訓練</p> <p>10月 消防ポンプ操法西南地区大会</p> <p>11月 秋季全国火災予防運動 秋季団員訓練 地域防災訓練</p> <p>1月 消防出初式 防火パトロール 文化財防火デー防災訓練</p> <p>3月 春季全国火災予防運動</p>																																																

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	行政連絡機構の取扱い	関係項目
調整方針(案)	1. 行政連絡機構（自治区及び行政区）の組織及び区域については、歴史的背景、活動実績等を踏まえ、合併時までに自治区及び行政区と協議調整し、組織再編の調整に努めるものとする。 2. 行政連絡機構（自治区及び行政区）への報酬及び補助金等については、組織再編と併せて調整するよう努めるものとする。 3. 地域住民と行政との連絡、調整方法及び要望の取りまとめ等については、組織再編と併せて調整するよう努めるものとする。	

項目	現 況	
	下 妻 市	千 代 川 村
【組織・名称等】 (全体組織)	・下妻市自治区長連合会 (理事30名) 会 長 1名 副会長 3名 幹 事 4名 監 事 2名 会 計 2名	・千代川村区長会 (区長32名) 会 長 1名 副会長 3名 監 事 3名 会 計 2名
(支部数)	・7支部 (下妻・大宝・上妻・総上・ 騰波ノ江・豊加美・高道祖)	なし
(自治区(行政区)数)	2 6 4 自治区	3 2 行政区
【活動内容】	・総会、理事会の開催 ・視察研修会の実施 ・会報の発行(年2回) ・市長との対話集会の開催 ・県自治会連合会事業への参加 ・防災訓練、小貝川花畑等市事業への協力	・総会、役員会の実施 ・研修旅行の実施 ・区長研修の実施 ・親睦会の実施 ・お別れ会の実施
【補助金等】 (平成15年度)	2,079 千円	400 千円
【加入状況】 (平成16年1月現在)	(全世帯数) 1 1 , 8 6 1 世帯 (加入世帯数) 9 , 0 2 1 世帯	(全世帯数) 2 , 6 9 9 世帯 (加入世帯数) 2 , 5 3 7 世帯
【地区要望】	・区長が取りまとめを行い、市長との対話集会で要望する。その他、随時申請する。	・生活環境改善、土木事業の要望について、区長が取りまとめを行い、随時申請する。

現 況		
項 目	下 妻 市	千 代 川 村
【報 酬】	自治区長 ・均等割 11,000円 ・世帯割 1,200円 / 世帯 代表区長 ・均等割 11,000円 ・区長割 1,500円 / 区長	行政区長 ・均等割 77,000円 ・戸数割 1,400円 / 世帯 行政班長 ・戸数割 1,400円 / 世帯
【自治区（会）への 運営補助金等】	未実施	行政区運営費補助金 ・均等割 30,000円 ・戸数割 2,000円 ・自衛消防費 32,000円 ・青少年広場維持費 10,000円 ・子供の遊び場維持費 6,000円 / 箇所
	下妻市地域集会 施設整備費補助金 【補助基準】 （新築） 30戸以上 50㎡ 1,200,000円 31戸～50戸 70㎡ 1,680,000円 51戸～75戸 80㎡ 1,920,000円 76戸～100戸 100㎡ 2,400,000円 101戸～150戸 120㎡ 2,880,000円 151戸以上 165㎡ 3,960,000円 （増・改築） 24,000円 / ㎡ ・ただし、残存又は既存の面積を 差し引いた面積 集会施設は、原則同一地域に1 ケ所とする。	集落施設等整備補助金 【補助基準】 （新築） ・総事業費3,000,000円以上 2割相当額、ただし、1,000,000円 を限度 （増・改築移築） ・総事業費1,000,000円以上 2割相当額、ただし、400,000円を 限度 （修繕） ・修繕費500,000円以上 2割相当額、ただし、200,000円を限 度 （公共施設整備改修） ・総事業費の5割相当額、ただし、 100,000円を限度 1団体につき、5年に1回が原 則。

各種事務事業の取扱い：電算システムについて

各種事務事業の取扱い：電算システムについて、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	電算システム事業
調整方針（案）	<p>新市の電算システムについては、既存の電算システムの有効活用を基本としながら、住民サービスの低下を招くことのないよう安全かつ確実な稼働を最優先としつつ、合併時に統合を図りネットワークにより運用する。</p> <p>1. 住民情報系・内部情報系・戸籍システムについては、合併時まで運用できるよう統合を図るものとする。</p> <p>2. 個別業務システムについては、業務内容の検討を行い、必要に応じ統合を図るものとする。</p>		

1 住民情報系システム

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
住民情報系システム	住民記録システム	1	住民記録	住民異動		
				住民照会		
		2	住基ネットワーク	住基ネットワーク		
		3	印鑑登録	印鑑登録		
		4	外国人登録	外国人登録		
		5	就学	教育		
		6	選挙管理	選挙		
		7	国民健康保険（資格）	国保資格異動		
		8	国民年金	国民年金		
		9	埋火葬許可	埋火葬許可		
		10	住宅使用料	公営住宅管理		
	11	農地基本台帳	農地基本申請			
			農地基本住民票連動			
			農地申請			
			農地資産税連動			
	税システム	12	宛名	税宛名、住民登録外		
		13	住民税	住民税		
		14	申告支援	申告支援		
		15	軽自動車税	軽自動車税		
16		法人住民税	法人住民税			
17		固定資産税	固定資産税			
18		国民健康保険税（料）	国民健康保険税			
19		収納管理	税収納			
	滞納整理					

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
住民情報系システム	保健・福祉・医療システム	20	介護保険	介護保険		
				認定審査会		
		21	生活保護	生活保護支給		
		22	児童扶養手当	児童扶養手当		
		23	障害者福祉	支援 重障害者療育帳 特別児童手当		
		24	乳幼児医療	乳幼児医療		
		25	児童手当	児童手当		
		26	保育料	保育料		
		27	老人医療	老人保健		
		28	母子医療費助成	母子父子、ひとり親医療費助成		
		29	高額療養費	国保、老人		
		30	健康管理	乳幼児健診、その他成人病検診等		
		31	老人福祉	高齢者支援		
		32	老齢福祉年金	老齢福祉年金		
33	畜犬登録	飼犬管理				

2 内部情報系システム

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
内部情報系システム	財務会計システム	1	予算編成	予算編成		
		2	予算執行	予算管理		
				歳入管理		
				歳出管理		
				税外管理		
				口座振込		
				歳計外管理		
				決算管理		
		3	決算統計	決算統計		
				概要書作成		
		4	起債管理	起債登録等		
		5	基金管理	基金管理		
		6	契約管理	指名参加管理		
				工事台帳管理		
工事発注管理						
事業、入札、契約管理						

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
内部情報システム	人事管理システム	7	人事管理	人事管理		
		8	給与管理	給与管理		
	グループウェア	9	庁舎内メール	庁舎内メール		
		10	掲示板	掲示板		
		11	スケジュール管理	スケジュール管理		
		12	会議室等予約	会議室等予約		
		13	公用車、備品予約	公用車、備品予約		
		14	住所録	住所録		
		文書管理システム	15	文書管理	電子決裁	
	起案收受管理					
	文書検索					
	保存管理					
	簿冊管理					

3 戸籍システム

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
戸籍システム	戸籍電子情報管理システム	1	戸籍情報管理	現在戸籍管理		
		2	除籍、改製原管理	除籍、改製原、平成改製原管理		

4 個別業務システム

業務分類		項番	業務名	システム名/機能名	システム導入状況	
大分類	中分類		小分類		下妻市	千代川村
個別業務システム	ホームページ作成システム	1		ホームページ		
	図書管理蔵書検索システム	2		図書管理蔵書検索		
	例規法令検索システム	3	例規集検索	例規集検索閲覧		
				関係法令の閲覧		
				関係様式の出力		

個別業務システム	土木積算システム	5	土木積算	土木工事積算 設計書作成		
	下水道積算システム	6		土木工事積算		
	上水道管理システム	7	水道使用料	水栓管理		
				検針管理		
				調定管理		
				収納管理		
		8	企業会計	企業会計基本システム		
				固定資産管理システム		
				貯蔵品管理システム		
				企業債管理システム		
	下水道管理システム	9	下水道管理	使用者台帳管理		
				調定管理		
				収納管理		
		10	受益者負担金	供用処理		
				調定管理		
				収納管理		
	税台帳検索システム	11	税台帳検索システム	固定資産税名寄台帳 国保税課税台帳		
公図検索システム	12	公図検索システム	税務地図情報検索システム			
国保情報データベースシステム	13	国保情報データベースシステム	調整交付金システム			
			事業実績システム			
転作システム	14	転作事業支援システム	転作事務支援システム			
気象情報システム	15	気象情報農業高度利用システム	気象情報農業高度利用システム			
農業振興地域管理システム	16	農業振興地域管理支援システム	農業振興地域管理支援システム			
排水システム	17	排水処理施設使用料管理システム	排水処理施設使用料管理システム			
博物館資料管理システム	18	博物館資料管理システム	博物館資料管理システム			
農地地図GIS	22	農地地図GIS	農地地図GIS			

各種事務事業の取扱い：広報広聴関係事業について

各種事務事業の取扱い：広報広聴関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	広報広聴関係事業
調整方針（案）	1．広報紙等の広報事業については、合併時に統一し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 2．ホームページについては、合併時に統一する。 3．市勢要覧については、合併後作成するものとする。 4．広聴関係事業については、合併後新市において新たな制度を創設するものとする。		

事務事業名	現	況
	下妻市	千代川村
広報紙の発行	広報しもつま（A4版） 12,000部/月 毎月10日発行	広報ちよかわ（A4版） 2,800部/月 毎月10日発行
おしらせ版の発行	お知らせ版（A3版） 毎月10日・25日発行	お知らせ版（A3版） 毎月1日・10日・21日発行
配布方法	職員が自治区単位に仕分け。配送は広域シルバー人材センターへ委託し、自治会加入世帯は自治会を通じ配布。その他、公共施設・大型店舗・鉄道駅などに設置している。	印刷業者が自治区単位に仕分け。配送は広域シルバー人材センターへ委託し、自治会加入世帯は自治会を通じ配布。その他、公共施設・農協・郵便局・銀行などに設置している。
ホームページの公開	市からのお知らせ、市概要や観光情報等の紹介 開設 平成11年2月 プロバイダ 自前サーバ データ更新 秘書課で実施	村からのお知らせ、村概要や観光情報等の紹介 開設 平成13年3月 プロバイダ IJ データ更新 企画課で実施
市(村)勢要覧等	市勢要覧 平成16年発行 発行部数 13,000部 下妻市民便利帳 平成14年発行13,000部	千代川村勢要覧 平成8年度発行 発行部数 3,300部
広聴事業	市政モニター 市政モニター20名を委嘱し、意見等を市政に反映させている。	電子メールで意見を聴取し、村政に反映させるとともに、各課で協議し回答している。

各種事務事業の取扱い：納税関係事業について

各種事務事業の取扱い：納税関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係事業
調整方針(案)	1. 前納報奨金については、当該納期前納付額の0.5%に納期前に係る月数を乗じて得た額を交付する。ただし、交付限度額は30,000円とする。 2. 納税組合補助金交付制度、納税協力員、納税貯蓄組合連合会等については、合併後速やかに調整する。 3. 口座振替については、合併後速やかに下妻市の制度を踏まえ統一する。		

項目	現 況	
	下妻市	千代川村
前納報奨金	【概要】 固定資産税及び個人の市町村県民税の納税義務者で、第1期の納期限内に第2期以後の納付額全額を併せて納付した場合、徴収金の未納のないものに交付する。 【報奨率】 当該納期前納付税額の1%に納期前にかかる月数を乗じて得た額。 限度額 30,000円	【概要】 固定資産税及び個人の市町村県民税の納税義務者で、当該納期の納期限内に当該納期以後の納付額全額を併せて納付した場合、徴収金の未納のないものに交付する。 【報奨率】 当該納期前納付税額の0.5%に納期前に係る月数を乗じて得た数。 10円未満切捨て。 100円未満は交付しない。 限度額100,000円
納税組合	【納税組合数】 129組合 【納税協力員手当】 均等割 14,000円 世帯割 1,200円 【その他】 下妻市納税貯蓄組合連合会を組織している。	【納税組合数】 85組合 納税組合維持費補助制度 【納税協力員手当】 平均割 5,000円 戸数割 700円
口座振替	【申込み】 市税預金口座振替依頼書を当該金融機関に提出し、申し込みを行う。郵便局での振替は、市税等自動払込利用申込書兼廃止届書を用いる。 【対象税目】 固定資産税 市県民税（普通徴収） 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 【対象者】 納税義務者（自己以外の口座でも振替納付することができる。）	【申込み】 納税者等が村税等口座振替依頼書を当該金融機関に提出し、申し込みを行う。郵便局での振替は、村税等郵便貯金自動払込申込書を用いる。 【対象税目】 固定資産税 村県民税（普通徴収） 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 【対象者】 納税義務者（自己以外の口座でも振替納付することができる。）

各種事務事業の取扱い：消防防災関係事業について

各種事務事業の取扱い：消防防災関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	消防防災関係事業
調整方針(案)	1. 防災行政無線の設備については、合併後統一に向けて調整を図り、運用方法については合併時までに統一する。 2. 防災会議については、合併時に統一する。 3. 地域防災計画については、合併時までに調整を図り、新市において策定する。 4. 相互応援協定については、合併時に統一する。		

		現	況
区分		下妻市	千代川村
防災行政無線	同報系無線(固定系)	名称	ぼうさい しもつま
		周波数	68.535MHz
		親局	下妻市役所内
		遠隔制御装置	1局(下妻消防署)
		屋外拡声子局	市内93箇所
		戸別受信機	32台 (学校、市・消防幹部)
	移動系無線(移動系)	名称	ぼうさい しもつま
		周波数	466.9125MHz
		基地局	下妻市役所内
		遠隔制御装置	7局
		陸上移動局(車載型)	7局
		陸上移動局(携帯型)	14局
防災会議		【下妻市防災会議】	【千代川村防災会議】
		会長：市長	会長：村長
		委員：33人以内で市長が任命 1 指定地方行政機関の職員 2 茨城県の知事の部内の職員 3 茨城県警察の警察官 4 部内の職員 5 教育長 6 消防団長 7 指定公共機関 又は指定地方公共機関の職員 8 茨城西南広域事務組合消防職 9 その他市長が特に必要と認めた者	委員：30人以内で村長が任命 1 指定地方行政機関の職員 2 茨城県の知事の部内の職員 3 茨城県警察の警察官 4 部内の職員 5 教育長 6 消防団長 7 茨城西南広域事務組合消防職員 8 指定公共機関 又は指定地方公共機関の職員
		任期：2年	任期：2年
		専門委員 専門の事項を調査させるため 専門委員を置くことができる。	専門委員 専門の事項を調査させるため 専門委員を置くことができる。

現		況
区分	下妻市	千代川村
地域防災計画	<p>【下妻市地域防災計画】</p> <p>一般対策編</p> <p>地震対策編(平成8年)</p> <p>[一般対策編]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第4章 災害復旧計画</p> <p>[地震対策編]</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 震災予防計画</p> <p>第3章 震災応急対策</p>	<p>【千代川村地域防災計画】</p> <p>(平成8年度改正)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第4章 災害復旧・復興対策計画</p> <p>[資料編]</p> <p>災害対策基本法、他条例・様式等</p>
相互応援協定	[消防相互応援協定] 茨城西南広域構成市町村及び 茨城西南地方広域市町村圏事務組合	[消防相互応援協定] 茨城西南広域構成市町村及び 茨城西南地方広域市町村圏事務組合
	[災害時等の相互応援に関する協定] 県内市町村	[災害時等の相互応援に関する協定] 県内市町村
	[災害時の医療救護についての協定] 真壁都市医師会	[災害時の医療救護についての協定] 真壁都市医師会
	[災害時における下妻市、 下妻郵便局間の協力に関する覚書] 下妻郵便局	
	[道路情報提供に関する覚書] 下妻郵便局	
	[下妻市防災行政無線の 活用に関する協定書] 東京電力	
	[NTTの通信サービス停止に伴う防災 行政用無線の利用に関する覚書] NTT	
	[生活物資等の供給に関する協定] 生活協同組合ハイコープ	
	[災害救助に必要な物資の 調達に関する協定書] いばらきコープ生活協同組合	

各種事務事業の取扱い：交通関係事業について

各種事務事業の取扱い：交通関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議内容	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業
調整方針(案)	1. 交通安全啓発事業については、合併時に統一する。 2. 交通安全用具の支給については、合併時に統一する。 3. 県民交通災害共済受付事務については、下妻市の制度を踏まえ、統一する。 4. 交通安全対策施設整備事業については、合併時に統一する。		

項目	現 況	
	下 妻 市	千 代 川 村
交通安全啓発事業	【概要】 春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止県民運動を中心に実施している。	
	街頭キャンペーン ・年2回(春・秋)実施 ・チラシ、交通安全啓蒙物品の配布(500ケ) ・参加者(約80名) 下妻市交通安全対策協議会員	街頭キャンペーン ・年4回(春・夏・秋・年末)実施 ・チラシ、交通安全啓蒙物品の配布(500ケ) ・参加者(約30名) 千代川村交通対策協議会員
	合同広報パレード 下妻地区交通対策連絡協議会(下妻市・八千代町・千代川村・石下町)、下妻警察署、下妻地区交通安全協会が合同で、実施。4市町村を交通指導車とパトカーで巡回広報する。	
	交通教室 主に、小中学校・高齢者を対象に講話・模擬体験等の交通安全教育を行なう。	
	その他の事業 ・セーフティパトロール、立哨、飲酒運転撲滅キャンペーン等	
交通安全用具の支給	【通学用交通安全用具】 新入児童(小学1年生) ・ランドセルカバー 新入学生徒(中学1年生) ・反射タスキ 立哨指導用横断旗 【一般住民用交通安全用具】 反射タスキ 高齢者運転マーク 一般会計、交通対策協議会会計で購入	【通学用交通安全用具】 新入児童(小学1年生) ・ランドセルカバー ・雨天通学用黄色雨傘 新入学生徒(中学1年生) ・通学用ヘルメット 一般会計で購入 【一般住民用】 反射タスキ 安全協会千代川支部が購入

各種事務事業の取扱い：窓口業務について

各種事務事業の取扱い：窓口業務について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務
調整方針(案)	1. 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないように努める。 2. 窓口関係手数料については、合併時に統一する。		

		現 況	
項 目		下妻市	千代川村
各種受付 事務	戸籍届出受付	【受付内容】 出生・婚姻・離婚・死亡等、創設的届出20項目、報告的届出30項目 【受付時間】 24時間年中無休で受付。祝日休日、閉庁時は宿日直対応。	
	印鑑登録・抹消	【受付内容】 印鑑登録申請の基づき印鑑登録システムに登録をすることにより、印鑑登録証を交付する。申請書の提出と印鑑登録証を提示することにより、印鑑証明書の交付を受けることができる。 【手続等】 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録申請(無料) ・印鑑再登録申請(再登録申請手数料 1,000円) ・印鑑登録証明書交付(手数料1通300円) 	
	埋・火葬許可	【受付内容】 死亡届・死産届の受付と同時に許可証を発行する。 【受付時間】 月曜～金曜まで8時30分～17時15分、休日及び祝日(元日は除く)8時30分～17時(宿日直者対応)	
	住民異動届受付	【受付内容】 転入、転出、転居、世帯主変更届、世帯合併、世帯分離等。 【受付時間】 月曜～金曜まで8時30分～17時15分。	
	外国人登録	【受付内容】 登録事項は20項目(永住者、特別永住者は18項目) 【受付時間】 月曜～金曜まで8時30分～17時15分。 (但し、下妻市は12時00分～13時00分、千代川村は12時15分～13時00分を除く。)	

		現 況	
項 目		下妻市	千代川村
各種受付 事務	住民基本台帳 閲覧	【受付】 閲覧日を事前予約する。 【閲覧人数】 一度に2人 【手数料】 1人1時間 5,000円	【受付】 閲覧日を事前予約する。 【閲覧人数】 一度に1人～2人 【手数料】 1世帯 300円
	自動車臨時運行 許可事務	【事務手順】 ・自動車臨時運行許可申請の 受付 ・自動車損害賠償責任保険(共 済)の証明書及び自動車検査 章の確認 ・許可証の発行 【貸出機関】 原則申請日から3日間 【手数料】 自動車1両につき 750円	未実施
各種証明 書の発行	証明書等の種類	・住民票(抄本・謄本) ・住民票記載事項証明 ・年金現況証明 (公的年金、個人年金等) ・自動車臨時運行許可証 (千代川村を除く)	・戸籍全部事項証明(謄本) ・戸籍個人事項証明(抄本) ・戸籍一部事項証明 ・除籍全部事項証明(謄本) ・除籍個人事項証明(抄本)
	交付時間	月曜から金曜8時30分～17時15分	
	閉庁時の交付	土曜・日曜・祝祭日窓口の設置 10時～16時まで 【発行証明書】 ・住民票謄本・抄本 ・印鑑証明書	未実施

各種事務事業の取扱い：保健衛生事業について

各種事務事業の取扱い：保健衛生事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生事業
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健センターの管理については、合併時までに再編し新たな制度を創設する。なお、運営については、新市において調整する。 2. 地域医療体制整備事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 病院群輪番制運営事業、小児救急医療輪番制運営事業、休日在宅当番医事業、歯科休日在宅当番医事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 下妻市夜間応急診療所運営事業については、事業の必要性を考慮し、新市において調整する。 3. 健康相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4. 基本健康診査及び各種検診等については、合併翌年度に統一する。 5. 各種健康教室については、下妻市の制度を踏まえ統一する。 6. 母子保健事業及び子育て支援事業については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子保健事業及び子育て支援事業に基づく共通事業については、合併時に再編する。 (2) 単独事業については、実施の必要性を考慮し合併翌年度に再編する。 7. 予防接種事業については、合併時に統一する。 		

項目	現 況	
	下妻市	千代川村
保健センターの管理運営	<p>【名称】 下妻市保健センター</p> <p>【目的】 市民の健康保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的として設置する。</p> <p>【内容】 健康相談及び健康教育に関すること 保健指導及び衛生知識の普及に関すること 各種検診及び予防に関すること 機能訓練に関すること 栄養指導に関すること その他市民の健康保持及び増進に関すること</p> <p>【職員数】 12名（保健師6名、栄養士1名）</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>【運営協議会】 設置 委員数 18名</p>	<p>【名称】 千代川村保健センター</p> <p>【目的】 村民の健康保持及び増進並びに福祉の増進と生活の向上を図ることを目的として設置する。</p> <p>【内容】 健康相談及び健康教育に関すること 保健指導及び衛生知識の普及に関すること 各種検診及び予防に関すること 機能回復訓練に関すること 栄養指導に関すること その他村民の健康保持及び増進に関すること</p> <p>【職員数】（環境担当職員を含む） 7名（保健師3名、栄養士1名）</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>【運営協議会】 設置 委員数 15名</p>

現 況		
項 目	下妻市	千代川村
地域医療体制 整備事業	【内容】 病院群輪番制運営事業 小児救急医療輪番制運営事業 休日在宅当番医事業 歯科休日在宅当番医事業 下妻市夜間応急診療所運営事業	【内容】 病院群輪番制運営事業 小児救急医療輪番制運営事業
健康相談事業	【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、健康管理に役立てる。 【方法】個別相談 【対象者】40歳以上の者（必要に応じその家族） 【実施状況】(H15) 高脂血症 4回 129人 糖尿病 4回 57人 病態別 3回 82人 総合健康相談 105回 2,020人	【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、健康管理に役立てる。 【方法】個別相談 【対象者】40歳以上の者（必要に応じその家族） 【実施状況】 高脂血症 1回 8人 糖尿病 1回 5人 歯周疾患 2回 12人 病態別 随時 23人 家族介護健康相談 1回 21人 総合健康相談 20回 239人
基本健康診査	【対象者】 19歳以上の希望者 【委託先】 （財）茨城県総合健診協会 【個人負担】 500円 【受診数】(H15) 5,978人 【会場】 保健センター及び地区市民センター・公民館等	【対象者】 村内在住19歳以上の希望者 【委託先】 （財）茨城県総合健診協会 【個人負担】 500円（肝炎ウイルス検診） 500円（40歳未満の基本検診） 【受診数】(H15) 基本健診 1,413人 肝炎ウイルス検診 217人 【会場】 保健センター及び地区集落センター
各種検診等	(1) 胃がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 500円 【受診数】(H15) 1,784人 (2) 子宮がん検診 【方法】 集団検診・医療機関検診 【対象者】 25歳以上の女性 【負担金】 集団500円 医療機関1,000円 【受診数】(H15) 集団876人 医療機関208人 (3) 乳がん検診 【方法】 集団検診・医療機関検診 【対象者】 集団 30歳以上の女性 マンモグラフィは50歳以上の女性 医療機関30歳以上の女性 【負担金】 集団 マンモグラフィ 500円 超音波検診 500円 医療機関 1,500円 【受診数】(H15) 集団 755人 医療機関 153人	(1) 胃がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 500円 【受診数】(H15) 666人 (2) 子宮がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 25歳以上の女性 【負担金】 集団400円 【受診数】(H15) 集団301人 (3) 乳がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 集団 30歳以上の女性 マンモグラフィは50歳以上の女性 【負担金】 集団 マンモグラフィ 500円 超音波検診 500円 【受診数】(H16) 超音波検診 352人 マンモグラフィ 142人

現 況		
項 目	下妻市	
各種検診等	<p>(4) 大腸がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 300円 【受診数】(H15) 2,364人</p>	<p>(4) 大腸がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 300円 【受診数】(H15) 760人</p>
	<p>(5) 肺がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 読影 無料 喀痰 500円 【受診数】(H15) 読影 5,965人 喀痰 188人</p>	<p>(5) 肺がん検診 【方法】 集団検診 【対象者】 19歳以上 【負担金】 読影 無料 喀痰 500円 【受診数】(H15) 読影 1,379人 喀痰 33人</p>
	<p>(6) 前立腺検診 【方法】 集団検診 【対象者】 40歳以上 【負担金】 500円 【受診数】(H15) 880人</p>	<p>(6) 前立腺検診 【方法】 集団検診 【対象者】 50歳以上 【負担金】 500円 【受診数】(H15) 187人</p>
	<p>(7) 骨粗鬆症検診 【方法】 補助金の交付 【対象者】 40歳以上 【補助額】 検査料の1/2 (15,000円限度) 【受診数】(H15) 6人</p>	<p>(7) 骨粗鬆症予防検査 【方法】 集団検診 【対象者】 40歳以上の女性 【負担金】 500円 【受診数】(H15) 49人</p>
	<p>(8) 脳検診 【方法】 補助金の交付 【対象者】 40歳以上 【補助額】 検査料の1/2 (25,000円限度) 【受診数】(H15) 11人</p>	
各種健康教室	<p>(1) 生活習慣病予防教室 【対象者】 基本健康診査受診者及び一般住民 【参加数】(H15) のべ82人 【実施回数】 年7回 【会 場】 保健センター及び体育館</p>	<p>(1) 生活習慣病予防教室 【対象者】 基本健康診査受診者及び一般住民 【参加数】(H15) のべ195人 【実施回数】 年12回 【会 場】 保健センター及び中央公民館</p>
	<p>(2) 糖尿病予防教室 【対象者】 基本健康診査受診者の要指導者糖尿病予防に関心のある市民 【参加数】(H15) のべ57人 【実施回数】 年4回 【会 場】 保健センター</p>	<p>(2) 糖尿病予防教室 【対象者】 基本健康診査受診者の要指導者 【参加者数】(H15) のべ13人 【実施回数】 年2回 【会 場】 保健センター</p>
	<p>(3) 糖尿病予防個別健康教室 【対象者】 市内在住の40歳~60歳の方基本健康診査受診者の要指導者 【実施回数】 年8回 【会 場】 保健センター</p>	<p>(3) 糖尿病予防個別健康教室 未実施</p>

現		況
項 目	下妻市	千代川村
母子健康手帳交付	【方法】 窓口交付 【交付数】 (H15) 383 冊 【回数】 随時 【会場】 保健センター	【方法】 窓口交付 【交付数】 (H15) 74 冊 【回数】 随時 【会場】 保健センター
妊婦健康診査	(1) 妊婦健康診査 【方法】 母子手帳発行時に受診票を発行している。 【対象者】 市内在住妊婦 【委託先】 県内・外産婦人科医療機関 【受診者】 (H15) 723 人 【回数】 妊婦前期(19週まで)に1回 妊婦後期(20週以降)に1回	(1) 妊婦健康診査 【方法】 母子手帳発行時に随時問診表を発行している。 【対象者】 村内在住妊婦 【委託先】 県内産婦人科医療機関(県外一部) 【受診者】 (H15) 138 人 【回数】 妊婦前期(19週まで)に1回 妊婦後期(20週以降)に1回
母子健康教育	(1) マタニティクラス 【対象者】 市内在住妊婦 【受講者】 (H15) 68 人 【回数】 年12回 (3回コース×4) 【会場】 保健センター (2) パクパク離乳食教室 【対象者】 3~4ヶ月児を持つ家族 【受講者】 (H15) 89 人 【回数】 年6回 【会場】 保健センター和室 (3) 元気な歯・歯っぴい教室 【対象者】 3歳~就学前の児と保護者 【受講者】 (H15) 131 人 【回数】 年2回 【会場】 保健センター和室 (4) 歯の健康教室 【対象者】 年長児の保護者 【受講者】 (H15) 393 人 【回数】 6回 【会場】 市内6小学校 (5) のびのび遊びの広場 【対象者】 2歳1ヶ月~就園前の児とその家族 【実績】 (H15) 12回 369人 (6) ぴよぴよ教室 【対象者】 6ヶ月~2歳の児とその家族 【実績】 (H15) 12回 327人	(1) 母子保健教室 【対象者】 村内在住妊婦 【受講者】 (H15) 12 人 【回数】 年4回 (2回コース×2) 【会場】 保健センター (2) 離乳食教室 未実施 (3) 歯みがき教室 【対象者】 保育所児及び保護者 【受講者】 (H14) 136 人 【回数】 年2回 【会場】 保育所 H15より福祉課で対応 実施主体 保育所 (4) 幼児歯科検診 乳幼児相談として実施 (5) わいわいプレイルーム 【対象者】 未就園児とその家族 【実績】 (H15) 12回 368人

現		況
項 目	下妻市	千代川村
子育て支援 事業	(1) 離乳食健康相談 【対象者】5ヶ月児検診・1歳児相談受診者 【受診者】(H15)のべ613人 【回数】月2回	1) 離乳食健康相談 【対象者】2～4ヶ月児・9～11ヶ月児 【相談者】(H15)のべ127人 【回数】2～4ヶ月児 年4回 9～11ヶ月児 年4回
	(2) 乳幼児相談 【対象者】1歳児相談 市内在住の1歳児 【利用者】(H15)のべ288人 【回数】月1回	(2) 乳幼児相談 【対象者】2歳児相談 村内在住の2歳児 【利用者】(H15)のべ60人 【回数】年4回
	(3) バンビ教室 【対象者】市内在住の乳幼児で運動発達の遅れまたはその疑いのある児童 【利用者】(H15)のべ33人 【回数】年6回	(3) しゃぼん玉親子教室 【対象者】村内在住の乳幼児で精神発達の遅れまたはその疑いのある児童 【利用者】(H15)のべ7人 【回数】年4回
	(4) すくすく相談 【対象者】精神発達の遅れがあるまたはその疑いがあると判断された乳幼児 【利用者】(H15)のべ29人 【回数】年6回	(4) 巡回相談 【対象者】村内保育所、幼稚園に就園し、集団生活上の問題を抱える乳幼児 【利用者】(H15)のべ5人 【回数】年4回
	(5) 家庭訪問 【対象者】第1子とその母親 低体重児及び妊娠 期のワリク者 経産婦の希望者 【実施数】産婦への訪問 77人 乳児への訪問 80人	(5) 家庭訪問 【対象者】第1子とその母親 低体重児及び妊娠 期のワリク者 経産婦の希望者 【実施数】産婦への訪問 5人 新生児への訪問 2人
	(6) 乳幼児家庭訪問 【対象者】乳幼児とその親等 【実施数】乳児への訪問 25人 幼児への訪問 15人	(6) 乳幼児家庭訪問 【対象者】乳幼児とその親等 【実施数】乳児への訪問 5人 幼児への訪問 2人
予防接種事業	日本脳炎 (乳幼児：個別接種、児童生徒：集団接種) 三種混合 (乳幼児：個別接種) 風しん (乳幼児：個別接種) 麻しん (乳幼児：個別接種) 二種混合 (児童：集団接種) ポリオ (乳幼児：集団接種) ツベルクリン反応検査 (乳幼児：集団接種) BCG (乳幼児：集団接種) インフルエンザ (高齢者：個別接種) 【公費負担】 3,000円 【医師報奨金・集団接種】 20,000円	日本脳炎 (乳幼児：集団接種、児童生徒：集団接種) 三種混合 (乳幼児：集団接種) 風しん (乳幼児：個別接種) 麻しん (乳幼児：個別接種) 二種混合 (児童：集団接種) ポリオ (乳幼児：集団接種) ツベルクリン反応検査 (乳幼児：集団接種) BCG (乳幼児：集団接種) インフルエンザ (高齢者：個別接種) 【公費負担】 3,000円 【医師報奨金・集団接種】 18,000円

各種事務事業の取扱い：障害者福祉事業について

各種事務事業の取扱い：障害者福祉事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	障害者福祉事業
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1．福祉タクシー利用助成事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 2．身体障害者（児）補装具の修理交付事業については、現行のとおりとする。 3．精神保健相談については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 4．難病患者福祉手当支給事務については、合併時に千代川村の制度を踏まえ統一する。 5．障害者おむつ代助成事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 6．心身障害児者緊急一時預かり事業については、合併時に受け入れ態勢を整備し、下妻市の制度を踏まえ統一する。 7．夢おおぞら事業については、合併後新たな制度を創設する。 8．身体障害者福祉作業所については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 9．指定知的障害者デイサービス事業所運営については、合併時に千代川村の制度を踏まえ統一する。 10．精神障害者デイサービス事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 11．下妻地方精神障害者共同作業所については、合併翌年度に再編し、新たな制度を創設する。 12．ポータージ事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 		

現		況
区 分	下妻市	千代川村
福祉タクシー 利用助成事業	<p>【内容】 医学的治療や機能回復訓練等のため、通院、通所した場合にタクシー料金を助成する。</p> <p>【助成額】 1回 650 円 (月 4 回 年 48 回まで利用可)</p> <p>【該当者】 身体障害者手帳 1・2・3 級及び視覚・ 下肢 4 級所持者 療育手帳マル A A の方 精神保健福祉手帳 1 級の方</p> <p>自動車税を減免されている方を除く</p>	未実施
身体障害者 (児)補装具 の修理交付 事業	<p>【内容】 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、 装具、車椅子人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者 (補装具に該当する障害が手帳に記載されて いること)</p> <p>【自己負担】 世帯の課税状況により一部負担あり</p>	<p>【内容】 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、 装具、車椅子人口喉頭、ストマ用装具等</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳所持者 (補装具に該当する障害が手帳に記載されて いること)</p> <p>【自己負担】 世帯の課税状況により一部負担あり</p>
精神保健相談 (心の健康相談)	<p>【対象者】 一般住民</p> <p>【回数】 年 6 回(偶数月に開催)</p>	<p>【対象者】 一般住民</p> <p>【回数】 年 10 回 八千代町、石下町と共同で実施している。 (千代川村内での開催は年 4 回)</p>
難病患者福祉 手当支給事務	<p>【対象者】 特定疾患治療研究事業対象疾患及び人工透 析を必要とする腎不全の方</p> <p>【支給額】 月額 4,000 円 (H16 年度は月額 3,000 円)</p>	<p>【対象者】 特定疾患治療研究事業対象疾患及び人工透 析を必要とする腎不全、後天性免疫不全症 候群、無酸素性脳症後遺症の方</p> <p>【支給額】 月額 4,000 円</p>
障害者おむつ 代助成事業	<p>【対象者】 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受 け在宅でおむつを使用している方(他制度 により、おむつ等の給付を受けている方を 除く)</p> <p>【助成額】 月額 3,000 円</p>	未実施

現		況
区 分	下妻市	千代川村
心身障害児者 緊急一時 預かり事業	<p>【内容】 在宅の障害児者を介護している家族等が、緊急の事由により、介護が困難になった場合に、障害児者を一時的に預かる。</p> <p>【利用料】 1時間当たり 500円</p> <p>【預かり場所】 「心身障害者福祉センターひばりの」 その他、学校等に通う障害児の夏休み期間の一時預かりを実施している。</p>	未実施
夢おおぞら事業	<p>【内容】 日頃戸外に出る機会の少ない障害児者が、飛行機や船等を利用した研修等を行い親睦を深める。</p> <p>【参加者】 (H13) 100名</p> <p>【補助額】 下妻市 2,000,000円 社会福祉協議会 1,000,000円 (個人負担有り)</p> <p>【実施主体】 下妻市中心身障害児者福祉推進協議会</p>	未実施
身体障害者福祉作業所	<p>【名称】 「夢工房 おおぞら」</p> <p>【内容】 身体障害者の方の社会参加と自立・更生の促進を図るための就労場所。</p>	未実施
指定知的障害者サービス事業所運営	<p>【内容】 市の支援費事業としての知的障害者サービス事業を「心身障害者福祉施設ひばりの」にて実施</p> <p>【利用者負担】 支援費事業国基準により徴収</p>	<p>【内容】 社会福祉協議会の支援費事業としての知的障害者サービス事業を「福祉センターシルピア」にて実施</p> <p>【利用者負担】 支援費事業国基準により社会福祉協議会が徴収</p>
精神障害者サービス事業	<p>【目的】 回復途上にある精神障害者がグループ活動を通じて、対人関係や社会生活への適応性を身に付けるとともに、仲間づくりの場を提供する。</p> <p>【対象者】 回復途上にある精神障害者で原則として下妻市在住の者 家族等の協力が得られる者 通院中で主治医の了解が得られる者</p> <p>【開催場所】 下妻市保健センターほか</p> <p>【開催日】 月1回(午前中)</p>	<p>【目的】 回復途上にある精神障害者がグループ活動を通じて、対人関係や社会生活への適応性を身に付けるとともに、仲間づくりの場を提供する。</p> <p>【対象者】 回復途上にある精神障害者で原則として結城郡在住の者 家族等の協力が得られる者 通院中で主治医の了解が得られる者</p> <p>【開催場所】 八千代町農村環境改善センター</p> <p>【開催日】 月1回(午前中) 結城郡は共同で実施している。</p>

現		況
区 分	下妻市	千代川村
下妻地方 精神障害者 共同作業所	<p>【名称】 下妻地方精神障害者共同作業所</p> <p>【内容】 精神障害者の方の社会参加と自立更生の促進を図るための就労場所となっている。</p> <p>【負担割合】 事業費 × 36.0/100</p>	<p>【名称】 下妻地方精神障害者共同作業所</p> <p>【内容】 精神障害者の方の社会参加と自立更生の促進を図るための就労場所となっている。</p> <p>【負担割合】 事業費 × 13.0/100</p>
ポーターシ 業	<p>【内容】 発達の遅れが見受けられる子どもについて、早い時期にポータープログラムを行い、日常生活や家庭の中で発達を伸ばすための指導を行う。</p> <p>個別指導 毎月第2、第4 金曜日 午前9時から午後5時</p> <p>集団指導 毎月第2、第4 金曜日 午前10時から午後1時</p> <p>社会福祉協議会へ 360,000 円補助</p>	未実施

各種事務事業の取扱い：高齢者福祉事業について

各種事務事業の取扱い：高齢者福祉事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1．寝具類洗濯乾燥消毒事業については、合併時に再編し、新たな制度を創設する。 2．軽度生活援助事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 3．生きがい活動支援通所事業及び一人暮らし老人給食サービス事業等については、合併時に新たな制度を創設する。 4．在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおりとする。 5．敬老事業及び長寿祝金等支給事業については、合併時に再編し、新たな制度を創設する。 6．徘徊高齢者位置情報提供サービスについては、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 7．はり・きゅう施術費助成事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 8．ねたきり老人等介護慰労金支給事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 9．介護予防事業については、合併時に千代川村の制度を踏まえ統一する。 10．老人福祉地域活動事業については、合併時に再編し、新たな制度を創設する。なお、実施については、社会福祉協議会と調整する。 11．福祉巡回バスについては、合併翌年度に下妻市の制度を踏まえ統一する。 12．高齢者と子どものふれあい事業については、現行のとおりとする。 13．生活管理指導短期宿泊事業及びねたきり老人等福祉手当支給事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 14．在宅福祉サービスセンター事業については、合併時に再編し、新たな制度を創設する。 15．介護保険利用者負担減額措置事業は、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 		

区分	現 況 現 下妻市	現 況 千代川村
在宅介護 支援センター運営 寝具類洗濯乾燥消毒 事業	<p>【事業内容】 下妻市</p> <p>【目的】 介護に関する総合相談 寝具類管理などが困難な高齢者に対し、保健福祉力を活用し、介護保険が清潔で快適な生活環境の向上と健康の保持・保健福祉サービスの利用申請手続きの申請代行</p> <p>【内容】 寝具・用具の展示・紹介 利用者協力員の手配 1 回寝具類（敷布団・掛布団・毛布）の洗濯、乾燥、消毒</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【対象者】 砂沼湖畔在宅介護支援センター</p> <p>【対象者】 砂沼会） 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び在宅介護支援センターに属する高齢者並びに身体障害者（砂沼会）要介護状態若しくは傷病等により寝具類の衛生管理が困難な者</p>	<p>【事業内容】 千代川村</p> <p>【目的】 介護に関する総合相談 寝具類管理などが困難な高齢者に対し、保健福祉力を活用し、介護保険が清潔で快適な生活環境の提供と健康の確保を図る。 保健福祉サービスの利用申請手続きの申請代行</p> <p>【内容】 寝具・用具の展示・紹介 利用者協力員の手配 1 回寝具類（敷布団・掛布団・毛布）の洗濯、乾燥、消毒</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【対象者】 千代川村在宅介護支援センター</p> <p>【対象者】 概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び在宅介護支援センターに属する高齢者並びに身体障害者であって、要介護状態若しくは傷病等により寝具類の衛生管理が困難な者</p>
敬老事業 軽度生活援助事業	<p>【名称】 敬老福祉大会</p> <p>【内容】 毎年敬老の会や高齢者芸能発表会、軽度生活援助員（ホームヘルパー等）を派遣し、生活援助、相談、助言等を行う。</p> <p>【対象者】 60 歳以上の者</p>	未実施
長寿祝金等 支給事業 生きがい活動支援通 所事業	<p>【内容】 長寿を祝福し、祝金や祝品を贈呈する。</p> <p>【対象者】 敬老祝金 80 歳以上の高齢者に対し、通所介護やデイサービス、趣味活動等のサービスを提供する。</p> <p>【費用】 5,000 円</p> <p>【対象者】 65 歳以上で介護保険要介護認定の結果、非該当となった方 85 歳以上の高齢者（市長が訪問） 100 歳以上の方 介護保険通所介護の要支援報酬の 1 割</p>	<p>【内容】 長寿を祝福し、祝品を贈呈する。</p> <p>【対象者】 敬老祝品 80 歳以上の高齢者に対し、通所介護やデイサービス、趣味活動等のサービスを提供するために、送迎を実施している。</p> <p>【対象者】 65 歳以上の介護保険対象外者で閉じこもり予防が必要と判断された方</p> <p>【利用料】 無料（送迎のみ）</p>
徘徊高齢者位置情報 一人暮らし老人給食 サービス事業	<p>【目的】 一人暮らし老人給食サービス事業 在宅の痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に見出せるシステムを活用して、事故の防止を図る。</p> <p>【内容】 一人暮らし高齢者へ弁当を届け、安否確認をする。</p> <p>【対象者】 65 歳以上の独居又は高齢者世帯で心身の障害及び疾病により調理が困難な者</p> <p>【回数】 月 4 回</p> <p>【費用】 月 5,000 円</p>	<p>未実施</p> <p>一人暮らし老人給食サービス事業</p> <p>【内容】 一人暮らし高齢者へ弁当を届け、安否確認をする。</p> <p>【対象者】 65 歳以上の独居又は高齢者世帯で心身の障害及び疾病により調理が困難な者</p> <p>【回数】 月 4 回</p> <p>【費用】 月 5,000 円</p> <p>愛の定期便事業</p> <p>【内容】 一人暮らし高齢者宅に乳製品を隔日配布する。</p> <p>【対象者】 概ね 65 歳以上の単身世帯</p>

		現	況
区 分		下妻市	千代川村
在宅福祉サービスセンター事業		【内容】 地域住民の参加協力を得て、高齢者や障害者等、在宅で援助を必要としている方の家庭に家事援助サービスを提供している。	【内容】 地域住民の参加協力を得て、高齢者や障害者等、在宅で援助を必要としている方の家庭に家事援助サービスを提供している。
		【利用料金】 1時間当たり 500円	【利用料金】 1時間当たり 500円
		【運営主体】 社会福祉協議会 県補助事業	【運営主体】 社会福祉協議会 県補助事業
介護保険利用者負担額減額措置	訪問介護利用者負担軽減	【対象者】 平成12年3月までに高齢者施策によるホームヘルプサービスを利用したことのある者で利用者を含む世帯の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む）である者	【対象者】 平成12年3月までに訪問介護を利用したことのある者で利用者を含む世帯の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む）である者
		【減額率】 サービスにかかる費用の4%（平成15年7月～平成17年3月）	【減額率】 サービスにかかる費用の4%（平成15年7月～平成17年3月）
		【有効期間】 発効日の翌年度の6月30日（発効日が4月から6月までの場合は当該月の属する年度の6月30日）	【有効期間】 発効日の翌年度の6月30日（発効日が4月から6月までの場合は当該月の属する年度の6月30日）
		【減額の方法】 現物給付。ただし、これにより難しい場合は、償還払い。	【減額の方法】 現物給付。ただし、これにより難しい場合は、償還払い。
	介護保険利用料金助成事業	【対象者】 介護保険料第1段階（生活保護を除く）、第2段階の方	未実施
		【減額率】 第1段階（在宅サービス）50% "（施設サービス）40% 第2段階（在宅サービス）30% "（施設サービス）20%	

各種事務事業の取扱い：児童福祉事業について

各種事務事業の取扱い：児童福祉事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1．児童手当支給事務については、現行のとおりとする。 2．児童扶養手当支給事務については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 3．特別児童扶養手当支給事務については、現行のとおりとする。 4．母子父子家庭養育手当及び母（父）子家庭児童学資金の制度については、調整を図り合併後早急に再編し、新たな制度を創設する。 5．誕生記念事業については、合併時に新たな制度を創設する。 6．放課後児童対策事業（児童クラブ事業）については、合併後早急に再編し、新たな制度を創設する。 7．子供の遊び場設置補助事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 		

現 況	
区 分	下 妻 市 千 代 川 村
児童手当	<p>【目的】 児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象 児童手当等は6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方に支給。 ・支給額 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子以降 10,000円(月額) ・支払時期 原則として毎年2月、6月、10月に支給(それぞれの月の前月分まで) ・所得制限 有り(一定の控除があり、限度額は年によって変更されることがある) ・手当の種類(児童手当法上の区分) <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満の児童 児童手当 特例給付(法附則第6条給付) 厚生年金に加入している方 3歳以上就学前の児童 就学前特例給付(法附則第7条給付) 3歳未満の児童手当に相当 就学前特例給付(法附則第8条給付) 3歳未満の特例給付に相当
児童扶養手当	<p>【目的】 離婚などにより父親と生計をともしない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に手当を支給し、児童の心身の健やかな成長を助け、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格 次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母や、母に代わってその児童を養育している人に支給される。(ただし、所得制限以下の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童 父が死亡した児童 父が重度(一定)の障害にある児童 父の生死が明らかでない児童 父が引き続き1年以上遺棄している児童 父が引き続き1年以上拘禁(刑務所等に)されている児童 母が婚姻によらないで生まれた児童 父母とも不明である児童 母、または養育者が年金を受給している場合及び対象児童が年金の加算の対象になっている場合は受給できない。

現		況
区 分	下 妻 市	千 代 川 村
児童扶養手当	<p>【支給月】 4月、8月、12月に前月までの分を支給する。</p> <p>【支給額（月額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童1人のとき 全額支給 42,000円 一部支給 41,990円～9,910円の間で所得により10円単位で決定。 ・児童2人のとき 全額支給 47,000円 一部支給 46,990円～14,910円の間で所得により10円単位で決定。 ・児童3人以上のとき 第3子以降の児童1人につき3,000円ずつ加算 	
特別児童扶養手当	<p>【概要】 知的または身体に重度の障害を有する児童を介護している方に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 <ul style="list-style-type: none"> 1級 51,100円 2級 34,030円 	
母子父子家庭養育手当	未実施	<p>【目的】 母子・父子家庭に対し、養育手当金を支給することにより、子女の生活上の不安を解消し、心身の健全な育成を図り、福祉増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】 父・母又は双方を失った義務教育終了までの子女を養育する家庭（世帯） 千代川村においては、身体障害児は18歳まで</p> <p>【支給条件】 町内・村内に住所を有する者で、子女の監護者で生計を一つにし、現にこれを養育している者</p> <p>【支給額】 （千代川村） 一家庭につき、10,000円/年</p> <p>【支給月】 毎年7月</p>

現		況
区分	下妻市	千代川村
母(父)子 家庭児童 学資金	<p>【目的】 事故、疾病またはその他の事由により母子或は父子世帯となった家庭の児童に対し、母子家庭児童学資金を支給することにより、その精神的動揺をやわらげ併せて当該児童の健全育成を助長すると共に福祉の増進をはかる。</p> <p>【対象者】 下妻市内に住所を有するもので次の各号の1に該当する者とする。 (1) 児童を養育する父もしくは母 (2) 両親ともいない場合は児童と生計を同じくし、現にこれを養育している者</p> <p>【支給額】 児童1人につき3,000円(月額)</p> <p>【支給期間】 義務教育就学の月から終了の月までとする。</p>	未実施
誕生記念 事業	<p>【概要】 赤ちゃんの誕生に際し、健やかな成長を願い祝福する。</p> <p>【記念品】 ・フォトフレーム</p>	<p>【概要】 赤ちゃん誕生の記念として出生祝記念品を配布する。</p> <p>【記念品】 ・アルバム(お祝いのことばを添える)</p>
放課後児童 対策事業 (児童クラブ 事業)	<p>【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。</p> <p>【内容】 余裕教室または学校内の専用施設を利用して預かり、適切な遊び及び生活の場を与える。 開設場所 ・下妻小学校児童クラブ ・やはた学童クラブ ・睦クラブ ・もみの木学童クラブ 対象児童： 市内の小学校1年生から3年生 保育時間 ・通常期(放課後)： 授業終了後から午後6時まで ・振替休日・夏休み等の長期休業期： 午前8時30分～午後5時30分まで 月額保育料 ・通常期：5,000円 ・夏休み 7月 6,000円 8月 8,000円 12,000円</p>	<p>【目的】 家庭の事情のため放課後帰宅しても保護者の保護を受けることができない小学校1年生から3年生までの児童を対象に保護指導を行い、児童の健全育成を図る。</p> <p>【内容】 開設場所 千代川村立小学校児童保育クラブ(大形小学校敷地内) 対象児童： 村内の小学校1年生から3年生 保育時間 ・通常保育(放課後)： 授業終了後から午後6時まで ・特別保育(夏、冬、春休み)： 午前8時30分～午後6時ま で 月額保育料 ・通常保育：5,000円 ・特別保育：7月 6,000円、 8月 8,000円、 夏休み期間のみ 12,000円 その他 大形小学校以外の小学校からは送迎あり</p>

現		況
区 分	下 妻 市	千 代 川 村
子供の遊び場 設置補助事業	<p>【目的】 子どもの遊び場設置要綱に基づき、子どもを育成する地域団体が行う遊び場の設置及び運営に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>【内容】 地域団体が行う遊び場の設置に要する経費（遊具、砂場、その他必要な設備の設置に要する経費に限る。）が99,000円以上のものに限る。</p> <p>【補助金】 99,000円</p>	<p>【目的】 幼児及び青少年に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、障害の防止を図ります。</p> <p>【内容】 設置 管理及び運営は各集落が行う。 （維持管理費1ヶ所に付き6,000円・設置の場合は村の補助金交付要項に関する規則に基づき補助金を交付） 村が必要と認める人家集合地、交通頻繁な地域、その他幼児及び青少年の健全な育成上必要な地域に設置。 敷地は原則として330㎡（100坪）以上とし、遊具はブランコ・滑り台・シーソー・鉄棒等とする。</p>

各種事務事業の取扱い：保育事業について

各種事務事業の取扱い：保育事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保育事業
調整方針(案)	<p>1. 公立保育所管理運営事業については、現行のとおりとする。</p> <p>2. 保育園給食については、現行のとおりとする。</p> <p>3. 保育料・保育料減免については、合併翌年度に再編し、新たな制度を創設する。</p> <p>4. 障害児保育事業については、現行のとおりとする。</p> <p>5. 延長保育事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。</p> <p>6. 一時保育事業については、合併の翌年度に再編し、新たな制度を創設する。</p> <p>7. 子育て支援・地域活動事業については、合併翌年度に千代川村の制度を踏まえ統一する。</p> <p>8. 民間育児サービス事業については、合併時に下妻市の制度に合わせて統一する。</p>		

区分	現	況
	下妻市	千代川村
公立保育所	<p>【入所児童】 0歳児からの児童を受け入れ</p> <p>【施設】 公立 1園 下妻市保育園 定員100名</p>	<p>【入所児童】 0歳児～就学前の児童を受入</p> <p>【施設】 公立 1所 千代川村きぬ保育所 定員120名</p>
保育園給食	<p>【目的】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の食育的機能などの役割を持たす。</p>	
保育料・ 保育料減免	<p>【保育料】 両市村が定める保育料基準額表による。</p> <p>【徴収方法】 ・原則、口座振替による引き落としとするが、口座振替不能の場合は、納付書を作成し徴収する。</p>	

		現 況	
区 分	下 妻 市	千 代 川 村	
障害児保育	<p>【目的】 心身に障害を有する乳幼児の保育を推進するため障害児の受け入れ及び集団保育の促進を図る民間保育所に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <p>【対象】 特別児童扶養手当支給対象児</p>		
延長保育	<p>【目的】 保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図る。</p> <p>【概要】 ・延長保育担当保育士を配置。 ・延長保育時間 大宝保育園 (平日/早朝7時30分～19時) 西原保育園 (平日/早朝7時15分～19時15分) 国・県補助事業</p>	未実施	
一時保育	<p>【内容】 保護者が傷病、災害、事故、冠婚葬祭、私的事由等で、緊急時・一時的に児童の面倒を見られないとき一時的に保育する。 (単独事業)</p> <p>【利用者負担額】 1日あたり 2,000円</p> <p>【実施保育園】 下妻保育園・法泉寺保育園 大宝保育園・西原保育園</p>	<p>【内容】 専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に対応、一時的な保育をすることで児童の福祉の増進を図る。 (国・県補助事業) 一時保育促進事業 補助率は、補助基準額の2/3</p> <p>【利用者負担額】 1時間あたり 200円</p> <p>【実施保育所】 きぬ保育所</p>	

現 況	
区 分	下 妻 市
子育て支援・地域活動事業	<p>保育所地域活動事業は未実施</p> <p>民間児童館地域活動推進事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 ・啓発活動、福祉サービス利用の調整等 ・地域住民による自主的活動の支援等
	<p>千代川村</p> <p>保育所地域活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流等事業 <p>老人福祉施設・介護保健施設等の訪問やお年寄りを招待しての劇、季節的行事、郷土の踊り、音楽、伝承遊び、手作り玩具製作等を行い世代間交流を実施する。</p>
民間育児サービス	<p>【目的】</p> <p>認可外保育施設において入所児童に対する健康診断に要する経費の一部を補助し、児童の健康と保育内容の向上を図る。</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入所児童が概ね5人以上であること。 (2) 概ね8時間以上の保育を実施していること。 (3) 国の「無認可保育施設に対する当面の指導基準」に適合していること。 (4) 定期健康診断を児童福祉施設最低基準第12条第1項に準じて実施していること。 <p>【補助額】</p> <p>茨城県民間育児サービス事業費補助金交付基準額に準じる。</p> <p>県・市が1/2づつ負担</p>
	未実施

各種事務事業の取扱い：その他の福祉事業について

各種事務事業の取扱い：その他の福祉事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	その他の福祉事業
調整方針(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1．民生委員推薦会については、委員定数は14人とし、合併後早急に再編し、新たな委員を選出する。 2．災害弔慰金等支給事務については、現行のとおりとする。 3．災害見舞金支給については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 4．平和祈念特別事業については、現行のとおりとする。 5．戦没・戦傷病者等援護事務については、現行のとおりとする。 6．福祉センターの管理運営委託については、合併後も継続して調整する。設備関係は、現行どおりとする。 7．同和対策事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域改善対策については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 (2) 各種連合会・協議会については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 8．人権教育啓発事業については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。 		

現 況	
区 分	下 妻 市
民生委員推薦会	<p>【目的】 民生委員法第8条及び民生委員法施行令第7条の規定により、民生委員・児童委員・主任児童委員の候補者の推薦を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦会の委員は、市町村長が、民生委員法第8条第2項各号に掲げる者のうちからそれぞれ2人以内を委嘱する。 ・委員の定数は、下妻市は14人、千代川村は7人。 ・委員長は、民生委員法第8条第3項の規定により、委員の互選で1名。 ・委員長は、市町村長から民生委員の欠員の通知を受けたときは、1週間以内に推薦会を招集し、民生委員候補者を決定しなければならない。

現		況
項 目	下 妻 市	千 代 川 村
災害弔慰金	<p>災害弔慰金</p> <p>【目的】 自然災害により死亡した遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を支給する。</p> <p>【対象災害】 住居が5世帯以上滅失した災害。県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。特別な事情のある場合の災害。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給遺族 ... 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ・支給額 ... ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円 	
	<p>災害障害見舞金支給</p> <p>【目的】 精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。</p> <p>【対象災害】 災害弔慰金支給の対象災害と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者 ... 対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 ・支給額 ... ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円 	
	<p>災害援護資金の貸付</p> <p>【対象災害】 災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害。</p> <p>【受給者】 対象災害により負傷又は居住、家財に被害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 ... 350万円（利率3%） ・据置期間 ... 3年 ・償還期間 ... 10年 	
災害見舞金支給	<p>【概要】 災害の被災者に対して災害見舞金を支給する。</p> <p>【災害見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全焼、全壊、流失 5万円 ・住家の半焼、半壊、一部流失 2万円 ・住家の床上浸水 2万円 ・非住家の全焼、全壊、流失 1万円 ・非住家で半焼、半壊、一部流失 1万円 	未実施

現		況
項 目	下 妻 市	千 代 川 村
平和祈念特別事業	<p>【目的】 独立行政法人平和祈念事業基金が行っている恩給欠格者（恩給法で旧軍人、軍属で年金恩給を受給する資格がない方）引揚者の方を対象に、戦争犠牲による労務について国民の理解を深めるとともに関係者に対し敬意の念を示すための事業を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当者に内閣総理大臣からの書状等を贈呈する。 ・その他の請求に対する相談及び指導。 	
戦没・戦傷病者等援護関係事務	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給 ・戦傷病者乗車券類引換証交付 ・戦没者の慰霊事業 ・その他の支給 	
福祉センター管理運営委託	<p>【名称】 下妻市中心身障害者福祉センター「ひばりの」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.センター管理業務委託 契約期間 1年 委託料 3,433千円 2.夜間警備業務委託 契約期間 1年 委託料 278千円 3.浄化槽清掃委託 契約期間 1年 委託料 32千円 4.清掃業務委託 契約期間 1年 委託料 668千円 5.火災報知器保守点検業務委託 契約期間 1年 委託料 66千円 6.自動ドア保守点検業務委託 契約期間 1年 委託料 166千円 <p>上記積算の外センター職員人件費等は、在宅知的障害者サービス事業委託料 27,151千円 障害児一時預かり事業委託料 3,490千円 を社会福祉協議会に委託しており、その中で支払っている。</p>	<p>【名称】 千代川村福祉センター「シルピア」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.定期清掃業務 契約期間 1年 委託料 753千円 2.浄化槽保守点検業務 契約期間 1年 委託料 120千円 3.機械設備保守点検業務 契約期間 1年 委託料 780千円 4.消防設備点検業務 契約期間 1年 委託料 59千円 5.機械警備業務 契約期間 1年 委託料 152千円 6.電気設備保安管理業務 契約期間 1年 委託料 231千円 7.特殊浴槽保守点検業務 契約期間 1年 委託料 60千円

現		況
項 目	下 妻 市	千 代 川 村
同和对策事業	<p>地域改善対策（福祉事務所）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.学校教育・社会体育における人権教育、啓発活動の奨励援助（特にお年寄り） 2.研修会・各種集会・研究会等への参加 3.市職員等を対象とした人権尊重研修会の開催 4.運動団体との連絡調整及び活動の援助 5.関係市町村との連携及び情報交換 6.各種出版物・その他参考資料の収集 7.えせ同和行為の排除 8.その他、地域改善対策上必要と認められる事業 <p>各種連合会・協議会 ・下妻市地域改善対策協議会 市補助金 380万円</p> <p>（目的） 地域改善対策事業について、調査及び計画を策定し、地域改善対策の円滑なる運営を図る。</p> <p>団体への補助金等 ・補助金は下妻市地域改善対策協議会より支出 ・部落解放愛する会茨城県連合会下妻支部補助金 1,426,000円 ・部落解放同盟全国連合会茨城県連合会下妻支部補助金 476,000円</p>	<p>地域改善対策（福祉課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.研修会、集会、研究会等の参加 2.町職員等を対象とした研修会等の開催 3.運動団体との連絡調整、活動援助 4.関係市町村との連携、情報交換 5.リーフレットの配布、人権週間に合わせたお知らせ <p>団体への補助金等 ・部落解放愛する会茨城県連合会千代川支部補助金 250,000円 ・全日本同和会茨城県連合会千代川支部補助金 250,000円</p>
人権教育啓発事業	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権作文集 ・人権書道展 ・人権教育講演会 ・集会所事業 ・お年寄り人権研修会 ・人権教室の開催 	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生を対象とした人権作文

各種事務事業の取扱い：環境衛生事業について

各種事務事業の取扱い：環境衛生事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生事業
調整方針(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの分別種類及び収集体制については、合併の翌々年度に統一する。 2. 指定ごみ袋については無償・有償配布の実施方法、販売金額、手数料率の調整を図り、合併の翌年度に統一する。 3. ごみ減量化対策のうち、生ごみ処理機器購入補助については補助額等の調整を図り、合併時に統一し、減量推進員、審議会制度については、新市において調整する。 4. 公害防止に関する審議会については、合併時まで再編し、新たな制度を創設する。 5. 土砂等による土地の埋立・盛土・たい積の規制については合併時まで再編し、新たな制度を創設する。 6. 空き地等の環境管理については、合併時に統一する。 		

		現	況
項目		下妻市	千代川村
ごみの分別種類及び収集体制		【業者委託】 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ ・空き缶(アルミ・スチール) ・ビン類 ・紙類	【業者委託】 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ ・空き缶(アルミ・スチール) ・ビン類
		【直営】 有害ごみ (乾電池、蛍光管) 資源ごみ ・ペットボトル ・牛乳パック 学校給食残渣	【直営】 有害ごみ (乾電池、蛍光管) 資源ごみ ・紙類 ・ペットボトル ・牛乳パック
ごみの収集回数	可燃ごみ	週2回朝8時まで	週2回朝8時まで
	不燃ごみ	週1回朝8時まで	週1回朝8時まで
	資源ごみ	缶、ビン、ペットボトル 週1回 古紙類 随時	全種類 随時
	有害ごみ	随時	随時

項目	現 況	
	下妻市	千代川村
指定ごみ袋	【無償配布】 ・各戸に毎年120枚 〔配付方法〕 ・引換券(転入者は窓口)郵送	【無償配布】 ・各戸に毎年可燃100枚、不燃 40枚 〔配付方法〕 ・区長が配付
	【販売】 ・指定ごみ袋取扱店で販売 50円 / 枚 (平成17年度～)	【販売】 ・保健センター、指定ごみ袋取扱店で販売 50円 / 枚
ごみ減量化対策	【生ごみ処理機器購入補助】 コンポスト 購入額の1/2、限度額3,000円 電気式生ごみ処理機 購入額の1/3、限度額20,000円	【生ごみ処理機器購入補助】 コンポスト 限度額2,000円 電気式生ごみ処理機 購入額の1/3、限度額20,000円
	【ごみ減量推進員】 〔職務〕 地域住民に対し、啓蒙普及とごみ減量達成のために必要な事業の実施。	【環境衛生推進員】 〔職務〕 廃棄物減量化・資源化推進、不法投棄の監視・通報、環境美化の推進・住民指導。
	【廃棄物減量等推進審議会】 〔職務〕 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する調査、審議を行い市長に答申する。	
公害防止に関する審議会	【下妻市公害対策審議会】 〔審議事項〕 ・公害対策の基本方針の樹立 ・公害の発生防止対策及び被害対策 ・その他公害対策に関し必要なこと	【千代川村環境審議会】 〔審議事項〕 ・環境の保全に関する基本的な事項 ・その他環境の保全に関し、必要なこと
土砂等による土地の埋立・盛土・たい積	【目的】 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業によって生じる環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行なうことにより、住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	
	【適用範囲】 事業区域面積300m ² 以上の土地	【適用範囲】 事業区域面積500m ² 以上の土地
	【罰則規定】 未許可事業、命令違反 ・1年以下の懲役 又は10万円以下の罰金 虚偽報告等 ・3万円以下の罰金	【罰則規定】 未許可事業、命令違反 ・1年以下の懲役 又は10万円以下の罰金 虚偽報告等 ・3万円以下の罰金

項 目	現 況	
	下妻市	千代川村
空き地等の 環境管理	【目的】 雑草等が繁茂し、かつ放置されている空き地等の管理の適正化を図り良好な生活環境を保全する。	
	【根拠】 下妻市空き地の 除草に関する条例	【根拠】 千代川村空き地等の 管理に関する条例
	【事務手順】 ・指導・助言・措置・命令・代執行 ・代執行に要した費用の請求	【事務手順】 ・指導・助言・措置・命令・代執行 ・代執行に要した費用の請求

各種事務事業の取扱い：農林水産関係事業について

各種事務事業の取扱い：農林水産関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	農林水産関係事業
調整方針（案）	<ol style="list-style-type: none"> 1．農業整備計画等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2．農業振興整備計画については、新市において策定する。なお、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 3．認定農業者育成事業については、組織団体を含め、合併後に再編する。 4．水田農業構造改革対策事業については、今後、国の制度を踏まえ、合併後新市において調整する。 5．病害虫対策事業、農業災害対策事業及び家畜防疫対策事業については、合併後、新市において調整する。 6．農業用廃プラスチック収集対策事業については、合併後に統一する。 7．園芸振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 8．森林計画については、両市村の現計画を基本とし合併後速やかに、新たな計画を作成する。 9．土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 10．霞ヶ浦用水事業については、合併後に統一する。 11．農林関連資金貸付金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 12．農業用水障害対策事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 		

項 目	現	況
	下妻市	千代川村
農業整備計画等	<p style="text-align: center;">地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】農業が魅力とやりがいのある産業として選択できるよう、5年後の農業経営の発展の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成16年度</p>	<p style="text-align: center;">地域農業マスタープラン</p> <p>【目的】農地の保全、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手の確保、女性の農業経営への参画や高齢農業者活動を促し、これらを効率的に組み合わせた農業構造を確立するとともに、農業生産基盤である優良農用地を確保するため農業振興地域整備計画に即した農業を振興し、農業の持続的発展を図るものとする。</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成16年度</p>

項 目	現 況	
	下妻市	千代川村
農業整備計画等	<p>農業経営基盤強化の促進に対する基本的な構想</p> <p>【目的】農業構造の現状及び今後の見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的とする。</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成21年度</p>	<p>農業経営基盤強化の促進に対する基本的な構想</p> <p>【目的】効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【計画期間】 平成12年度～平成21年度</p>
農業振興地域整備計画	<p>【概要】 概ね5年ごとに抜本的な見直しを行う特別管理(全体的見直し)と、年2回個人からの申請等を審査しやむを得ないと認められるものに限りに行う一般管理(個人除外)があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【計画時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 (昭和46年度) ・計画策定 (昭和48年度) ・前回特別管理(平成9年3月) ・一般管理(個人除外) <p style="text-align: center;">年2回 (6月受付、9月協議会 12月 "、2月 ")</p> <p>農業振興協議会設置 委員数 32名</p>	<p>【概要】 概ね5年ごとに抜本的な見直しを行う特別管理(全体的見直し)と、年2回個人からの申請等を審査しやむを得ないと認められるものに限りに行う一般管理(個人除外)があり、計画書の適正管理を図っている。</p> <p>【計画時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 (昭和45年度) ・計画策定 (昭和46年度) ・前回特別管理(平成9年3月) ・一般管理(個人除外) <p style="text-align: center;">年2回 (6月、12月)</p> <p>農業振興協議会設置 委員数 19名</p>
認定農業者育成事業	<p>下妻市認定農業者協議会 認定農業者をもって組織し、先進技術の視察や農業経営のための知識習得に向けた取組みを行っている。 会員数 124名</p>	<p>千代川村認定農業者連絡協議会 認定農業者をもって組織し、先進技術の視察や農業経営のための知識習得に向けた取組みを行っている。 会員数 34名</p>
水田農業構造改革対策事業	<p>【目的】 水田農業構造改革対策による推進と助成金の交付</p> <p>【内容】 H16生産調整目標数量 8,080 t (1,539ha) 作付配分率：水田 71.0%・陸田 54.0% 生産調整の推進のための助成 下妻市水田農業推進協議会 委員数 33名</p>	<p>【目的】 水田農業構造改革対策による推進と助成金の交付</p> <p>【内容】 H16生産目標数量 3,031 t (575ha) 作付配分率：水田 75.8%・陸田 65.5% 土地改良田 67.3% 生産調整の推進のための助成 千代川村水田農業推進協議会 委員数 15名</p>

項 目	現 況	
	下妻市	千代川村
病虫害対策事業	<p>【目的】 高品質な作物による農業経営の向上に寄与し、農業の振興を図る。</p> <p>【概要】 ・農林航空防除事業への補助 ・茨城県病虫害防除員 2名</p>	<p>【目的】 高品質な作物による農業経営の向上に寄与し、農業の振興を図る。</p> <p>【概要】 ・農林航空防除事業への補助 ・アメリカヒトリ防除 ・茨城県病虫害防除員 2名</p>
農業災害対策事業	<p>【概要】 県条例を考慮しながら、災害発生時において正確かつ迅速な調査・報告を行う。</p>	
家畜防疫対策事業	<p>【名称】 下妻市家畜畜産物衛生指導協会</p> <p>【目的】 法定家畜伝染病のまん延を未然に防止するとともに地域社会と融合した畜産経営を目指す。</p> <p>【内容】 ・ オーエスキー病 ・ アカバネ病 ・ 環境衛生対策 ・ 豚丹毒</p>	<p>【名称】 千代川村家畜畜産物衛生指導協会</p> <p>【目的】 畜産農家の自衛防疫の推進により家畜の健康保持と生産性の向上を図るとともに、畜産経営の保全ならびに改善のための技術指導および情報伝達の円滑化を通じて、畜産経営の安定と振興に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 1．家畜の伝染性疾患の予防措置の実施と家畜の健康保持に関する家畜衛生の指導及び情報連絡に関すること。 2．消毒及び環境衛生に関すること 3．自衛防疫に必要な研修会、講習会の開催</p>
農業用廃プラスチック収集対策事業	<p>【名称】 下妻市農業用ハイプラスチック適正処理協議会</p> <p>【目的】 農業から排出される農ビ、農ポリを回収し、再生利用することにより周辺環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 処理量 農ビ 1.31t 農ポリ 0.89t 県、市、農協、個人負担により処理</p>	<p>【名称】 千代川村農業用廃プラスチック収集対策協議会</p> <p>【目的】 農業用廃プラスチックの適正処理を行なうため農業者への啓蒙指導と、収集業務の円滑化を図り、もって農村環境の保全と農業経営の発展に資することを目的とする。</p> <p>1．廃プラスチックの適正処理に関する啓蒙指導 2．廃プラスチックの収集計画の策定と収集業務の推進 3．その他目的に必要な事業</p>
園芸振興事業	<p>【目的】 銘柄産地の推進や特徴ある産地の育成を進める</p> <p>銘柄品目 梨 銘柄推進品目 ねぎ</p>	<p>【目的】 銘柄産地の推進や特徴ある産地の育成を進める</p> <p>銘柄品目 きゅうり 銘柄推進品目 スイカ</p>

項 目	現 況	
	下妻市	千代川村
森林計画	<p>【名称】 下妻市森林整備計画</p> <p>【概要】 地域の実情に即して、間伐、保育等の森林整備を合理的に行うために定める計画で、民有林が所在するすべての市町村が計画を策定することとされている。 「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つのタイプに森林を区分し、森林の持つ多面的な働きを発揮するために、その重視する働きに応じた森林計画を進めることとしている。</p> <p>【計画期間】 自 平成14年4月1日 至 平成24年3月31日</p> <p>【事務手順及び面積】 計画期間は10年間、計画の策定は5年間。森林所有者が作成する施業計画（森林施業計画）を認定したり、伐採届け出の受理、伐採計画の変更命令、施業の勧告などを行う。</p> <p>【対象面積】 269ha</p>	<p>【名称】 千代川村森林整備計画</p> <p>【概要】 森林の整備に当っては森林の有する諸機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持、増進を図る。</p>
土地改良区	土地改良区との連絡調整 施設管理費の補助に関すること	江連、八間、吉田用水土地改良区との連絡調整
県営土地改良事業	<p>【目的】 県が行う土地改良事業に対して推進、地元支援及び事業費の一部を負担する。</p> <p>ほ場整備事業 ・ 騰波ノ江地区 ・ 大宝地区 ・ 大宝沼地区</p> <p>ため池整備地区 ・ 砂沼地区</p>	<p>【目的】 県が行う土地改良事業に対して推進、地元支援及び事業費の一部を負担する。</p> <p>ため池整備事業 ・ 砂沼地区</p>
霞ヶ浦用水事業	<p>【概要】 着工以来24年を経過し、一部供用開始するなど順調な進展を見せている。当市においては、現在36haの水田に通水が行われている。また、平成15年度より地区内全域の早期着水のために事業計画の変更作業に入っている。</p> <p>【事業負担金】 全額市負担</p>	<p>【概要】 昭和54年より総合用水として、農業用水・工業用水・水道用水事業を進められて来ました。当村の農業用水は未通水の状況であるが、平成15年度より国営、県営事業が行われており事業の計画変更作業に入っている。</p> <p>【事業負担金】 全額村負担</p>

項 目	現 況	
	下妻市	千代川村
農業関連資金 貸付等利子補給事業	<p>下妻市農業経営基盤強化資金利子助成補助金</p> <p>【目的】 認定農業者の経営の合理化制度資金借入れに伴う利子負担の軽減を図り、事業の安定に資する。</p> <p>【利子助成率】 県1/2 市1/2</p> <p>【利子助成期間】 元金償還完了まで</p> <p>平成16年4月1日以後借入れ分は10年間</p> <p>下妻市認定農業者育成確保資金等利子助成補助金</p> <p>【目的】 認定農業者の経営の合理化制度資金借入れに伴う利子負担の軽減を図り、事業の安定に資する。</p> <p>【利子助成率】 県1/2</p> <p>【利子助成期間】 元金償還完了まで</p>	<p>千代川村農業経営基盤強化資金利子助成補助金</p> <p>【目的】 認定農業者の経営の合理化制度資金借入れに伴う利子負担の軽減を図り、事業の安定に資する。</p> <p>【利子助成率】 県1/2 村1/2</p> <p>【利子助成期間】 元金償還完了まで</p> <p>千代川村認定農業者育成確保資金等利子助成補助金</p> <p>【目的】 認定農業者の経営の合理化制度資金借入れに伴う利子負担の軽減を図り、事業の安定に資する。</p> <p>【利子助成率】 県1/2</p> <p>【利子助成期間】 元金償還完了まで</p>
農業関連資金 貸付金等利子補給	<p>下妻市認定農業者等育成資金利子助成補助金</p> <p>【目的】 農業近代化資金助成法に基づく資金を貸し付ける金融機関に対して利子補給を行う。</p> <p>【利子助成率】 農業近代化資金 年0.63%</p> <p>【利子助成期間】 元金償還完了まで</p>	未実施
農業用水 障害対策事業	<p>【目的】 高道祖地区の農業用水浄化のため、排水処理施設(2ヶ所)を設置し、農業用水の再利用をしている。</p> <p>【施設】 南部処理施設 1,480人槽 北部処理施設 1,900人槽</p> <p>【使用料】 1人当たり 月250円(減免事項あり) 加入件数 628件</p>	未実施

各種事務事業の取扱い：商工・観光関係事業について

各種事務事業の取扱い：商工・観光関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	商工・観光関係事業
調整方針（案）	<p>1．両市村で実施している観光イベントについては、地域の特性、特色を活かしていることから、運営方法等の調整を図りながら、合併後も当分の間、現行のとおり支援する。</p> <p>2．中小企業事業資金融資あっ旋制度等については、合併時に再編する。</p>		

現 況	
項 目	下妻市
商業・工業の現状	<p>商 業 事業所数 626店 (H14 商業統計)</p> <p>工 業 事業所数 124 (H14 工業統計 従業員 4人以上)</p> <p>工業団地 つくば下妻 つくば下妻第2 大木 藤花 ニューつくば下妻</p>
観光イベント	<p>砂沼桜まつり 砂沼へらまつり 多賀谷時代まつり（隔年） 小貝川ワカ-フェスティバル 大宝アジサイまつり 子供神輿連合渡御 大人神輿連合渡御 下妻まつり ・ 1000人おどり ・ 砂沼花火大会 しもつま砂沼フェスティバル 菊まつり 駅からハイキング</p>

現 況		
項 目	下妻市	千代川村
中小企業事業資金 融資あっ旋制度等	中小企業事業資金融資あっ旋条例	中小企業事業資金融資あっ旋条例
	市内の中小企業者に対し、事業資金の融資と保証をあっ旋	村内の中小企業者に対し、事業資金の融資と保証をあっ旋
	1 振興金融 限度額 2,000 万円 期間 設備資金 7 年 運転資金 5 年 返済 一括又は割賦返済	1 振興金融 制度なし
	2 自治金融 限度額 1,000 万円 (設備) 500 万円 (運転) 期間 設備資金 7 年 運転資金 5 年 返済 割賦返済 委託先 商工会	2 自治金融 限度額 1,000 万円 (設備) 500 万円 (運転) 期間 設備資金 7 年 運転資金 5 年 返済 割賦返済 委託先 商工会
	中小企業事業資金信用保証料補助 年 0.82% 限度 全期間	中小企業事業資金信用保証料補助 年 1.00% 限度 8 割を補助 全期間
中小企業事業資金利子補給 借入限度額 500 万円 年 1% 限度 3 カ年		

各種事務事業の取扱い：建設関係事業について

各種事務事業の取扱い：建設関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業
調整方針(案)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両市村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、維持補修は合併後に統一する。 2. 都市計画マスタープランについては、現行のとおり存続し、合併後新市において新たに策定する。 3. 都市計画道路については、現行のとおり新市に引き継ぎ、整備に努める。 4. 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 5. 道路占用料については、合併時に統一する。 		

区 分	現 況	
	下妻市	千代川村
市町村道	【市道】 ・ 総延長 821,039m ・ 実延長 799,464m ・ 路線数 2,418線 ・ 橋梁数 213橋 ・ 舗装率 65%	【村道】 ・ 総延長 261,174m ・ 実延長 248,934m ・ 路線数 1,031線 ・ 橋梁数 105橋 ・ 舗装率 62%
	【パトロール及び簡易補修】 ・ 職員により実施	【パトロール及び簡易補修】 ・ 業者委託
	【除草】 ・ 業者委託により実施	【除草】 ・ シルバー人材センターに委託
都市計画 マスタープラン	【都市計画マスタープラン】 ・ 下妻市都市計画マスタープラン ・ 計画期間 1996～2016	【都市計画マスタープラン】 ・ 千代川村都市計画マスタープラン ・ 計画期間 2002～2021
都市計画 道 路	【都市計画道路】 ・ 総延長 36,887m ・ 整備済延長 14,601m ・ 路線数 18路線 ・ 整備率 39.6%	【都市計画道路】 ・ 総延長 11,460m ・ 整備済延長 3,020m ・ 路線数 5路線 ・ 整備率 26.3%

現		況
区 分	下妻市	千代川村
都市計画 区 域	<p>【都市計画区域】 61.05km²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 385.0ha 第1種低層住居専用 124.0ha 第1種中高層住居専用 10.0ha 第2種中高層住居専用 28.0ha 第1種住居 107.0ha 第2種住居 22.0ha 準住居 17.0ha 近隣商業 23.0ha 商業 13.0ha 準工業 3.8ha 工業 16.0ha 工業専用 21.0ha <p>・区域区分 設定なし</p>	<p>【都市計画区域】 19.83km²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 104.0ha 第1種低層住居専用 15.0ha 第2種低層住居専用 7.6ha 第1種中高層住居専用 16.0ha 第2種中高層住居専用 13.0ha 第1種住居 18.0ha 準住居 11.0ha 近隣商業 2.0ha 工業 22.0ha <p>・区域区分 設定なし</p>
道 路 占用料	<p>【道路占用料】</p> <p>電柱類 1本につき1,600円/年</p> <p>電話柱 " 930円/年</p> <p>その他の柱類(支線柱) " 72円/年</p> <p>共架電線その他上空に設ける線類 1mにつき10円/年</p> <p>鉄塔類 1m²につき1,400円/年</p> <p>地下埋設物(1mにつき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外径0.1m未満 48円/年 外径0.1m以上0.15m 72円/年 外径0.15m以上0.2m 95円/年 外径0.2m以上0.4m 190円/年 外径0.4m以上1.0m 480円/年 外径1.0m以上 950円/年 <p>工事用施設類 1m²につき440円/月</p> <p>占用料の総額が100円に満たない場合は 100円とする。</p>	<p>【道路占用料】</p> <p>電柱類 1本につき1,200円/年</p> <p>電話柱 " 690円/年</p> <p>その他の柱類(支線柱) " 53円/年</p> <p>共架電線その他上空に設ける線類 1mにつき7円/年</p> <p>鉄塔類 1m²につき1,100円/年</p> <p>地下埋設物(1mにつき)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外径0.1m未満 36円/年 外径0.1m以上0.15m 53円/年 外径0.15m以上0.2m 71円/年 外径0.2m以上0.4m 140円/年 外径0.4m以上1.0m 360円/年 外径1.0m以上 710円/年 <p>工事用施設類 1m²につき110円/月</p> <p>地下に設ける通路 1m²につき360円/年</p> <p>占用料の総額が1,000円未満の場合は免除 とする。</p>

各種事務事業の取扱い：上水道事業について

各種事務事業の取扱い：上水道事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	上水道事業
調整方針(案)	1. 上水道事業は、合併時に統一する。 2. 水道料金については、合併時に統一する。 3. 新規加入に係わる加入金については、合併時に統一する。 4. 水道関係手数料については、合併時に統一する。		

		現	況
項	目	下妻市	千代川村
名	称	下妻市水道事業	千代川村水道事業
事業計画	拡張事業計画	第3次拡張事業計画	第3次拡張事業計画
	計画目標年度	平成23年度	平成23年度
	給水区域	市内全域	村内全域
	計画給水人口	38,900人	10,000人
	1日最大給水量	14,800m ³	3,600m ³
加入金	口 径	金 額	金 額
	13mm	120,000円	150,000円
	20mm	180,000円	180,000円
	25mm	280,000円	300,000円
	30mm	380,000円	500,000円
	40mm	630,000円	800,000円
	50mm	950,000円	1,250,000円
	75mm	2,050,000円	2,500,000円
手 数 料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事事業者の 指定申請手数料 1件につき 4,000円 ・ 設計審査手数料 1件につき 300円 ・ 工事検査手数料 1件につき 500円 ・ 道路占用申請手数料 1件につき 3,000円 ・ 各種証明手数料 1件につき 200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事事業者の 指定申請手数料 1件につき 10,000円 ・ 設計審査手数料 1件につき 1,000円 ・ 工事検査手数料 1件につき 2,000円 ・ 道路河川占用申請手数料 1件につき 3,000円 ・ 公共物使用許可申請手数料 1件につき 3,000円 ・ 各種証明手数料 1件につき 300円

現 況

水道料金

下妻市

【水道料金】 1ヶ月につき

用途別	基本水量	金額	超過 1m ³
一般用	10 m ³	1,800 円	210 円
一般営業用	20 m ³	3,600 円	210 円
浴場営業用	100 m ³	10,800 円	120 円
団体用	20 m ³	3,600 円	210 円
臨時用	10 m ³	3,600 円	420 円
共用(1世帯に付) 5 m ³		900 円	210 円

【量水器使用料】 1ヶ月につき

口径	金額	口径	金額
13 mm	100 円	40 mm	380 円
20 mm	180 円	50 mm	1,650 円
25 mm	200 円	75 mm	2,200 円
30 mm	320 円	100 mm	2,800 円

千代川村

【水道料金】 1ヶ月につき

口径別	基本水量	金額	超過 1m ³
13 mm	10 m ³	2,000 円	250 円
20 mm	10 m ³	2,200 円	250 円
25 mm	10 m ³	2,800 円	250 円
30 mm	20 m ³	3,000 円	250 円
40 mm	20 m ³	5,000 円	250 円
50 mm	50 m ³	8,000 円	250 円
75 mm	75 m ³	19,000 円	250 円

【量水器使用料】 1ヶ月につき

口径	金額	口径	金額
13 mm	100 円	40 mm	400 円
20 mm	150 円	50 mm	950 円
25 mm	200 円	75 mm	2,500 円
30 mm	300 円		

各種事務事業の取扱い：下水道事業について

各種事務事業の取扱い：下水道事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	下水道事業
調整方針（案）	<p>1．流域関連公共下水道事業</p> <p>(1) 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に現在の計画を再編する。</p> <p>(2) 使用料については、当分の間現行のとおりとし、合併後新市において調整する。</p> <p>(3) 公共下水道受益者負担金については、当分の間現行のとおりとする。ただし、合併後の新規負担区については、新市において検討する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、納付時期、報奨金、猶予及び減免の取扱いは、合併後速やかに</p>		

		現	況
流域 関連 公共 下水道	公共下水道 計 画	<p>下妻市公共下水道概要</p> <p>【全体計画】</p> <p>【事業認可計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 H5～H17年度 ・計画処理面積 283.3 ha ・計画処理人口 6,601 人 ・計画汚水量 3,350 m³/日 ・処理方法 鬼怒小貝流域下水道 <p>下妻市東部公共下水道概要</p> <p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度 平成27年度 ・計画処理面積 330 ha ・計画処理人口 5,500 人 ・計画汚水量 2,640 m³/日 ・処理方法 小貝川東部流域下水道 <p>【事業認可計画】（申請予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間 H20～H26年度 ・計画処理面積 50.0 ha ・計画処理人口 760 人 ・計画汚水量 350 m³/日 ・処理方法 小貝川東部流域下水道 	<p>千代川村公共下水道概要</p> <p>【全体計画】</p> <p>【事業認可計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度 H5～H17年度 ・計画処理面積 146.5 ha ・計画処理人口 4,566 人 ・計画汚水量 1,355 m³/日 ・処理方法 鬼怒小貝流域下水道
	整備状況 (H15年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・整備面積 240.0 ha ・整備率 84.7 % 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備面積 82.8 ha ・整備率 56.6 %
	使用料	<p>【料 金】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10m³まで 1,400円 ・超過料金（1m³当り） 10～30m³まで 150円 30～100m³まで 170円 100m³以上 200円 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 毎月1回 ・納付書発行 毎月5～7日 ・納付期限 毎月20日 ・水道事務所に徴収委託 	<p>【料 金】（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10m³まで 1,400円 ・超過料金（1m³当り） 10～50m³まで 150円 50～100m³まで 170円 100m³以上 200円 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替 毎月2回 ・納付書発行 毎月末 ・納付期限 発行日より15日目 ・水道課に徴収委託

		現	況
区分	項目	下 妻 市	千 代 川 村
流域 関連 公共 下水道	手数料	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備等検査手数料 1,000円 排水設備指定工事店登録手数料 10,000円 排水設備指定工事店継続登録手数料 5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備等検査手数料 1,000円 排水設備指定工事店登録手数料 10,000円 排水設備指定工事店継続登録手数料 5,000円
	受益者 負担 金	<p>【受益者負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担区制 地積割り <p>第1負担区 1m²当り 490円 第2負担区 1m²当り 490円</p> <p>【賦課及び徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年に分割して徴収 期割納付 年度一括納付 一括納付 <p>【納期】</p> <p>第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 2月16日～2月末日</p> <p>一括納付は、納期前に納付した負担金の額に、交付率を乗じた額を報奨金とする。</p> <p>【負担金徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・山林等は、100%猶予 <p>【負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免制度有り 	<p>【受益者負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担区制 地積割り + 基本額制 基本額：100,000円 <p>第1負担区 1m²当り 300円 第2負担区 1m²当り 300円</p> <p>【賦課及び徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年に分割して徴収 期割納付 年度一括納付 一括納付 <p>【納期】</p> <p>第1期 6月16日～6月30日 第2期 8月16日～8月31日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 2月16日～2月末日</p> <p>一括納付は、納期前に納付した負担金の額に、交付率を乗じた額を報奨金とする。</p> <p>【負担金徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更地であれば、70%猶予 農地・山林等は、100%猶予 <p>【負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免制度有り

		現 況	
区分	項 目	下 妻 市	千 代 川 村
都市 下水路 整備 事業	事業概要	<p>江連都市下水路整備事業 (構成市町村：下妻市・千代川村・石下町・水海道市) 本事業は、旧江連用水路周辺地域の浸水被害の解消と生活環境の改善を目的として、下妻市・千代川村・石下町・水海道市の合意形成のもとに水路整備計画を策定し、事業を実施している。</p> <p>昭和62年度に江連都市下水路整備促進協議会を設立。 平成2年度から中妻下水路、平成6年度から下妻市・千代川村・石下町の本線整備に着手。</p> <p>平成6年度、石下町若宮戸ポンプ場が完成。 平成8年度、石下町若宮戸上流部の本線整備が完了。 平成9年度、下妻市の本線整備完了。 平成15年度には、千代川村の本線整備が完了した。</p> <p>今後は、平成29年度完成を目標に、石下町本線整備や中妻下水路の整備を進めていく予定である。</p>	
	関連事業	<p>下妻市水洗便所改造資金助成制度 【助成対象者】 ・下水の処理開始から3年以内に改造工事をしようとする者 【補助金】 ・1棟につき、13,000円 ただし、アパート等については、1棟につき7,000円を限度とし、5世帯までとする。 【利子補給】 ・償還利子の全額 【融資限度額】 ・1世帯につき、500,000円限度 ただし、アパート等については、1世帯につき、150,000円限度で5世帯までとする。</p>	<p>千代川村水洗便所改造資金助成制度 【助成対象者】 ・下水の処理開始から3年以内に改造工事をしようとする者 【補助金】 ・1世帯につき、20,000円 ただし、アパート等については、1世帯につき10,000円を限度とし、5世帯までとする。 【利子補給】 ・償還利子の全額 【融資限度額】 ・1世帯につき、500,000円限度 ただし、アパート等については、1世帯につき、150,000円限度で5世帯までとする。</p>

各種事務事業の取扱い：市(村)立学校(園)の通学区域について

各種事務事業の取扱い：市(村)立学校(園)の通学区域について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会長 小倉敏雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関連項目	市(村)立学校(園)の通学区域
調整方針(案)	通学区域については当分の間、現行のとおりとし、区域を変更する際は、地元住民との協議や通学区審議会の意見を尊重し、実施するものとする。		

現 況	
区分	下妻市
小学校	<p>【下妻小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字下妻乙386 ・学級数 22 ・児童数 661名 <p>〔通学区域〕</p> <p>本城町、下妻、砂沼新田、坂本新田、大木新田、長塚、石ノ宮、小野子町、下木戸の一部、今泉の一部</p>
	<p>【上妻小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字半谷426 ・学級数 17 ・児童数 494名 <p>〔通学区域〕</p> <p>大木、半谷、黒駒、江、平方、尻手、洪井、桐ヶ瀬、前河原、赤須、柴、南原、上野</p>
	<p>【大宝小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字大宝625 ・学級数 11 ・児童数 260名 <p>〔通学区域〕</p> <p>大宝、北大宝の一部、平川戸、横根、坂井、比毛の一部、堀籠、大串、平沼、福田、下木戸の一部、筑波島の一部</p>
	<p>【騰波ノ江小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字若柳甲644 ・学級数 8 ・児童数 167名 <p>〔通学区域〕</p> <p>若柳、神明、下宮、中郷、下田、数須、筑波島の一部、北大宝の一部</p>
	<p>【高道祖小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字高道祖2638 - 1 ・学級数 12 ・児童数 254名 <p>〔通学区域〕</p> <p>高道祖、比毛の一部</p>
	<p>【総上小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字小島1116 ・学級数 7 ・児童数 206名 <p>〔通学区域〕</p> <p>今泉の一部、中居指、二本紀、小島、古沢の一部</p>
	<p>【大形小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字別府199 ・学級数 10 ・児童数 234名 <p>〔通学区域〕</p> <p>鬼怒の一部、鎌庭、別府、皆葉、五箇、村岡</p>
<p>【蚕飼小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字大園木135 ・学級数 6 ・児童数 55名 <p>〔通学区域〕</p> <p>大園木、鯨</p>	
<p>【宗道小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大字本宗道120 ・学級数 14 ・児童数 310名 <p>〔通学区域〕</p> <p>田下、下栗、本宗道、宗道、渋田、見田、唐崎、長萱、伊古立、原、羽子、鬼怒の一部</p>	

現 況		
区分	下妻市	千代川村
小学校	【豊加美小学校】 ・大字加養128 ・学級数 9 ・児童数 197名 〔通学区域〕 加養、樋橋、肘谷、山尻、谷田部、柳原、袋畑、古沢の一部、新堀	
中学校	【下妻中学校】 ・大字長塚乙38 - 1 ・学級数 21 ・生徒数 700名 〔通学区域〕 下妻小学校、上妻小学校、総上小学校の各通学区域	【千代川中学校】 ・大字鎌庭2777 ・学級数 11 ・生徒数 302名 〔通学区域〕 村内全域
	【東部中学校】 ・大字大串610 ・学級数 16 ・生徒数 508名 〔通学区域〕 大宝小学校、騰波ノ江小学校、豊加美小学校、高道祖小学校の各通学区域	
幼稚園	【豊加美幼稚園】 ・大字加養119 ・学級数 2 ・園児数 41名 〔通園区域〕 市内全域	【ちよかわ幼稚園】 ・大字宗道2095 ・学級数 4 ・園児数 116名 〔通園区域〕 村内全域
	【上妻幼稚園】 ・大字半谷426 ・学級数 4 ・園児数 79名 〔通園区域〕 市内全域	
	【騰波ノ江幼稚園】 ・大字若柳甲644 ・学級数 2 ・園児数 25名 〔通園区域〕 市内全域	
	【高道祖幼稚園】 ・大字高道祖2638 - 1 ・学級数 2 ・園児数 26名 〔通園区域〕 市内全域	
	【大宝幼稚園】 ・大字大宝606 ・学級数 2 ・園児数 46名 〔通園区域〕 市内全域	

児童・生徒・園児数は、平成15年5月1日現在。

各種事務事業の取扱い：学校教育事業について

各種事務事業の取扱い：学校教育事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整方針(案)	1. 公立幼稚園の入園料・保育料については合併時に統一し、その他については当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。 2. 公立幼稚園の預かり保育については、合併翌年度に下妻市の制度を踏まえ統一する。 3. 外国語指導助手については、合併の翌年度に新たな制度を創設し、雇用人数・内容について統一を図る。 4. 教育相談業務については、合併時に下妻市の制度を踏まえ統一する。		

現 況		
区 分	下妻市	千代川村
公立幼稚園	【設置内容】 1 設置数 5園 2 対象 4,5歳児 3 送迎 未実施 4 料金 保育料 月額4,000円 入園料 2,000円 給食費 3,600円	【設置内容】 1 設置数 1園 2 対象 4,5歳児 3 送迎 委託により実施 4 料金 保育料 月額5,000円 入園料 2,000円 給食費 3,600円
	【預かり保育】 1 保育時間 平日(15:00～17:30) 長期休業中(8:30～17:30) 2 料金 保育料 月額3,000円 (臨時 日額250円) おやつ代 月額2,000円 (臨時 日額150円) (長期休業中 日額150円) 給食費 なし(長期休業中は弁当持参)	【預かり保育】 1 保育時間 平日 (8:00～8:30、13:40～18:15) 長期休業中(8:00～18:15) 2 料金 保育料 月額3,000円 (臨時 日額300円) (長期休業中 日額500円) おやつ代 月額2,000円 (臨時 日額100円) (長期休業中 日額100円) 給食費 なし(長期休業中は弁当持参)

現 況		
区 分	下妻市	千代川村
外 国 語 指 導 助 手	【外国青年招致事業(JET)】 中学校英語学習指導助手として、外国語指導助手(ALT)を招致。 1 人数2名(中途1名減) 2 給料年額360万円 3 中学校英語勤務時間週35時間 ・各小学校は要請により訪問 4 現在のALTの期間 H14.8~H16.7	【外国青年招致事業(JET)】 中学校英語学習指導助手として、外国語指導助手(ALT)を招致。 1 人数1名 2 給料年額360万円 3 中学校英語勤務時間週35時間 ・各小学校は要請により訪問 4 現在のALTの期間 H14.8~H17.7
	【民間委託外国語指導助手】 1 小学校 民間業者から外国語指導助手1名を業務委託し小学校を巡回しながら毎週訪問。 ・勤務時間 年間70日(1日6時間) 2 中学校 民間業者から外国語指導助手1名を業務委託し、中学校の英語学習の指導助手に外国語指導助手を配置 ・勤務時間 週5日間(1日8時間)	
教 育 相 談 業 務	【適応指導教室】 [名称] 「ふれあいスクール」 [活動内容] 1相談活動 2適応指導 3調査、分析 4家庭・学校・関係機関との連携 5啓蒙活動 [開設時間] 月~金曜日 9:30~15:30 [相談員の構成内容] 常勤 : 1名 非常勤 : 3名	【学校教育指導員】 [職務] 小中学校の教育課程についての指導助言 ・教育相談 ・教職員の研修 ・就学指導委員会に関すること ・教職員の研修 ・学校週5日制 ・適応指導教室に関すること ・その他教育長が認めるもの [任用] 1年(再任可) [指導員数] 1名

各種事務事業の取扱い：学校給食事業について

各種事務事業の取扱い：学校給食事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校給食事業
調整方針(案)	1. 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、当分の間、現行のとおり実施する。 2. 新市において、幼稚園の給食を含め、学校給食のあり方について検討する。 3. 幼稚園・小学校及び中学校の給食費については、当分の間、現行のとおりとし、合併後新市において調整する。		

		現	況
区分		下妻市	千代川村
給食実施校(園)数		幼稚園 : 5園 小学校 : 7校 中学校 : 2校	幼稚園 : 1園... 1 小学校 : 3校 中学校 : 1校
給食調理場の方式		・自校調理場 ・ウェットシステム	・共同調理場 ・ドライシステム
		ウェットシステムとは、床をはじめ機器などをすべて水で洗い流す方式。この方式は調理場内が高温多湿になり、細菌の繁殖を招くことや、床からの跳ね水が二次感染を起こす可能性があるといわれているので衛生管理の改善を施している。 ドライシステムとは、細菌の繁殖を抑制するため、床暖房設備や適切な温度、湿度管理(温度25 以下、湿度80%以下)のための空気調整設備を設け、常に床を乾燥させた状態に保つことで食品衛生を考えたシステムであり、国でも導入を推進している。	
給食センターの施設概要			石下千代川学校給食組合 (石下千代川学校給食センター) ・石下町若宮戸1088-1 ・施設運用開始年月日 H13.4.1
給食費	料金	幼稚園 : 月額 3,600円 小学校 : 月額 3,600円 中学校 : 月額 4,200円	小学校 : 月額 3,750円 中学校 : 月額 4,150円
	補助金	幼稚園 幼稚園給食米飯補助金 128千円 給食用牛乳輸送費補助金 31千円 小学校 学校給食米飯補助金 1,646千円 給食用牛乳輸送費補助金 330千円 中学校 学校給食米飯補助金 1,127千円 給食用牛乳輸送費補助金 181千円	年間 3,300円 / 1人当り
献立作成		学校栄養職員が作成した献立表に基づき毎月1回開催する献立作成委員会で協議し決定する。	学校栄養職員が作成した献立表に基づき、毎月1回センター内部検討会議で協議し、決定する。
給食内容		米飯 : 毎週(水、金) パン : 毎週(火) めん : 毎週(木) 毎週月曜は各自米飯持参	米飯 : 週3回 パン : 週1回 めん : 週1回
食材の購入		主食 : 学校給食会 副食等 : 市内指定業者	主食 : 学校給食会 副食等 : 石下町内外指定業者
配送			直営3台

1 千代川村立ちよかわ幼稚園の給食(千代川村立きぬ保育所と合同で実施)	
・給食費 : 月額 3,600円	・給食調理場 : 村立きぬ保育所調理場(ウェットシステム)
・献立作成 : 月1回	・給食内容 : 副食のみ提供(米飯持参)
・配送 : 直営1台	・食材の購入 : 村内指定業者

各種事務事業の取扱い：生涯学習関係事業について

各種事務事業の取扱い：生涯学習関係事業について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	生涯学習関係事業
調整方針（案）	<p>生涯学習関係事業の取扱いについては、住民の学習意欲の向上、生活文化の振興、スポーツの振興並びに地域住民の交流を促進することを目的とし、次のとおりとする。</p> <p>【社会教育】</p> <p>(1) 公民館の管理運営方法等については合併時までに調整するよう努める。</p> <p>(2) 社会教育関係団体については、関係団体の事情を尊重し、合併後速やかに統一できるように調整する。</p> <p>(3) 成人式は、継続して実施し、内容については合併時までに調整する。</p> <p>(4) 両市村指定文化財については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 青少年育成事業については、下妻市の青少年センターを新市に引き継ぎ、青少年相談員制度を再編する。</p> <p>(6) 各種教室、講座及び生涯学習関連事業については、合併後も継続して実施するものとし、合併後新市において住民の要望を考慮し調整する。</p> <p>(7) 社会教育関連施設については、新市に引き継ぎ、管理運営方法等については合併時までに調整するよう努める。また、合併年度の事業については継続して実施し、翌年度以降については新市において調整する。</p> <p>【社会体育】</p> <p>(1) 社会体育関係団体については、関係団体の事情を尊重し、合併後速やかに統一できるように調整する。</p> <p>(2) 各種スポーツ大会及び教室については、合併後も継続して実施するものとし、合併後新市において各関係団体及び住民の要望を考慮し調整する。</p> <p>(3) 社会体育関連施設については、新市に引き継ぎ、管理運営方法等については合併後速やかに調整するよう努める。</p>		

1. 社会教育関係

		現	況
区 分		下 妻 市	千 代 川 村
公民館運営		公民館の設置 中央公民館 1箇所 地区公民館 1箇所 公民館分館 5箇所 講座等(教室を含む。) : 35講座 主催事業 公民館まつり 公民館運営審議会 委員 : 15名 任期 : 2年	公民館の設置 中央公民館 1箇所 講座等(教室を含む。) : 17講座 主催事業 芸術鑑賞会 公民館運営審議会 委員 : 17名 任期 : 2年
社会 教育 関係 団体	文化協会等	下妻市文化団体連絡協議会 加盟団体 : 71団体	組織なし(クラブ・愛好会制度) 加盟団体 : 27団体
	女性団体	下妻市婦人会 役員数 : 8名(幹事:若干名)	組織なし
	子ども会	下妻市子ども会育成連合会 単位子ども会数 : 101子ども会 子ども会会員数 : 2,400名	千代川村子ども会育成連合会 単位子ども会数 : 28子ども会 子ども会会員数 : 905名
	高校生会	下妻市高校生会(H16年度結成) 会員数 : 8人	千代川リーダーズ高校生会 会員数 : 10人
	ボランティアの会	生涯学習ボランティアサークル 会員数 : 22名	千代川トライアングلز 会員数 : 3名(H15.8発足)
成人式 (平成16年実績)		主催 : 下妻市 日時 : 1月11日(日) 場所 : 市民文化会館	主催 : 千代川村 日時 : 1月11日(日) 場所 : 中央公民館
文化財		文化財 市指定文化財 : 20件 県指定文化財 : 9件 国指定文化財 : 2件 文化財保護審議会 委員 : 7人 任期 : 2年 文化財保護計画 計画なし	文化財 村指定文化財 : 13件 県指定文化財 : 1件 文化財保護審議会 委員 : 10人 任期 : 2年 文化財保護計画 計画あり

現		況
区 分	下 妻 市	千 代 川 村
青少年育成関係	青少年センター 設置あり 青少年問題協議会 委員：21名 青少年を育てる下妻市民の会 役員：11名 （運営委員、幹事：若干名） 下妻市青少年相談員連絡会 役員：5名（理事：若干名） 青少年相談員 50名 特別青少年相談員 1名 下妻市文化祭 IT講習会 家庭教育学級 家庭教育力活性化支援事業 エンジョイ女性学級 高齢者学級	青少年センター 設置なし 青少年問題協議会 委員：14名 青少年育成千代川村民会議 役員：7名 （常任委員：若干名） 青少年相談員 10名 ふれあいまつり IT講習会（完了） 家庭教育学級 家庭教育力活性化支援事業 女性セミナー もみじ学級
芸術文化振興事業	芸術文化自主事業 （平成14年度に実施した主な事業） ・ 愉快的クラシック ・ ぬいぐるみミュージカル ・ 市民キネマ ・ 楽団コンサート ・ オカリナ&コーラスフェスタ 特別展・企画展（平成15年度） ・ 常総の文人 ・ 砂沼の生物たち ・ 学び舎の思い出～教育資料 で振り返る昔の学校 ・ 酒談義～下妻の酒蔵発 ・ かわってきたくらしの道具	芸術振興事業 ・ さわやかコンサート 特別展・企画展（平成15年度） ・ パネル展示 ・ 羽子田長門氏の村内風景 イラスト展示

現		況
区 分	下 妻 市	千 代 川 村
歴史民俗資料館運営	<p>下妻市ふるさと博物館 開館時間：9：00～16：30 休館日：月曜日、祝日の翌日 入館料：大人 200円 小人 100円 職員：館長 1人 職員 2人 嘱託 2人 運営協議会：委員 10人以内 任期 2年</p> <p>下妻市民文化会館 開館時間：9：00～21：00 休館日：毎週月曜日 下妻市自治振興公社へ委託 公社職員 13人 嘱託職員 9人 運営委員会：設置なし</p>	<p>出土文化財保管室 歴史資料保管室 民俗資料保管室 原則として一般公開はしていないが、希望者がいる時は、職員が対応している。</p> <p>運営委員会：設置なし</p> <p>設置なし</p>
図書館（室）	<p>下妻市立図書館 開館時間：9：00～21：00 休館日：毎週月曜日、祝祭日 毎月末日、年始年末 （年1回特別整理期間有） 利用者資格： 下妻市在住者 下妻市通勤、通学者 石下・八千代・関城・明野町民、 千代川村民 事務所の所在又は活動の場 が市内である団体 職員：館長 1人 職員 7人 嘱託 7人</p> <p>図書館協議会：委員 10名 任期 2年</p>	<p>千代川村図書室 （公民館管理） 開室時間：9：00～19：00 休室日：毎週月曜日、祝祭日 8/14～16、年始年末 利用者資格： 千代川村在住者 千代川村通勤、通学者</p> <p>職員：職員 2人 嘱託 1人</p> <p>図書館協議会：設置なし</p>

2. 社会体育関係

現		況	
区 分	下 妻 市	千 代 川 村	
体育協会	加盟団体	20団体	10団体
	組 織	構成役員 ・会 長 1名 ・副会長 4名 ・理事長 1名 ・理 事 16名 ・監 事 2名 ・幹 事 3名 ・名誉会長 1名 ・顧 問 1名 任 期 2年	構成役員 ・会 長 1名 ・副会長 2名 ・理 事 16名 ・顧 問 3名 ・監 事 2名 ・幹 事 8名 任 期 2年
スポーツ少年団	加入団体	19団体	9団体
	組 織	構成役員 ・本部長 1名 ・副本部長 2名 ・本部員 15名 ・幹 事 不在 任 期 2年	構成役員 ・本部長 1名 ・副本部長 1名 ・本部委員 16名 ・監 事 2名 ・幹 事 7名 ・顧 問 4名 任 期 2年
スポーツ教室	【教育委員会主催】 ・健康体操教室（前期・後期） ・いきいき体操教室	【教育委員会主催】 ・リフレッシュ体操教室 ・硬式テニス教室 ・バトミントン教室 ・卓球教室 ・レディースゴルフ教室 ・ジュニアスキー教室 ・親子スキー教室 ・ジュニアスポーツ教室 （野球・サッカー・バレーボール・ ミニバスケットボール・柔道・剣道）	

現		況
区 分	下 妻 市	千 代 川 村
各種スポーツ 大会	<p>【教育委員会主催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツフェスティバル ・砂沼マラソン大会 ・新春歩け歩け大会 ・為桜野球大会 	<p>【教育委員会主催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいウォークフェスティバル <p>【村・教育委員会主催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生大会 (野球・サッカー・バレーボール・ミニバスケットボール・柔道・剣道) ・中学生大会 (野球・女子バレーボール) ・社会人大会 (グラウンドゴルフ・ビーチボールバレー)
社会体育 関連施設	<p>下妻市総合体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技場 ・柔道、剣道場 ・卓球場 ・トレーニング室 <p>下妻市営柳原球場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場 ・テニスコート <p>砂沼広域スポーツゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場 	<p>千代川村総合運動公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場 ・多目的広場 ・ふれあいハウス <p>千代川村民体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技場 ・柔道、剣道場 <p>第2千代川村民体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技場 <p>千代川村運動広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート <p>千代川村民運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的運動場 <p>旧中学校グラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的運動場

各種事務事業の取扱い：社会福祉協議会について

各種事務事業の取扱い：社会福祉協議会について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

下妻市・千代川村合併協議会の調整内容

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会福祉協議会
調整方針(案)	社会福祉協議会については、合併後速やかに統合できるよう働きかける。		

(H.16.4.1現在)

現 況		
項 目	下妻市	千代川村
名 称	社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会	社会福祉法人 千代川村社会福祉協議会
所在地	下妻市大字本城町3-13	千代川村大字別府545 福祉センター内
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 定数：1名 任 期：2年 (H14.5.7～H16.5.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 定数：1名 任 期：2年 (H15.4.1～H17.3.31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長 定数：2名 任 期：2年 (H14.5.7～H16.5.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長 定数：1名 任 期：2年 (H15.4.1～H17.3.31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・理事(会長・副会長除く) 定数：12名 任 期：2年 (H14.5.7～H16.5.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事(会長・副会長除く) 定数：8名 任 期：2年 (H15.4.1～H17.3.31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・監事 定数：2名 任 期：2年 (H14.5.7～H16.5.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事 定数：2名 任 期：2年 (H15.4.1～H17.3.31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員 定数：31名 任 期：2年 (H14.4.28～H16.4.27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員 定数：21名 任 期：2年 (H15.4.1～H17.3.31)
費用弁償	2,000円/回	未支給
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1名 ・正職員 7名 ・正職員以外の職員 53名 (うち臨時職員30名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長(出向) 1名 ・正職員 15名 ・正職員以外の職員 12名 (うち臨時職員2名、嘱託職員2名)

項目	現況	
	下妻市	千代川村
市町村委託事業	・広域老人福祉センター砂沼荘 管理運営事業	・子育てサポーター設置事業 ・在宅福祉サービスセンター拡大事業
	・市心身障害者福祉センター ひばりの管理運営事業	・地域ケアシステム推進事業 ・食の自立支援事業
	・福祉の街づくり実施ボラン ティア活動育成事業	・外出支援サービス事業 ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業
	・地域ケアシステム推進事業	・生きがい活動支援通所事業
	・在宅福祉サービスセンター運営事業	・家族介護教室
	・ひとり暮らし老人給食サービス事業	・家族介護者交流事業
	・しもつまファミリーホ-ルセンター事業	・家族介護用品支給事業
	・心配事相談所運営事業	・高齢者地域支援体制整備・評価事業
	・心身障害児緊急一時預かり事業	・心身障害者福祉ワークス運営事業
	・生活管理指導員派遣事業	
	・軽度生活援助事業	
	・在宅知的障害者デイサービス事業	
	市町村補助事業	・社会福祉協議会運営費補助金
・専門職員設置費補助金		・結婚相談所運営費補助金
・福祉関係団体補助金		・障害者支援費事業補助金
・ポ-テージ 更生保護事業補助金		
・ボランティアセンター運営事業補助金		
・下妻市介護保険住宅改修費支給 申請理由書作成業務等補助金		
・精神障害者ホームヘルパー派 遣補助金		

新市建設計画〔財政計画〕(案)について【継続協議】

新市建設計画〔財政計画〕(案)について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

新市建設計画（案）

「財政計画（案）」

平成17年1月

下妻市・千代川村合併協議会

目 次

序 論

第 1 章 合併の必要性

第 2 章 新市の概況

第 3 章 新市のまちづくり基本方針

第 4 章 新市の主要施策

第 5 章 公共的施設の統合整備

第 6 章 財政計画 1
1 . 歳入 1
2 . 歳出 3

第6章 財政計画

新市における財政計画は、合併年度及びそれに続く10か年度について歳入・歳出の項目毎に過去の実績、経済情勢等を勘案しながら、普通会計ベースで作成したものです。

財政計画作成にあたっては、合併後の10年間及びこれ以降においても健全な財政運営を継続することを目標としながら、合併によって期待される経費の節減効果、住民サービスの向上などの必要経費を反映させるとともに、合併特例債や市町村合併特例交付金などの国県の財政支援措置についても勘案しています。

項目ごとの前提条件は以下のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税

地方税については、現行の制度を基本として、今後の経済見通し等を踏まえ推計しています。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(3) 配当割交付金、株式譲渡所得割交付金

配当割交付金、株式譲渡所得割交付金については、現行の制度を基本として推計しています。

(4) 利子割交付金

利子割交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(5) 地方消費税交付金

地方消費税交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(6) 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(7) 地方特例交付金

地方特例交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(8) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例(合併算定替)により算出するとともに、合併直後の臨時的経費に対する財政措置や合併特例債償還に係る交付税措置を見込んでいます。

また、特別交付税については、合併に係る財政支援措置を見込んでいます。

(9) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(10) 分担金・負担金

分担金・負担金については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(11) 使用料・手数料

使用料・手数料については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(12) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等を踏まえつつ、千代川村の生活保護にかかる支出金を見込んでいます。また、新市建設計画事業に係る補助金、合併に伴う財政支援措置を見込んでいます。

(13) 財産収入

財産収入については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計していません。

(14) 繰入金

繰入金については、過去の実績等を踏まえつつ、各年度の財源状況を勘案して基金からの繰入金を見込んでいます。

(15) 諸収入

諸収入については、現行の制度を基本として、過去の実績等により推計しています。

(16) 地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債や既存の地方債制度による地方債の発行を見込んでいます。

2. 歳出

(1) 人件費

人件費については、一般職職員の削減を見込むとともに、合併による特別職職員等の減員を見込んで推計しています。

(2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえたうえで、高齢化人口の変動率等の経費上昇分等を見込んで推計しています。

また、千代川村の生活保護にかかる経費を見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については、計画の前年度までの地方債発行額に対する償還見込額に合併特例債等の新たな地方債に係る償還見込額を加えて推計しています。

(4) 物件費

物件費については、過去の実績を踏まえたうえで、合併に伴う合理化等、合併効果を勘案して推計するとともに、合併に伴う一時的経費等を見込んで推計しています。

(5) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績等を踏まえ推計しています。

(6) 補助費等

補助費等については、過去の実績を踏まえたうえで、合併による影響額を勘案し、合併効果による経費の節減を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

繰出金については、過去の実績を踏まえ推計しています。

(8) 積立金

積立金については、合併後の市町村振興基金に伴う積立を見込むとともに、特定目的基金等の積立を見込んで推計しています。

(9) 投資・出資金・貸付金

投資・出資金・貸付金については、過去の実績を踏まえ推計しています。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく主要事業費及び、それ以外に予想される普通建設事業費を見込んで推計しています。

歳入

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
地方税	4,670	4,758	4,938	5,018	4,967	5,047	5,123	5,064	5,140	5,219	5,162
地方譲与税	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375	375
配当割交付金	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
利子割交付金	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
地方消費税交付金	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460
自動車取得税交付金	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127
地方特例交付金	149	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方交付税	3,959	4,548	4,349	4,216	4,042	3,974	3,903	3,930	3,931	4,002	3,971
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金・負担金	233	233	233	233	233	233	233	233	233	233	233
使用料・手数料	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
国庫支出金	851	901	923	920	924	919	965	950	962	983	992
県支出金	623	682	799	725	709	555	791	572	566	618	611
財産収入	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
繰入金	125	0	355	365	615	421	331	203	170	0	0
諸収入	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430
地方債	947	1,468	2,140	1,440	3,100	1,300	2,100	900	300	500	400
歳入合計	13,252	14,360	15,432	14,612	16,285	14,144	15,141	13,547	12,997	13,250	13,064

歳出

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
人件費	2,916	2,888	2,857	2,798	2,766	2,734	2,693	2,625	2,589	2,540	2,503
扶助費	1,491	1,599	1,615	1,630	1,645	1,660	1,697	1,735	1,772	1,809	1,846
公債費	1,645	1,627	1,638	1,724	1,698	1,716	1,794	1,865	2,009	1,944	1,973
物件費	1,905	1,905	1,905	1,895	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
維持補修費	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
補助費等	3,093	3,107	3,070	3,034	3,037	2,852	2,659	2,530	2,474	2,365	2,326
繰出金	1,526	1,533	1,540	1,547	1,544	1,546	1,562	1,577	1,592	1,608	1,619
積立金	10	654	473	473	10	10	10	10	10	179	118
投資・出資金・貸付金	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
普通建設事業費	565	946	2,233	1,410	3,599	1,640	2,740	1,219	565	819	693
歳出合計	13,252	14,360	15,432	14,612	16,285	14,144	15,141	13,547	12,997	13,250	13,064

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会事業計画(案)について

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会事業計画(案)について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

平成17年度 下妻市・千代川村合併協議会事業計画(案)

1. 協議会関係

協議会等の開催 随時

2. 事務事業

- (1) 事務事業一元化業務
- (2) 新市例規策定業務
- (3) 電算システムの統合化業務
- (4) その他合併に関し必要な事項

3. 広報活動

- (1) 「合併協議会だより」の発行
- (2) 協議会ホームページの運営
- (3) その他合併に関し必要な事項

4. 事務局関係

幹事会等の開催 随時

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会予算(案)について

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会予算(案)について、別紙のとおり提案する。

平成17年2月3日 提出

下妻市・千代川村合併協議会

会 長 小 倉 敏 雄

平成 1 7 年度

下妻市・千代川村合併協議会予算書

下妻市・千代川村合併協議会

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会予算

平成17年度下妻市・千代川村合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成17年2月3日

下妻市・千代川村合併協議会
会長 小倉 敏雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		7,000
	1 負 担 金	7,000
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		7,002

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 営 費		4,270
	1 会 議 費	1,547
	2 事 務 費	2,723
2 事 業 費		2,432
	1 事 業 推 進 費	2,432
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		7,002

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	7,000	7,000	0
2 繰越金	1	0	1
3 諸収入	1	1	0
歳入合計	7,002	7,001	1

歳出

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 運営費	4,270	4,754	484
2 事業費	2,432	1,847	585
3 予備費	300	400	100
歳出合計	7,002	7,001	1

2 歳入

(款)1 負担金

(項)1 負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	7,000	7,000	0	1 負担金	7,000	合併協議会两市村負担金 下妻市 3,500 千代川村 3,500
計	7,000	7,000	0		7,000	

(款)2 繰越金

(項)1 繰越金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	0	1	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金 1
計	1	0	1		1	

(款)3 諸収入

(項)1 諸収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子 1
計	1	1	0		1	

3 歳出

(款)1 運営費

(項)1 会議費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 協議会費	1,547	2,708	1,161	1 報酬	693	委員報酬 693
				8 報償費	1	謝礼等 1
				9 旅費	30	委員旅費 30
				11 需用費	180	消耗品費 50 食糧費 130
				13 委託料	643	会議録作成委託料 643
計	1,547	2,708	1,161		1,547	

(款)1 運営費

(項)2 事務費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務局費	2,723	2,046	677	3 職員手当等	728	時間外勤務手当 728
				9 旅費	1	旅費 1
				11 需用費	911	消耗品費 620 燃料費 180 印刷製本費 21 光熱水費 90
				12 役務費	562	通信運搬費 562
				13 委託料	263	ホームページ運営委託料等 263
				14 使用料及び 賃借料	207	事務機器借上料等 207
				18 備品購入費	50	事務用備品購入 50
				23 償還金、利子 及び割引料	1	償還金 1
計	2,723	2,046	677		2,723	

(款)2 事業費

(項)1 事業推進費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	2,432	1,847	585	8 報償費	32	謝礼等 32
				11 需用費	1,035	印刷製本費 1,035
				13 委託料	1,365	例規整備策定支援業務 1,365
計	2,432	1,847	585		2,432	

(款)3 予備費

(項)1 予備費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	300	400	100	1 予備費	300	
計	300	400	100		300	